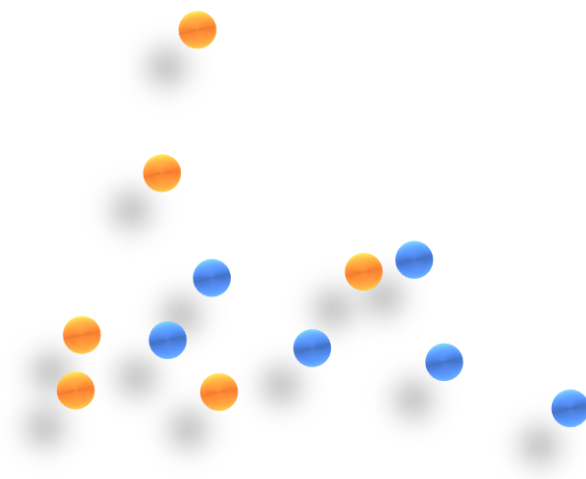


群馬県建築基準法例規・事例集



令和7年度

群馬県特定行政庁連絡会議

凡 例

1. 編集の目的

本書は、建築基準法令の規定の解釈とそれに関連する行政指導等について、先例とする規則（例規）や前例となる取扱い（事例）をまとめたものであり、本県特定行政庁（県及び12市）並びに建築主事及び指定確認検査機関が許認可、確認審査又は検査を行う際に、適切かつ統一的な解釈又は運用を図り、行政手続法第5条に規定する審査基準として公に示すことを目的とする。

2. 内容の構成

建築基準法の体系にしたがい、法全体を5つに大別し、その他条例、細則及び他法令との関係を付け加えた。さらに各項目を細分類し、分りやすいようにコード番号を付し整理配列してある。

また、内容に応じて「解釈事項」（＝法令を解釈したもの）、「指導事項」（＝行政指導であるもの）及び「手続事項」（＝様式や書類の提出方法等を定めたもの）に区分整理している。

3. 法令名の略称

法	建築基準法
令	建築基準法施行令
規則	建築基準法施行細則
告示	建築基準法に基づく建設省及び国土交通省告示
条例	群馬県建築基準法施行条例
細則	群馬県建築基準法施行細則

4. 取扱い上の注意

本書の内容については県及び県内12市の特定行政庁の統一した解釈、取扱いであるが、法改正等により内容が変更されることがあり、また若干であるが部分的に特定行政庁により取扱いが異なることがあるので注意されたい。

目 次

	コード番号
1. 総則	1
・用語の定義及び算定方法	1 - a
・適用除外	1 - b
・手続き関係	1 - c
・違反是正	1 - d
・報告・検査・その他	1 - e
2. 建築物の敷地、構造及び建築設備	2
・敷地	2 - a
・一般構造	2 - b
・構造強度	2 - c
・耐火構造、防火構造、防火区画等	2 - d
・避難施設等	2 - e
・内装制限	2 - f
・建築設備	2 - g
3. 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備	3
・道路	3 - a
・建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係	3 - b
・用途地域	3 - c
・建築物の面積、高さ及び敷地内の空地	3 - d
・防火地域	3 - e
・美観地区、地区計画等の区域	3 - f
4. 雑則	4
・建築協定	4 - a
・建築審査会	4 - b
・既存建築物に対する制限の緩和	4 - c
5. 工作物	5
6. 条例、細則	6
7. その他（他法令との関係等）	7

詳細目次

1. 総則

1－a：用語の定義及び算定方法

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
1-a-002	床面積の数値について	S59.4.1	R3.7.1		解釈
1-a-003	人工地盤に建築する建築物の階数、床面積、高さ及び軒の高さの取扱いについて	S59.4.1	R6.4.1		解釈
1-a-004	工場、倉庫等に設ける下屋部分の建築面積、床面積の取扱いについて	S59.4.1	R6.4.1		解釈
1-a-006	屋上自動車駐車場の床面積の算定の取扱いについて	S59.4.1			解釈
1-a-007	キャノピー等の床面積の算定について	S62.7.1			解釈
1-a-008	小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置がある場合の取扱いについて	S59.4.1	R3.7.1		解釈
1-a-009	別棟とみなすことができる渡り廊下の基準の取扱いについて	S59.4.1	R7.4.1		解釈
1-a-010	既存木造建築物(第1期)に、部分により構造を異にする建築物(第2期)を増築する場合の別棟の取扱いについて	S59.4.1	R7.4.1		解釈
1-a-011	法第6条第1項第1号にいう「その用途に供する部分の床面積の合計・・・」についての倉庫の取扱いについて	S59.4.1			解釈
1-a-012	集会場の客席の取扱いについて	S60.4.1	H22.4.1		解釈
1-a-013	開放自動車車庫の用途に供する部分の範囲は	S60.4.1			解釈
1-a-015	蚕室は居室か	S59.4.1	H14.4.1		解釈
1-a-018	自動車修理工場の取扱いについて	S60.4.1	H14.4.1		解釈
1-a-021	プレハブ物置等の展示場における、建築物の扱いについて	H4.2.21	H14.4.1		解釈
1-a-022	ゴルフ場のクラブハウスは何の用途で扱うか	H4.5.8	R6.4.1		解釈
1-a-024	法敷きは道路幅員に含まれるか	H5.12.1	R6.4.1		解釈
1-a-027	屋根のない野球場等のスタンドは建築物として扱うが、床面積はどう算定するか	H5.12.1	H22.4.1		解釈
1-a-028	住宅の2階以上のベランダの床面積の取扱いについて	H8.4.1	R6.4.1		解釈
1-a-029	法第2条第5号の規定による主要構造部とは	H8.4.1	R7.4.1		解釈
1-a-032	一の建築物において「改築」の定義は	H10.4.1	H13.4.1		解釈
1-a-033	犬小屋は建築物となるか	H10.4.1			解釈
1-a-036	サービス付き高齢者向け住宅の取扱いについて	H26.8.1			解釈
1-a-037	一棟性の取扱いについて	H27.7.1	R7.4.1		解釈
1-a-038	デイサービスセンターの浴場は公衆浴場に該当するか	H27.7.1	R6.4.1		解釈

1-a-039	ライブハウスの用途は何になるか。	H27.7.1		解釈
1-a-040	葬祭場に併設される宿泊室の取扱いについて 【群馬県、前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、安中市の扱い】	H27.7.1	R4.7.1	解釈
1-a-041	既存建築物の基礎を改修し、建築物が垂直方向へ移動（高さが高くなる）した場合「移転」に該当するか	H30.6.1		解釈
1-a-042	宿泊施設を含む学校の用途（特別支援学校を除く）の取扱いについて	R1.7.1	R6.4.1	解釈

1 - b : 適用除外

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
—	—	—	—	—	—

1 - c : 手続き関係

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
1-c-001	屋根・外壁の大規模の修繕及び大規模の模様替の取扱いについて	S60.4.1	R6.4.1		解釈
1-c-003	公営住宅の確認申請手数料額の減額がなされる場合の算定方法について【特定行政庁群馬県のみ扱い】	S60.4.1	H23.4.1		解釈
1-c-004	確認申請書等の記載事項に変更を生じた場合の手続きについて	S60.4.1	R3.7.1		手続
1-c-005	工作物の申請件数及び手数料の取扱いについて	S61.8.1	R6.4.1		手続
1-c-006	大規模の修繕、模様替の手数料の算定について	S61.8.1			解釈
1-c-007	テント構造物の取扱いについて	S62.7.1	H14.4.1		解釈
1-c-008	確認申請受理後、確認済証交付までの間に、延べ面積の変更があった場合の手数料の取扱いについて	S62.7.1	H11.5.1		解釈
1-c-009	自動車整備工場の認可申請に伴い必要とされる検査済証に代る書類の取扱いについて	H1.7.6	R2.7.1		手続
1-c-010	道路位置指定台帳概要書の閲覧について 【特定行政庁群馬県のみ扱い】	H3.7.16	R3.7.1		手続
1-c-013	法第85条第5項及び第6項の仮設建築物の許可申請で、複数の建築物がある場合の申請の取扱いについて	H8.4.1	R2.7.1		解釈
1-c-015	延べ面積が計上されない建築物の新築の確認申請の扱いについて	H9.4.1			解釈
1-c-016	建築基準法第6条の規定による計画変更確認申請の取扱い	H16.4.1	R7.4.1		解釈
1-c-017	法第18条第2項の規定に基づく計画通知の提出部数について	H22.4.1			手続
1-c-018	堆肥舎の取扱いについて	H22.4.1			解釈
1-c-019	都市計画区域外の土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物（法第6条第1項第三号相当に該当する建築物に限る）を建築しようとする場合の建築確認申請先について	H22.4.1	R7.4.1		解釈
1-c-020	工事監理者決定届について	H23.4.1	R3.7.1		手続
1-c-021	ビニルハウスを用いた畜舎の取扱いについて	H27.7.1	R3.7.1		解釈
1-c-022	検査済証のない建築物にかかわる増改築確認申請の取扱いについて	H27.7.1			解釈
1-c-023	道路上空の渡り廊下の確認申請の方法について	H27.7.1			手続

1-c-024	一部事務組合、第3セクター等の確認申請の取扱いについて	H27.7.1			解釈
1-c-025	鉄骨を一部に使用する木造建築物の取扱いについて	H28.7.1	R7.4.1		解釈
1-c-026	建築物等の敷地（許認可に係る敷地又は土地等を含む）が2以上の行政区域にわたる場合の確認申請等の取扱いについて	H30.6.1			手続
1-c-028	障害者総合支援法に基づく小規模な戸建て型グループホームの取扱い	R4.7.1			解釈
1-c-029	法第85条第6項の仮設建築物に係る許可の期間の延長について	R5.7.1			解釈

1 - d : 違反是正

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
—	—	—	—	—	—

1 - e : 報告・検査・その他

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
1-e-002	法第12条第5項の規定に基づく報告の様式について	S62.7.1	R5.7.1		手続
1-e-003	法第12条第1項の報告（定期報告）の要否を判定する為の建築物の床面積の取扱いについて	H10.4.1	R1.7.1		解釈
1-e-005	法第6条第1項第3号建築物における規則第8条の3「枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法」に規定される国土交通大臣が定める構造方法（H13告示第1541号）の確認の特例について	H30.6.1	R7.4.1		手続

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2 - a : 敷地

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
2-a-001	敷地内水路を占用した場合の敷地面積の取扱いについて	S61.8.1	R2.7.1		解釈

2 - b : 一般構造

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
2-b-002	法第28条第2項の規定による居室の換気上有効な部分としての窓、その他の開口部として、閉鎖状態で通常使用される用途の建築物の出入口等も含まれるか	S61.8.1			解釈
2-b-004	階段室型共同住宅の界壁について	H5.2.25	R6.4.1		指導
2-b-005	令第20条第2項第1号の公園、広場、川その他これらに類する空地について	H5.12.1	H24.4.1		解釈
2-b-006	採光のための開口部を設けることを要しない居室について	H8.4.1	H14.4.1		解釈
2-b-007	学校体育館のステージとアリーナを結ぶ段々状のものは、令第23条の階段各部の寸法の適用を受けるか	H10.4.1			解釈
2-b-008	モータル類似用途等の階段幅の規制について	H27.7.1	R6.4.1		解釈

2 - c : 構造強度

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
2-c-003	木造の布基礎について	S59.4.1	H14.4.1		解釈
2-c-005	屋根の重さが異なる筋違いの算定について	S59.4.1			解釈
2-c-008	既存不適格建築物の増改築において緩和適用される構造規定について	S61.8.1	R7.4.1		解釈
2-c-011	構造設計について	H3.8.6	R4.7.1		指導
2-c-015	3階建て木造（混構造を含む）の構造設計について	H8.4.1	R6.4.1		指導
2-c-016	既存建築物に昇降機を設ける場合等の構造審査について	H8.4.1	H24.4.1		解釈
2-c-017	雪おろしの実況に応じて垂直積雪量を1メートルまで低減できる取扱いについて【特定行政庁群馬県のみ扱い】	H15.4.1	H16.4.1		解釈
2-c-018	令第70条の防火被覆の範囲について	H16.12.15			解釈
2-c-022	平成19年告示第593号の架構を構成する柱の相互の間隔の取扱いについて	H27.7.1			解釈

2 - d : 耐火構造、防火構造、防火区画等

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
2-d-001	令第112条第1項ただし書防火区画免除について	S59.4.1	R6.4.1		手続 解釈
2-d-002	耐火建築物でコンクリートスラブの上に置屋根を造る場合の取扱いについて	S59.4.1	H14.4.1		指導
2-d-003	倉庫の防火区画の取扱いについて	S62.7.1	R5.7.1		解釈
2-d-006	ピラミッド型、アーチ型の屋根の取扱いについて	S62.7.1			解釈
2-d-007	開放自動車車庫の開口部の取扱いについて	S59.4.1	R3.7.1		解釈
2-d-009	軽微な別棟からの延焼の恐れを取扱いについて	S59.4.1	R6.4.1		解釈
2-d-010	法第27条、条例第23、24条における自動車車庫又は自動車修理工場の「当該用途に供する部分」の範囲は	S59.4.1	R3.7.1		解釈
2-d-013	軒裏防火構造が求められる場合の鼻隠し、破風の取扱いについて	S60.4.1			指導
2-d-017	庇を床面積に算入した建築物の防火区画、避難規定の取扱いについて	S62.7.1	H13.4.1		解釈
2-d-022	耐火建築物及び準耐火建築物の延焼の恐れのある部分の外壁の軒先面戸の取扱いについて	H3.8.6	H10.4.1		解釈
2-d-023	体育館の防火区画の取扱いについて	H5.12.1	H24.4.1		解釈
2-d-024	1時間耐火のはりで、床面からはりの下端までの高さが4メートル内外の耐火被覆の扱いについて	H6.8.1	R6.4.1		解釈
2-d-026	小屋組みが木造である建築物（建築面積が300㎡を超えるものに限り）で、天井がなく野地板あらかわしの場合、又は天井が屋根たる木直打ちの場合、令第114条第3項の隔壁を設けなければならないか	H10.4.1	H22.4.1		解釈
2-d-027	令第136条の10第3号ロに基づいて設ける防火堀について、隣地と水路、公共物等を隔てて接する場合の取扱いについて	H10.4.1	H22.4.1		解釈
2-d-029	令第112条第19項で規定する特定防火設備及び防火設備の確認について	H10.4.1	R6.4.1		手続

2-d-030	耐火・準耐火建築物で庇を床面積に参入した建築物の、延焼の恐れのある部分の防火措置の取扱いについて	H13.4.1	R5.7.1	解釈
2-d-031	告示第1716号において、畜舎等の周囲6メートル又は20メートル以内に建築物又は工作物が存しないこと（同告示第3の一号及び二号）が規定されている、隣地境界線又は道路中心線からも同様に3メートル又は10メートル離す必要があるか	H16.4.1		指導
2-d-032	構造計算不要規模の木造建築物における令第109条の2の2の取扱いについて	H23.4.1		解釈
2-d-033	エキスパンションジョイント（以下、「EXPJ」）を防火区画の一部を構成する壁又は床に使用することは可能か	R1.7.1		解釈
2-d-034	耐火構造等の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の取扱いについて	R5.7.1		解釈

2－e：避難施設等

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
2-e-003	建設省告示第1411号非常用照明設置緩和の取扱いについて	S59.4.1	H16.4.1		解釈
2-e-006	高層建築物等に係る防災評定について	S61.8.1	R6.4.1		指導
2-e-016	自然排煙とは	H4.7.9			解釈
2-e-017	法第35条の「廊下、階段、出入口その他の避難施設の避難上支障がない」避難経路とは	H4.7.9	H24.4.1		指導
2-e-023	令第126条の2第1項ただし書第4号の排煙設備の緩和を受けようとする場合の添付図書について	H10.4.1	H16.4.1		手続
2-e-025	令第126条第1項の手すりの安全対策について	H16.12.15	H24.4.1		指導
2-e-027	シャッターの令第116条の2第1項第2号の開口部としての取扱いについて	H24.4.1			解釈
2-e-028	防煙壁の取扱いについて	H27.7.1	R3.7.1		指導
2-e-029	吹抜き部分の1階のたて穴区画の取扱いについて	R1.7.1			解釈
2-e-030	令第126条の2第1項第三号「その他これらに類する建築物の部分」の適用について	R6.4.1			解釈

2－f：内装制限

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
2-f-001	令第128条の5第2項による「当該用途に供する部分」の範囲について	S59.4.1	R6.4.1		解釈
2-f-003	ラジエントヒーターに係る、火気使用室としての内装制限について	H23.4.1			解釈
2-f-004	壁及び天井から独立した木部が露出する柱又は梁に対する内装制限の適用について	H29.7.1	R6.4.1		解釈 指導

2－g：建築設備

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
2-g-001	昇降機機械室の出入口の戸の構造について	S59.4.1	H22.4.1		指導
2-g-002	建築物に設置する昇降機の確認申請及び手数料の取扱いについて	H2.9.18	R7.4.1		手続
2-g-005	浄化槽の人員算定で用途が複数ある場合の算定	H5.12.1	R1.7.1		解釈

2-g-007	昇降機の確認申請の手続きについて	H16.12.15	R7.7.1	解釈
2-g-008	火気使用室に設ける給気口の取扱いについて	H23.4.1		解釈
2-g-009	浄化槽処理対象人員算定について	H28.7.1		解釈 指導

3. 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備

3－a：道路

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
3-a-001	道路位置指定の取扱いについて	S59.4.1	R6.4.1		解釈
3-a-002	道路位置指定道路内の電柱等の工作物築造の取扱いについて	H1.7.6			解釈
3-a-003	道路位置指定（法第42条第1項第5号）における道路の幅員及び延長について	H17.4.1			解釈

3－b：建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
3-b-001	幅員 4 m 未満の道路を含めて築造された道路の取扱いについて	S59.4.1	H14.4.1		指導
3-b-003	高架の道路の路面下に設ける建築物は、法第44条第1項ただし書の許可は必要か	H8.4.1			解釈
3-b-004	法第44条第1項ただし書の時盤面下に建築する場合の取扱いについて	H27.7.1	R6.4.1		解釈

3－c：用途地域

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
3-c-002	第一種低層住居専用地域内の自動車部品店舗兼用住宅及び第二種低層住居専用地域内の自動車部品店舗の取扱い	S59.4.1	R4.7.1		解釈
3-c-004	第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域内に建築する出力の合計が0.75kw以下の原動機を使用するクリーニング店兼用住宅の取扱いについて	S59.4.1	H22.4.1		解釈
3-c-005	法別表第二（ハ）項第5号の「倉庫業を営む倉庫」の取扱いについて	S59.4.1	H24.4.1		解釈
3-c-006	工業専用地域内に建築する児童福祉施設（保育所等）の取扱いについて	S59.4.1	H14.4.1		解釈
3-c-007	アーク溶接機は原動機か	S59.4.1	H24.4.1		解釈
3-c-008	令第130条の3第2号の喫茶店とは	S59.4.1	H24.4.1		解釈
3-c-010	第一種住居地域で禁止のマージャン屋、ぱちんこ屋「その他これらに類するもの」とは	S61.8.1	R2.7.1		解釈
3-c-011	法第48条ただし書許可した既存建築物の改築の取扱いについて	H1.7.6	H14.4.1		解釈
3-c-012	法別表第二「原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計……」の「作業場の床面積」の取扱いについて	H1.7.6	R6.4.1		解釈
3-c-013	法第48条又は法第51条の規定によりただし書許可を受けたものについて計画変更等を行おうとする場合について	H1.7.6	R7.4.1		解釈
3-c-014	旅館・ホテル内の大広間、宴会場部分（風営法営業）の取扱いについて	H2.3.15			解釈

3-c-015	コーヒーの焙煎、粉碎のための建築物の取扱いについて	H4.2.21	R4.7.1	解釈
3-c-016	第二種中高層住居専用地域内において、令第130条の5の3各号の用途に供する建築物で、3階又は1500㎡をこえるものを建築できるか	H5.6.25		解釈
3-c-017	第一種中高層住居専用地域内に建築する、貸金業（消費者金融等）の取扱いについて	H5.6.25	H24.4.1	解釈
3-c-018	第一種低層住居専用地域内に兼用住宅の八百屋・魚屋は建築できるか（令第130条の3第2号に八百屋・魚屋は含まれるか）	H5.6.25		解釈
3-c-019	エステティックサロン（風俗ではない）は「理髪店他その他これらに類するサービス業を営む店舗（令第130条の3第3号他）」に該当する用途となるか	H16.4.1	H24.4.1	解釈
3-c-021	「地区集会場」は別表第一第（一）項の「集会場」に該当するか	H16.4.1	H24.4.1	解釈
3-c-022	風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第1項第4号の規定に基づき許可不要の「ダンス教室」は、令第130条の3第6号「学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設」に該当する用途となるか。	H16.12.15	H24.4.1	解釈
3-c-023	リサイクルショップは何の用途に供するか。	H17.4.1		解釈
3-c-024	第一種低層住居専用地域内に建築する兼用住宅の兼用用途に付属する建築物の床面積の取扱いについて	H27.7.1	R6.4.1	解釈
3-c-025	アトリエ又は工房は工場となるか	H27.7.1	R6.4.1	解釈
3-c-027	法別表第二に掲げる「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」の「観覧場」とは	R2.7.1		解釈
3-c-030	既存の鉄・非鉄等を回収しシュレッダー（破砕機）により裁断する施設が、逆有償（処理業者が金銭を受取り処理する）になった場合の法第51条の取扱いについて	R2.7.1		手続

3－d：建築物の面積、高さ及び敷地内の空地

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
3-d-001	屋上突出物の斜線制限の取扱いについて	S59.4.1	H24.4.1		解釈
3-d-002	日影図作成の際の緯度について	H2.9.18	H24.4.1		解釈
3-d-003	建築物の屋上の手摺、ネットフェンス、テニス用のネット囲い等は、日影規制の対象となるか	H4.2.21			解釈
3-d-004	道路と敷地との間に水路がある場合の道路斜線の緩和（後退距離）の取扱いについて	H8.4.1	H24.4.1		解釈
3-d-005	道路幅員が異なり、令第132条の二以上の前面道路がある場合、最大幅員をどこで規定するか	H10.4.1	H24.4.1		解釈
3-d-006	敷地と道路に高低差がある場合の後退距離（法第56条第2項）について	H14.4.1	R1.7.1		解釈
3-d-007	法第44条第1項第4号により許可を受けた道路上空通路の敷地内の部分は、道路斜線制限の対象となるか	R1.7.1			解釈
3-d-008	法第56条の2ただし書許可について	R2.7.1	R3.7.1		手続
3-d-009	法第56条の2ただし書許可の周囲の同意について	R2.7.1	R3.7.1		手続

3－e：防火地域

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
3-e-001	防火地域及び準防火地域内の既存不適格建築物の改築の取扱いについて	S59.4.1	H24.4.1		解釈

3-e-003	法第22条地域、防火地域及び準防火地域でのバルコニーの取扱い	H17.4.1	H24.4.1	解釈
---------	--------------------------------	---------	---------	----

3－f：美観地区、地区計画等の区域

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
—	—	—	—	—	—

4．雑則

4－a：建築協定

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
—	—	—	—	—	—

4－b：建築審査会

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
—	—	—	—	—	—

4－c：既存建築物に対する制限の緩和

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
4-c-001	基準時の敷地内において既存の木造作業場（法第48条にかかる既存不適格工場）を、構造を変えて建て替える（用途、規模は従前と同一）場合の既存建築物に対する制限の緩和（法第86条の7）の取扱いについて	H10.4.1	H26.8.1		解釈
4-c-002	昭和26年に用途地域が指定され既存不適格となった工場を、昭和37年に令第137条の7に基づき1.5倍の増築を行った。昭和45年12月、令第137条の7第2号及び第3号は改正され「増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍をこえないこと。」となった。現在改築（棟単位）する場合、1.5倍の面積を確保できるか。	H10.4.1	H22.4.1		解釈

5．工作物

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
5-001	人工地盤を駐車場とした工作物は令第138条第3項の工作物か	S59.4.1	H26.8.1		解釈
5-004	擁壁の高さの取り方について	S61.8.1	H22.4.1		解釈
5-005	生コンクリートプラント等の工作物の取扱いについて	H2.3.15	H26.8.1		解釈
5-007	遊戯施設とは	H4.2.21	H26.8.1		解釈
5-008	電気通信事業者が設置する通信用の鉄塔は、工作物確認の要否とその高さの算定について	H10.4.1	H26.8.1		解釈
5-009	携帯電話の通信基地局に設置される通信機器収納ボックスの取扱いについて	H12.4.1	H26.8.1		解釈
5-010	神社・仏閣に設けられる不動明王、観音、三重塔、鳥居は、装飾塔・記念塔として工作物確認が必要か	H27.7.1	R6.4.1		解釈
5-011	建築物の敷地以外に築造する擁壁について	R1.7.1	R6.4.1		手続

6. 条例、細則

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
6-001	災害危険区域の範囲	S59.4.1			解釈
6-002	条例第 6 条の接道の取扱いについて	S59.4.1	H11.5.1		解釈
6-004	条例第23条第 1 項中「現に幅員 4 以上の道路」の取扱いについて	S59.4.1			解釈
6-005	条例第24条による車庫等の区画について	S59.4.1	R3.7.1		解釈
6-007	細則第 5 条第 4 号の建築物及び工作物確認申請書の添付書類として建築主事が必要と認めるものとは【特定行政庁群馬県のみ扱い】	S59.4.1	R5.7.1		指導
6-008	細則第19条角地の指定の取扱いについて	S59.4.1	R1.7.1		解釈
6-009	条例第19条及び第26条による共同住宅及び長屋の主要出入り口の前面道路の幅員の取り方について	H3.11.12	H26.8.1		解釈
6-011	1 棟に共同住宅と長屋がある場合の条例第19条と第26条第 1 号の通路の取扱いについて	S61.8.1	H26.8.1		解釈
6-012	細則第 6 条第 2 項でいう住宅は、賃貸住宅を含むか	H1.7.6	H14.4.1		解釈
6-016	条例第25条の車庫内の出入口について	H4.2.21			解釈
6-018	確認申請書に添付する防災計画書で、別棟の既存建築物の記載及び図面の添付について	H8.4.1	H14.4.1		手続
6-019	建築確認済証発行後、浄化槽の仕様を変更する手続きについて（浄化槽仕様書の内容変更について）	H9.4.1	R5.7.1		解釈
6-020	条例第23条第 1 項で規定する、車庫等の床面積の合計が500㎡を超える場合の敷地において、前面道路の幅員が 4 m 以上 6 m 未満の場合、道路状にした敷地の一部分は、敷地面積に含まれるか	H10.4.1	R7.4.1		解釈
6-021	細則第 6 条の手数料の減免の取扱いについて	H10.4.1	H22.4.1		解釈
6-022	県条例第26条で規定する敷地内通路の取扱いについて	H26.8.1			解釈
6-023	県条例第10条「主要な出入口」とは	H27.7.1	R6.4.1		解釈
6-024	興行場等の戸の開き方について	R4.7.1			解釈
6-025	条例第21条ただし書きの公園、広場その他これらに類するものについて	R5.7.1			解釈
6-026	条例第 4 条ただし書きの「敷地の状況により・・・おそれがないと認める」場合の取扱いについて	R6.4.1			手続

7. その他（他法令との関係等）

コード	事 例	創設	改正	廃止	区分
7-001	日本建築行政会議編集図書の位置付けについて	H14.4.1	H29.7.1		解釈 指導
7-002	法第77条の32の規定に基づく指定確認検査機関からの照会回答について	H15.4.1	H26.8.1		手続
7-003	土木事務所で発行する証明について【特定行政庁群馬県のみ扱い】	H17.4.1	R7.4.1		手続
7-005	建築確認等の証明の申請者の資格について	H27.7.1	R6.4.1		手続

1. 総則

1-a 用語の定義及び算定方法

1-b 適用除外

1-c 手続き関係

1-d 違反是正

1-e 報告・検査・その他

コード番号	取扱い区分
1-a-002	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 令和3年7月1日
廃止年月日

事例 床面積の数値について

各階の床面積は小数点2位とし、3位以下は切捨てとする。

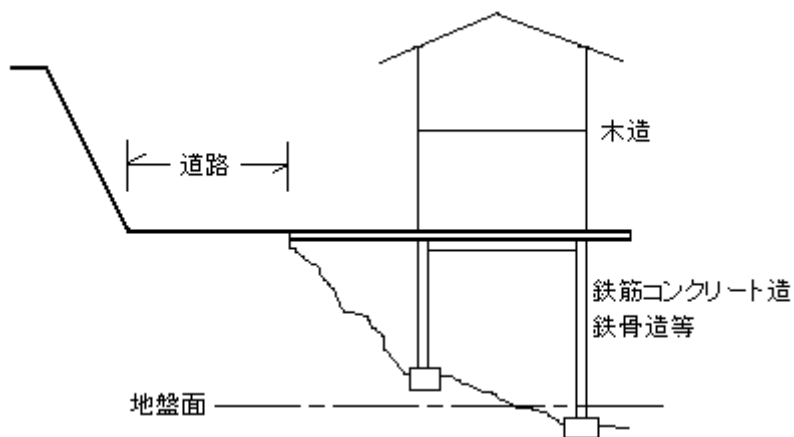
【関係法令等】

- ・令第2条第1項第3号
- ・昭和41年3月25日住指発第87号

コード番号	取扱い区分
1-a-003	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 人工地盤に建築する建築物の階数、床面積、高さ及び軒の高さの取扱いについて



- (1) 階数は、最下部が使用できないときは、最下部は階に含まない。
- (2) 床面積は、階に含まないときは算入しない。
- (3) 高さ、軒の高さの算定方法は、令第2条第2項による地盤面からの高さとする。
ただし、人工地盤の剛性が非常に高い場合はこの限りでない。

【関係法令等】

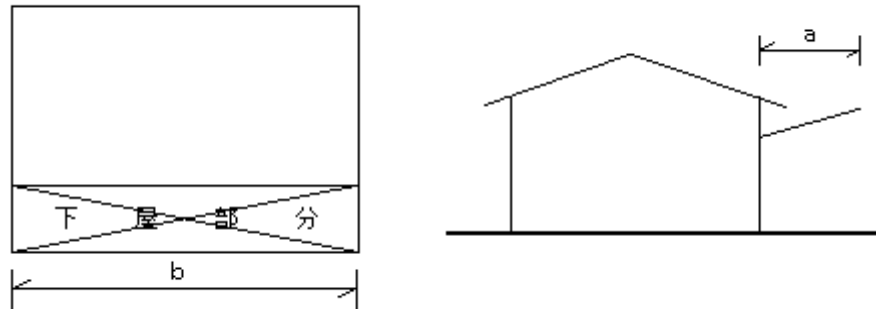
・令第2条第1項第3号、6号、7号、8号、令第2条第2項

コード番号	取扱い区分
1-a-004	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 工場、倉庫等に設ける下屋部分の建築面積、床面積の取扱いについて

作業、保管等の屋内的用途に使用される場合は床面積として算定する。



算出方法

軒先より1m後退した部分の面積（建築面積＝床面積）

$$(a - 1) \times b$$

ただし、次の各号による場合はその限りでない。

- 1 法52条第1項に規定する延べ面積の算定に当たり、令和5年3月24日付国住街第249号に準じた部分については、床面積に算入しないものとして取り扱って差し支えない。
- 2 法53条に規定する建築面積の算定に当たり、令和5年2月28日付国土交通省告示第143号に準じた部分については、建築面積に算入しないものとして取り扱って差し支えない。

【関係法令等】

- ・令第2条第1項第2号、第3号
- ・令和5年2月28日 国土交通省告示第143号
- ・令和5年3月24日 国住指第536号・国住街第244号
- ・令和5年3月24日 国住街第249号
- ・建築基準法施行令第2条第1項第4号イの規定の運用に係るQA（令和5年3月24日時点）

コード番号	取扱い区分
1-a-006	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 屋上自動車駐車場の床面積の算定の取扱いについて

算入しない。

【関係法令等】

・令第2条第1号第3号

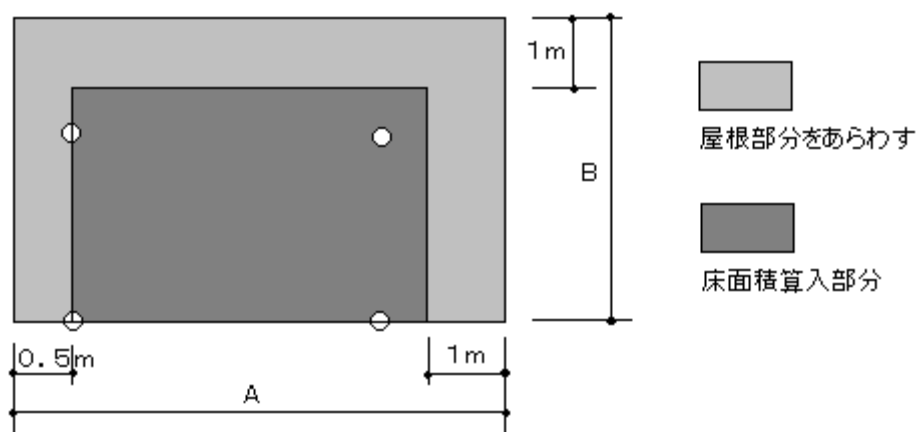
コード番号	取扱い区分
1-a-007	解釈

施行年月日 昭和62年7月1日
 改正年月日
 廃止年月日

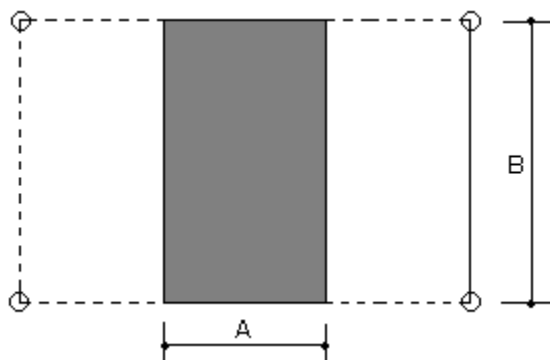
事例 キャノピー等の床面積の算定について

原則として柱芯とし、それから底が1 m以上出ている場合は、その端部から水平距離1 m後退した部分を加える。

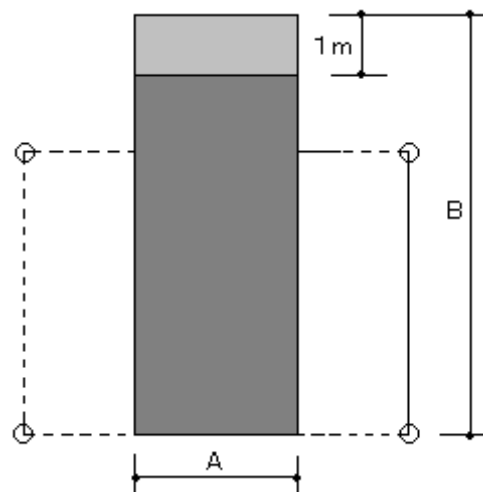
例1 $(A - 1.5) \times (B - 1)$



例2 $A \times B$



例3 $A \times (B - 1)$



【関係法令等】

- ・令第2条第1項第3号
- ・昭和61年4月30日建設省住指発第115号「床面積の算定方法について」

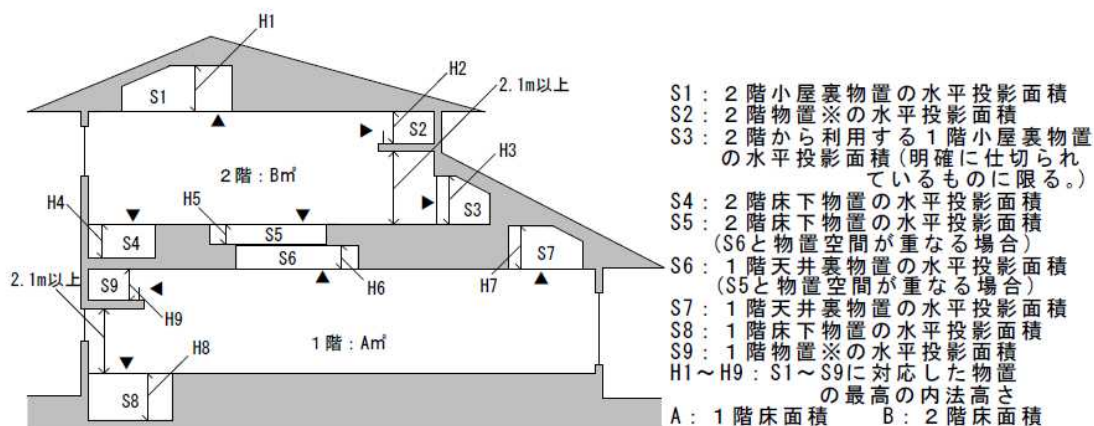
コード番号	取扱い区分
1-a-008	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 令和3年7月1日
 廃止年月日

事例 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置がある場合の取扱いについて

小屋裏、天井裏その他これらに類する余剰空間に物置を設ける場合（以下、「小屋裏物置」という。）で、次の各号に該当するものは、階として取扱う必要はないものとし、当該部分は床面積に算入しない。

1. 当該小屋裏物置の最高の内法高さが1.4m以下であること。
2. 当該小屋裏物置の部分の水平投影面積の合計（以下、「小屋裏物置面積」という。）がその存する部分の床面積の2分の1未満であること。なお、階の中間に設ける小屋裏物置の部分の水平投影面積の合計が、その接する上下それぞれの階の床面積の1/2未満であること（下図及び算定式を参照）。
3. 建築物の階の中間部分に設けられた重なり合う物置については、各々の物置の最高の内法高さの合計が1.4m以下であること。
4. 共同住宅、長屋等については、第2号及び第3号の規定の適用は、各住戸単位とする。
5. 業務用の建築物に設ける本格的な倉庫でないこと。
6. 当該部分の直下の天井高さは、居室、非居室共に2.1m以上であること。（ユニットバス等の規格品で高さ2.1m未満の場合は各行政庁に相談すること。）



小屋裏物置を階として取扱う必要がない場合は、以下の全てを満たす場合

1. $S1+S2+S3+S4+S5 < B/2$ 及び $S6+S7+S8+S9 < A/2$ かつ
 $S3+S4+S5+S6+S7+S9 < B/2$ 及び $< A/2$
2. S1~S9の最高の内法高さが1.4m以下
3. $H5+H6 \leq 1.4\text{m}$

※階の中間に設ける床（ロフト状に設けるもの）については、室の直上に設けないこと。ただし、当該部分の直下の天井の高さが2.1m以上ある場合については、この限りでない。

※小屋裏物置のみに至る階段を固定階段（当該部分の天井高は1.4m超でもよい）とする場合には、小屋裏物置面積に固定階段部分の水平投影面積を含むこととし、申請床面積及び階

数に含まない。また、当該固定階段については特殊の用途に専用する階段に該当し、建築基準法施行令第23条から第25条までの規定は適用しない。

注：この扱いは、政令第3章第3節及び第8節の計算をする場合、実状に応じて積載荷重を考慮すべき場合があります。

【関係法令等】

- ・令第2条第1項第3号、8号
- ・昭和55年2月7日住指発第24号「小屋裏利用の物置の取扱いについて」、平成12年6月1日建設省住指発第682号「建築基準法の一部を改正する法律の施行について」
- ・JCBA「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例2022P118」

コード番号	取扱い区分
1-a-009	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 令和7年4月1日
廃止年月日

事例 別棟とみなすことができる渡り廊下の基準の取扱いについて

二以上の建築物（以下「接続建築物」という。）を連結する室として、次に掲げる基準に適合する渡り廊下（以下「渡り廊下」という。）のみを設けた場合は、接続建築物及び渡り廊下をそれぞれ別の建築物とみなし、建築基準関係規定を適用することができる。

1. 用途等、幅員、構造、単体規定の適用

(1) 渡り廊下の用途等

通行又は運搬（危険物の運搬、移送等を除く。）の用のみに用い、その他の用に供しないこと。

なお、渡り廊下の設置可能数は1箇所に限らないが、複数の渡り廊下を設置しようとする場合は、特定行政庁との協議を要する。

(2) 渡り廊下の幅員

幅員は、3.5m以下とすること。

ただし、渡り廊下が接続建築物の廊下（ホール等を除く。）と接続する場合は、接続建築物の廊下の1.5倍以下（最大3.5mとする。）とすること。

(3) 構造耐力関係

接続建築物と渡り廊下との間が、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接続されていること。

なお、それぞれの棟間距離は、地震荷重及び風荷重による各棟の層間変形により接触しない距離を確保すること。

(4) 単体規定の適用

接続建築物及び渡り廊下は、それぞれ別の建築物とみなす。

単体規定に対しては、接続建築物と渡り廊下の接続がないものとし、一の接続建築物及び渡り廊下のそれぞれにおいて適合させること。なお、渡り廊下を任意の避難経路として用いることは差し支えない。

2. 閉鎖式の渡り廊下の基準

2-1. 接続建築物のいずれかが、令第117条第1項の規定により令第5章第2節の規定が適用される建築物（法別表第1（イ）欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、令第116条の2第1項第一号に該当する採光無窓居室を有する階又は延べ面積が1,000㎡をこえる建築物（以下「特殊建築物等」という。）の場合は、令第117条第2項第二号の規定及び次の(1)から(5)の基準に適合すること。

2-2. 接続建築物及び渡り廊下について、法第21条第3項、法第27条第4項又は法第61条第2項の規定を適用する建築物の場合は、令第109条の8の規定及び次の(1)から(5)の基準に適合すること。

2-3. 接続建築物及び渡り廊下が、2-1及び2-2以外の場合は、次の(1)から(5)の基準に適合すること。

- (1) 接続建築物相互の隣棟間距離（それぞれの接続建築物の外壁の最外端間の距離をいう。以下同じ。）は3 m以上とすること。
- (2) 渡り廊下は、主要構造部を不燃材料で造り、外壁及び軒裏は防火構造とし、屋根は不燃材料でふくこと。
- (3) 渡り廊下部分の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とすること。
- (4) 接続建築物の主要構造部が木造等（準耐火建築物、耐火建築物以外のものとする。）の場合は、接続建築物と渡り廊下の接続部分から水平距離が5 m以下の範囲にある当該接続建築物の外壁及び軒裏を防火構造とし、この部分に開口部がある場合は、法第2条第九号の二ロに規定する防火設備を設けること。
ただし、接続建築物相互間の最短距離が10mを超える場合はこの限りでない。
- (5) 渡り廊下と接続建築物との接続部分は、耐火構造の壁又は特定防火設備で令第112条第19項第一号に掲げる構造とすること。

3. 開放式の渡り廊下の基準

- (1) 渡り廊下は、屋根及び柱のみの構造（ただし、必要に応じ簡単な手摺、腰壁又は垂れ壁の設置は差し支えない。）とし、外気に有効に開放されているものであること。
「外気に有効に開放されているもの」とは、接続建築物と接続する部分以外の全ての部分において、外気に開放されている部分の高さが1.1m以上、かつ、渡り廊下の天井（天井がない場合はそれに代わる部分の最も低い部分の高さ）の高さの1/2以上あるものとする。
- (2) 接続建築物相互の隣棟間距離は問わない。
- (3) 渡り廊下の屋根及び柱等は不燃材料で造ること。
- (4) 渡り廊下と接続建築物との接続部分における開口部には法第2条第九号の二号ロに規定する防火設備を設けること（常閉でなくともよい）。
ただし、接続建築物相互の距離が、相対する建築物がともに平家建てにあっては6 m以上、その他にあっては10m以上ある場合はこの限りでない。

4. 経過措置

令和7年4月1日以降に工事着手する建築物についてはこの基準を適用するが、令和8年3月31日までに工事に着手する建築物であって、この基準によることとするための設計の変更時間に時間を要することその他の事由により、この基準により難いと認められる場合においては、この基準の改正前の基準（以下「従前の基準」という。）によることができるものとする。

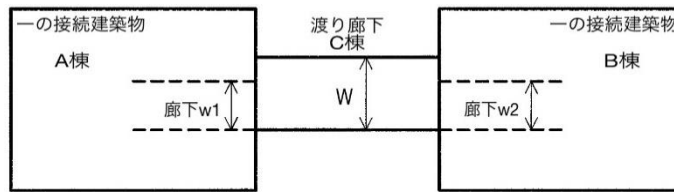
5. 既存の接続建築物及び渡り廊下に対する基準の適用

従前の基準により別棟として扱われている接続建築物及び渡り廊下で、この基準の施行の際、現に存するもの又は工事中のものについては、引き続き適法な建築物として扱うこととするが、改正後のこの基準の施行日以後に、接続建築物又は渡り廊下の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合において引き続き別棟とみなすためには、改正後のこの基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【関係法令等】

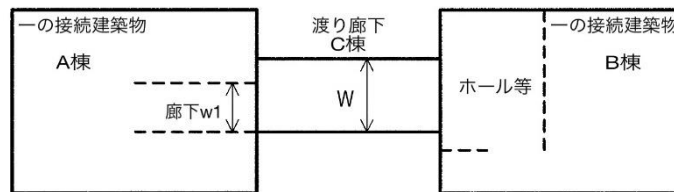
- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| ・ 法第6条、第21条、第27条、第61条 | ・ 令第109条の8、第117条 |
| ・ 例規1-a-10、1-a-37、2-c-8、2-d-9 | ・ H28年告示第695号、R6年告示第227号～第230号 |

【1.(2)について】



平面

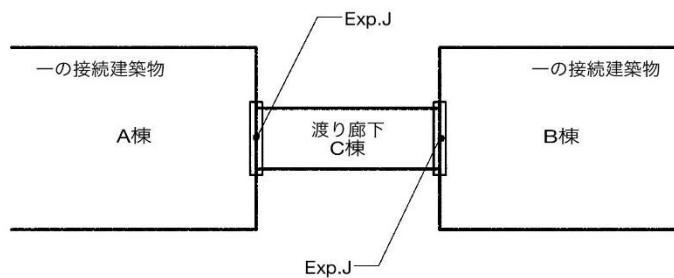
渡り廊下の幅員W（内のり）
 $W \leq 3.5\text{m}$ かつ $W \leq \max \{w1, w2\} \times 1.5$



平面

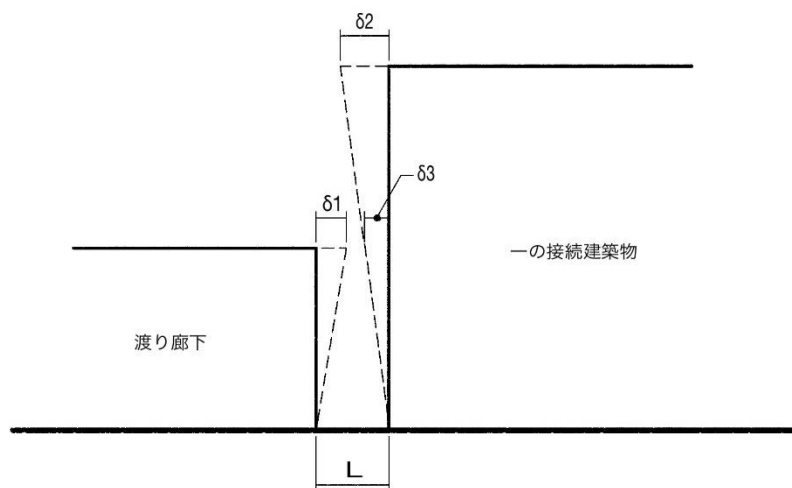
渡り廊下の幅員W（内のり）
 $W \leq 3.5\text{m}$

【1.(3)について】



平面

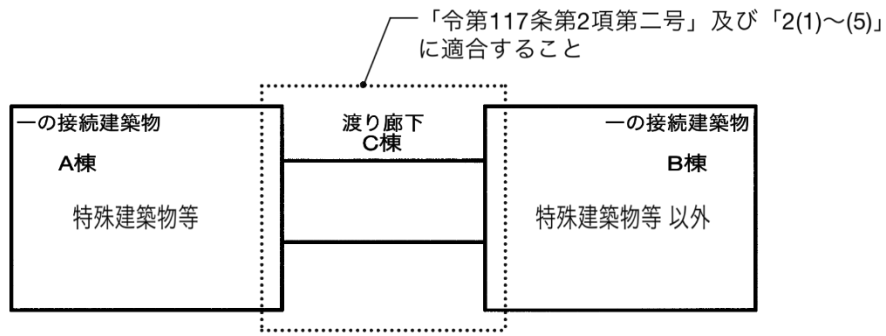
渡り廊下と接続建築物はExp.J等により応力伝達がない構造とする



立面

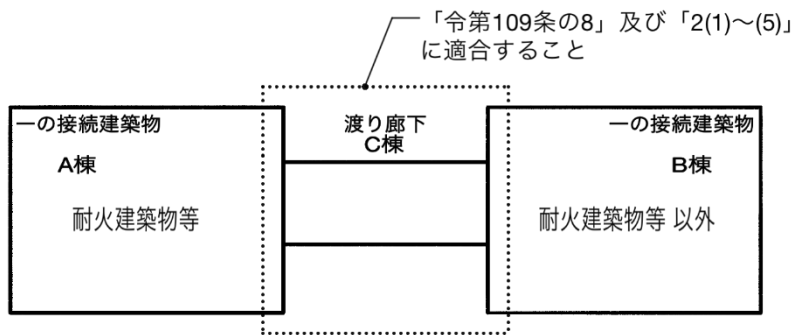
$L > \delta1 + \delta3$ とする

【2-1について】



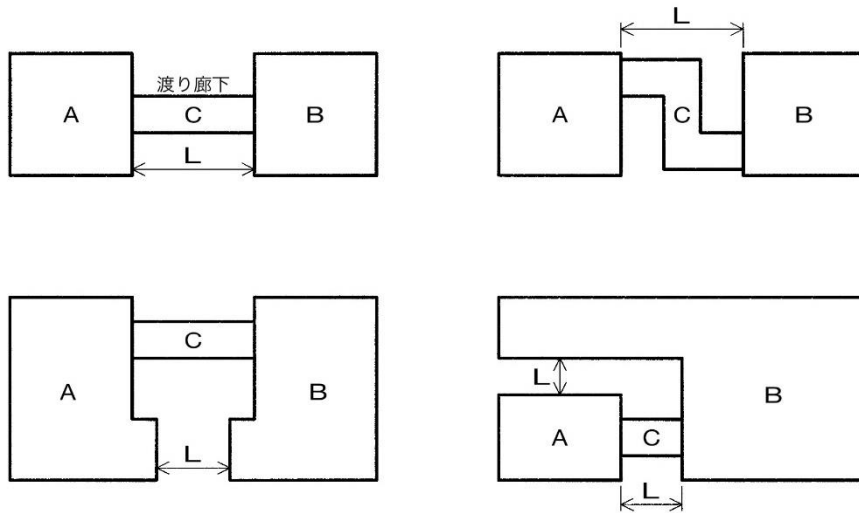
平面

【2-2について】



平面

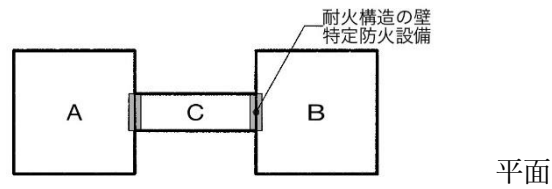
【2.(1)について】



平面

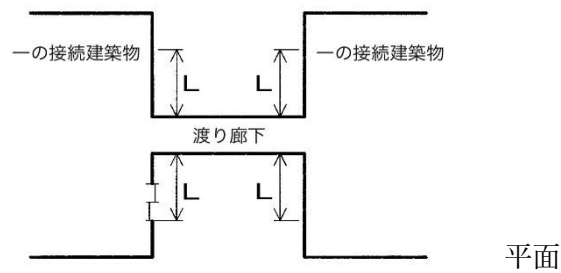
$L \geq 3\text{m}$ とし、接続建築物相互の最短距離とする。

【2.(2)、2.(3)、2.(5)について】



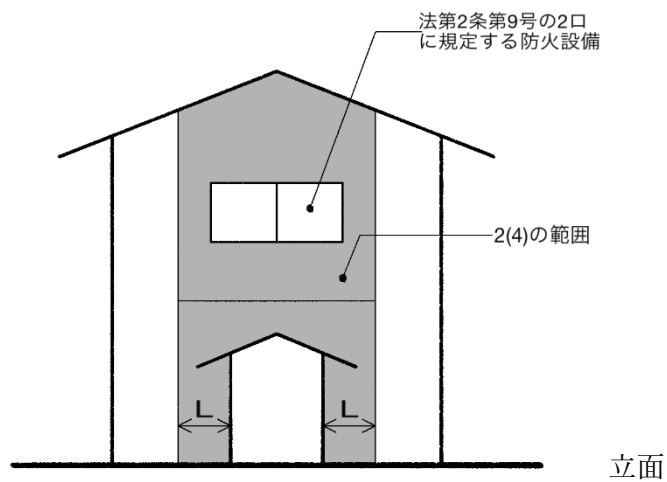
- 渡り廊下部分の構造 ①主要構造部…不燃材料 ②外壁、軒裏…防火構造
③屋根…不燃材料 ④屋内、壁、天井…不燃材料

【2.(4)について】



L = 5m以下の範囲にある接続建築物の部分（渡り廊下は対象外）

- ①外壁、軒裏…防火構造
②開口部…法第2条第九号の二ロに規定する防火設備



コード番号	取扱い区分
1-a-010	解釈・指導

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 令和7年4月1日
 廃止年月日

事例 既存木造建築物（第1期）に、部分により構造を異にする建築物（第2期）を増築する場合の別棟の取扱いを適用した建築物について

下記取扱いは令和7年3月31日限り廃止とするが、下記取扱いを適用した建築物は引き続き適法な建築物として扱うこととする。既存不適格建築物としては扱わないため、増改築等を行う際には、当該建築物の接統部等について令第109条の8（別の建築物とみなすことができる部分）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

令和7年4月1日以降に工事着手する建築物であって、下記事例のような建築物について防火規制上の別棟と扱う場合には火熱遮断壁等で区画する基準によることを要するものとする。ただし、経過措置として、令和8年3月31日までに工事に着手する建築物であって、当該基準によることとするための設計の変更に時間を要することその他の事由により、当該基準により難しいと認められる場合においては、下記取扱いによることのできるものとする。

記

既存木造建築物（既存不適格建築物）を増築を行う場合で下記の条件を満たすものはそれぞれ別棟とするものとする。なおその他のケースについては、平成28年4月22日国土交通省告示第695号又は1-a-009を適用することとする。ただし、火災の発生するおそれのない小規模な自転車置き場、キャッシュコーナー等はこの限りでない。

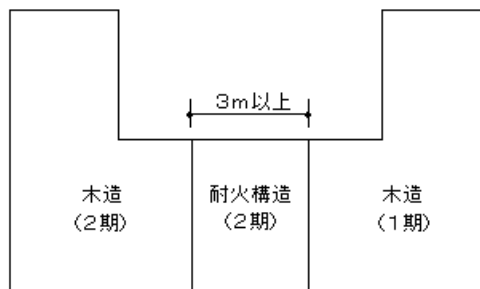
主要構造部を耐火構造とした建築物の部分と主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物の部分とが相接して一連になっている場合（上下に接統する場合を除く。）で下記の条件を満たすものの。

1. 木造の部分と耐火構造の部分とが相接する境界は耐火構造の壁又は特定防火設備で令第112条第19項第1号に規定する構造であるものとする。
2. 木造部分（第1期）とその他の木造部分（第2期）とは、延焼防止上有効に3m以上の距離を有し、かつ、お互いに防火上有効に遮断されていること。

（参考）

- ・昭和26年3月6日 建設省住防発14号
- ・昭和48年12月10日 建設省住指発900号（改正）
- ・平成20年9月30日 国住指第2391号
- ・別棟適用条文

 法第6条（申請棟数：3棟）、令第120条、令第121条、令第128条の2等、棟別として規制がかかるので注意する。



3. 令第137条の2 2-c-8が適用されるので別途留意すること。

【関係法令等】

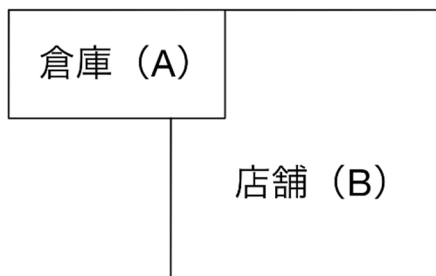
- ・法第6条、法第27条等
- ・昭和26年3月6日付建設省住防発14号、昭和48年12月10日付建設省住指発900号（改正）、平成20年9月30日付国住指第2391号、令和6年3月29日国住指第434号等

コード番号	取扱い区分
1-a-011	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日
 廃止年月日

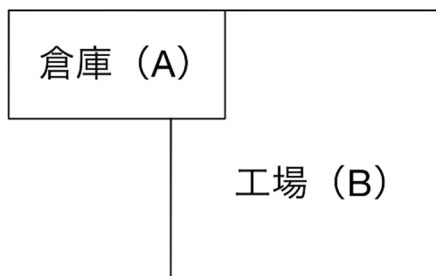
事例 法第6条第1項第1号にいう「その用途に供する部分の床面積の合計・・・」についての倉庫の取扱いについて

(1) 特殊建築物と倉庫が併存する建築物のときはその合計。



倉庫 (A) + 店舗 (B) の面積

(2) 特殊建築物以外と倉庫が併存する建築物のときは倉庫の部分の面積。



倉庫 (A) の面積

(3) 棟が別のときは、棟毎に (1) (2) を適用する。

【関係法令等】

・法第6条第1項第1号（別表第1）

コード番号	取扱い区分
1-a-012	解釈

施行年月日 昭和60年4月1日
 改正年月日 平成22年4月1日
 廃止年月日

事例 集会場の客席の取扱いについて

下記の場合、集会場において50㎡以下の部屋(固定された壁で区画されたものに限る。)は客席、集会場とみなさない。

- 法別表第(一)(は)欄、客席の床面積の合計
- 令第121条第1項第1号客席、集会室を有するもの
- 条例第5章第2節における客席
- 法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告に係わる客席部分の床面積の合計

【関係法令等】

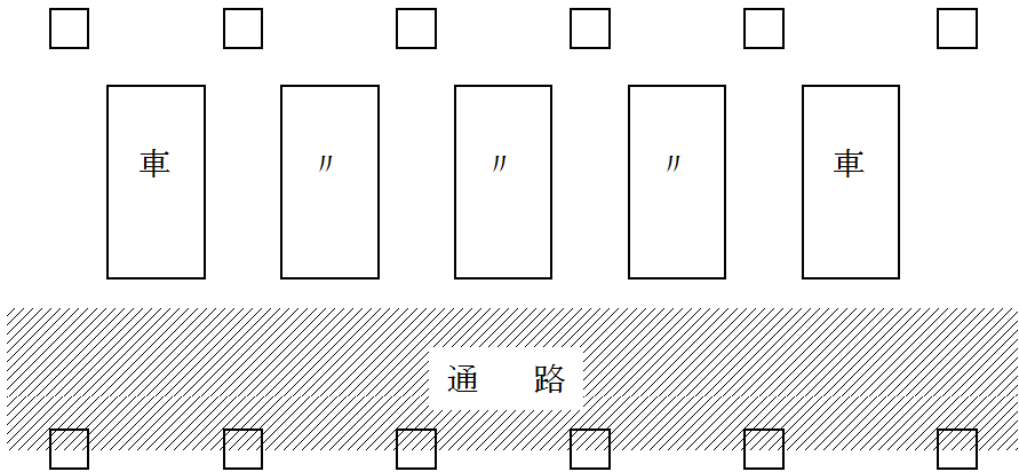
- ・法第27条(別表第1)、法第35条
- ・令第121条第1項第1号
- ・条例第9条～第14条

コード番号	取扱い区分
1-a-013	解釈

施行年月日 昭和60年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 開放自動車車庫の用途に供する部分の範囲は

通路部分を除いた部分の面積とする。



【関係法令等】

・ 法第6条第1項、法第27条（別表第1）

コード番号	取扱い区分
1-a-015	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成14年4月1日
廃止年月日

事例 蚕室は居室か。

蚕室は用途上農作業室として併用する可能性が多いため、居室として扱う。

【関係法令等】

- ・法第2条第4号、法第28条、法第36条
- ・令第126条の2、令第126条の4

コード番号	取扱い区分
1-a-018	解釈

施行年月日 昭和60年4月1日
改正年月日 平成14年4月1日
廃止年月日

事例 自動車修理工場の取扱について

◎自動車修理工場に該当するもの

- ・道路運送車両法第78条第1項の規定に基づく認証を受けた工場
- ・自動車板金、塗装又はそのうちいずれかの作業を行う工場

◎自動車修理工場に該当しないもの

- ・タイヤの修理のみを行う工場
- ・自動車用部品又は装飾品の販売を主とし、その取付け等を行う店舗等の作業場

【関係法令等】

- ・法第2条第2号、法第27条（別表第1）、法第35条、法第48条（別表第2）
- ・条例第23条
- ・道路運送車両法第78条第1項

コード番号	取扱い区分
1-a-021	解釈

施行年月日 平成4年2月21日
改正年月日 平成14年4月1日
廃止年月日

事例 プレハブ物置等の展示場における、建築物の扱いについて

展示場、ホームセンター等に商品として展示してあるプレハブの物置や離れ家の住宅等は建築物として扱わない。ただし、2階建てで客が建物内部に入れるようになっている場合は建築物として扱う。

【関係法令等】
・ 法第2条第1号

コード番号	取扱い区分
1-a-022	解釈

施行年月日 平成4年5月8日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 ゴルフ場のクラブハウスは何の用途で扱うか

レストラン部門は飲食店、浴室部門は公衆浴場、宿泊部門は旅館・ホテル等、部門毎の関係法令の適用状況により判断する。

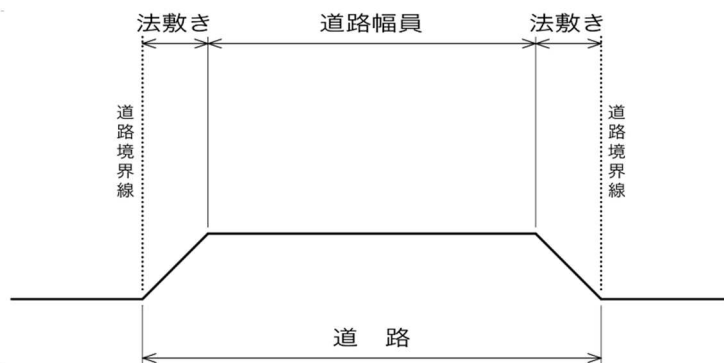
- 【関係法令等】**
- ・法第27条（別表第1）
 - ・令第115条の3

コード番号	取扱い区分
1-a-024	解釈

施行年月日 平成5年12月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 法敷きは道路幅員に含まれるか。

道路には含まれるが、幅員には含まれない。



(参考) 昭和27年1月12日 住指発第1280号「側溝、法敷と道路の幅員」

建設省住宅局建築指導課長から鳥取県土木部長宛

〔照会〕法第42条第1項の道路で幅員4 m以上のものとは側溝及び法敷を包含する幅員の意と解してよいか。

〔回答〕建築基準法第42条第1項に規定している幅員には、側溝は含まれるが法敷は含まれない。

【関係法令等】

- ・法第42条
- ・昭和27年1月12日付建設省住指発1280号
- ・質疑応答集2 P3865

コード番号	取扱い区分
1-a-027	解釈

施行年月日 平成 5 年12月 1 日
改正年月日 平成22年 4 月 1 日
廃止年月日

事例 屋根のない野球場等のスタンドは建築物として扱うが、床面積はどう算定するか。

昭和39年 2 月24日建設省住指発第26号「床面積の算定方法」のとおり、屋外観覧席は床面積に含む（客席部分の水平投影面積で計上）。

なお、建築面積も同様に扱う。

【関係法令等】

- ・ 法第 2 条第 1 号
- ・ 令第 2 条第 1 項第 3 号
- ・ 昭和39年 2 月24日付建設省住指発第26号

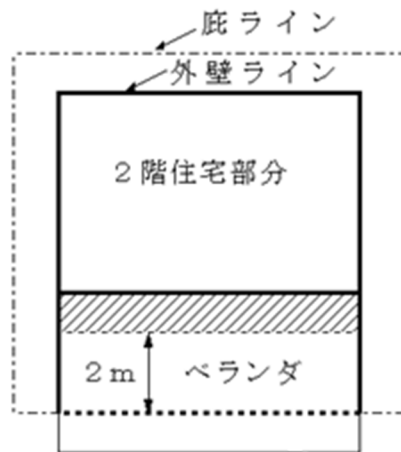
コード番号	取扱い区分
1-a-028	解釈

施行年月日 平成8年4月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

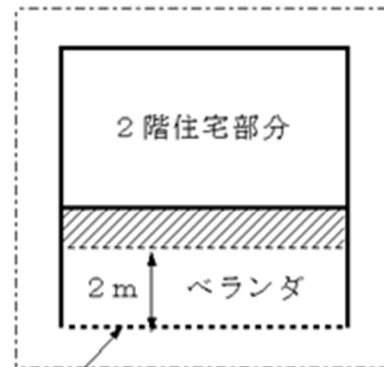
事例 住宅の2階以上のベランダの床面積の取扱いについて

前面が開放されている場合は3方向が囲まれていてもベランダの床面積算定基準による。

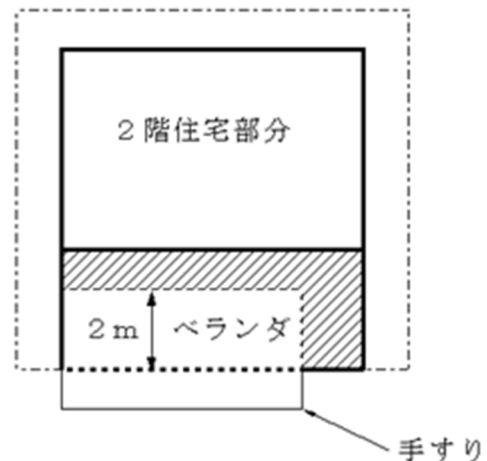
・3方向に壁があるケース



・3方向に壁があり庇がベランダ先端より突出しているケース



・4方向に壁があるケース



※ 斜線部分は床面積に算入する。

※ 「手すり」からの水平距離を算定する場合は、手すり又は腰壁の中心線を起点とする。

※ 外気に有効に開放されている部分の取扱いは、JCBA「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例2022年版1-7(2)」を採用する。

なお、La（隣地境界からの離隔距離）については1 m、Lb（同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の他の部分からの離隔距離）については2 mとする。

【関係法令等】

- ・令第2条第1項第3号
- ・昭和61年4月30日住指発第115号「床面積の算定方法について」
- ・JCBA「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例2022年版」

コード番号	取扱い区分
1-a-029	解釈

施行年月日 平成8年4月1日
 改正年月日 令和7年4月1日
 廃止年月日

事例 法第2条第5号の規定による主要構造部とは

「主要構造部」を定義する法第2条第5号の「構造上」とは構造耐力上の意味ではなく、主に防火上の観点を意味するものである。

したがって、構造耐力上重要でない間仕切り壁であっても主要構造部として扱われるものがあり、次の間仕切り壁は主要構造部として扱う。

- ① 防火上重要である令第114条第1項の界壁
- ② 同条第2項の防火上主要な間仕切り壁
- ③ 令第112条第18項の異種用途区画の壁
- ④ 法第35条の3の規定による無窓居室を区画する間仕切り壁(可動式の間仕切り壁を除く)

なお、法第35条の3の規定による無窓居室を区画する主要構造部は次のとおり取り扱う。

建築物の種別	主要構造部	主要構造部の取扱い (次のいずれかとする。)
耐火建築物 の場合	間仕切壁 (非耐力壁)	・耐火構造とする。 ・不燃材料で造る。
イ 準耐火建築物 の場合	間仕切壁	・耐火構造とする。 ・不燃材料で造られた準耐火構造とする。
	その他	・耐火構造とする。 ・不燃材料で造られた準耐火構造とする。 ・無窓居室内に面する部分を不燃材料(下地、仕上げ共)で区画する。

(参考)

- ・「建築基準法質疑応答集」第1巻第2条関係
- ・「群馬県建築基準法例規・事例集」1-a-20(廃止)、2-d-15(廃止)、2-c-13(廃止)、1-a-17(廃止)
- ・「建築物の防火避難規定の解説2023(第3版)」(3.耐火構造 7)1階の車寄せなどに設ける大規模なひさしの耐火被覆)、(44.学校、病院等における防火上主要な間仕切壁 1)防火上主要な間仕切壁)
- ・プロのための主要都市建築法規取扱基準(四訂版)P51

【関係法令等】

- ・法第2条第5号、法第36条
- ・令第114条第1項、令第112条第18項
- ・建築基準法質疑応答集1第2条関係、例規1-a-20、2-d-15、2-c-13、1-a-17

コード番号	取扱い区分
1-a-032	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
 改正年月日 平成13年4月1日
 廃止年月日

事例 一の建築物において「改築」の定義は

既存建築物の建て替えで下記の条件を満たすものとする。

- 1 用途が従前と同一であること。
- 2 構造が従前と同一であること。
- 3 階数が従前と同一（地上及び地下の階数についても従前と同一）であること。
- 4 延べ面積及び建築面積が従前の規模に対して120%以下であること。

※ 4において従前の規模に対して0%＜改築面積≤120%としたのは、用途規制（法第48条）されるものについて縮小する場合（100%又は80%未満の改築）、新築となり再建できないこととなるため、既存の建て替えの規模の縮小については問わないこととした。これによって用途規制にかかわらず改築の範囲が定義できることとなる。

（参考）

改築と他の種別の工事等を伴う場合、敷地単位の工事種別（建築確認申請書第3面9欄）の判断は以下のとおりとする。

- ① 改築＋新築＝増築
- ② 改築＋増築＝増築
- ③ 改築＋大規模の修繕（大規模の模様替）＝改築
- ④ 改築＋移転＝改築
- ⑤ 改築＋用途変更＝改築

（参照）3-e-001

【関係法令等】

- ・法第2条第13号、法第86条の7
- ・昭和28年11月17日建設省住指発第1400号、例規3-e-001

コード番号	取扱い区分
1-a-033	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 犬小屋は建築物となるか

人の出入りのできない軽易な犬小屋は建築物として扱わない。

（参考）詳解建築基準法 p 14

【関係法令等】

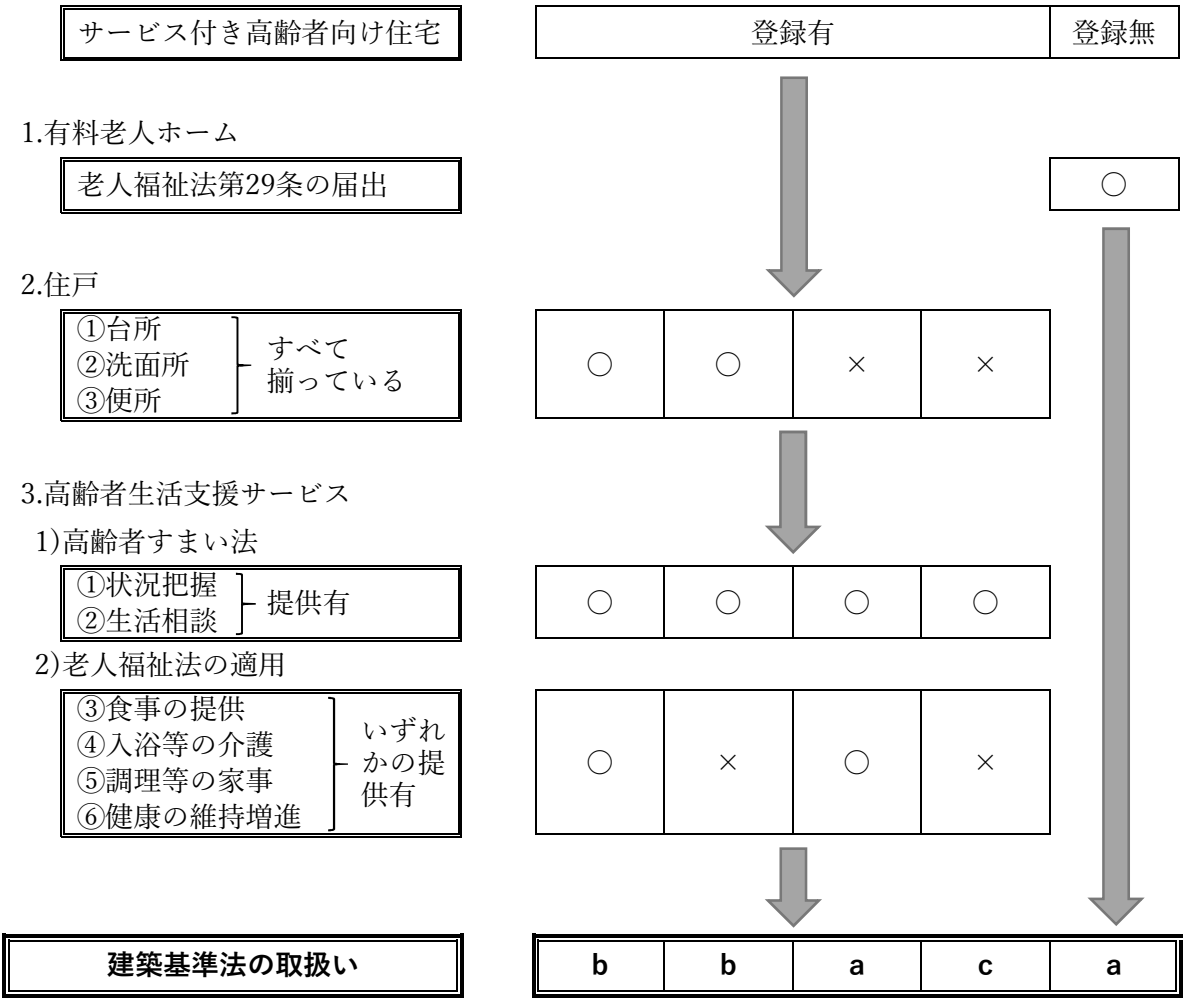
- ・ 法第2条第1号
- ・ 詳解建築基準法P14

コード番号	取扱い区分
1-a-036	解釈

施行年月日 平成26年 8 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例 サービス付き高齢者向け住宅の取扱いについて

サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途については、以下のように取り扱う。



【凡例】
○：該当する ×：該当しない
a：児童福祉施設等 b：共同住宅 c：寄宿舍

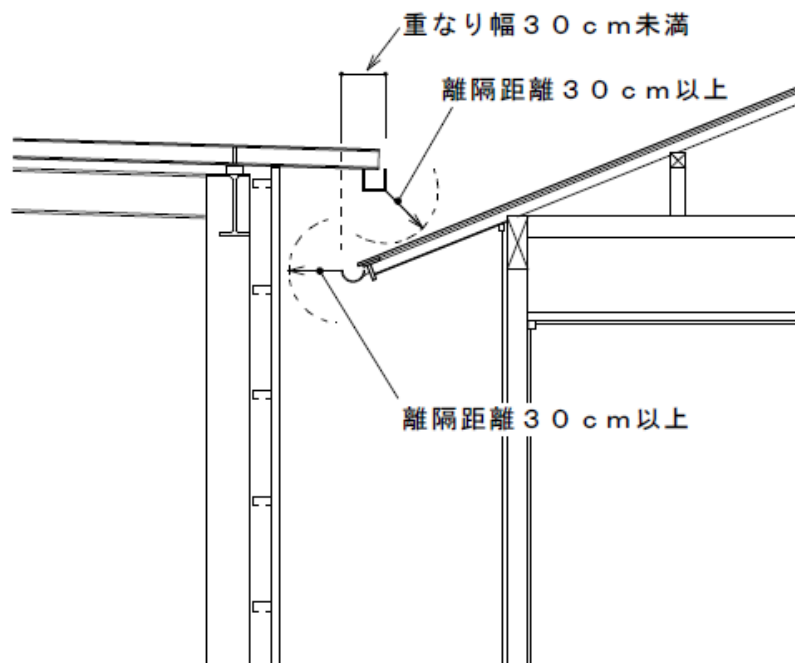
【関係法令等】
・ 法第2条第二号

コード番号	取扱い区分
1-a-037	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
 改正年月日 令和7年4月1日
 廃止年月日

事例 一棟性の取扱いについて

重なる部分が屋根・庇等のみで、当該部分が十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないものは、別棟の建築物として扱うことができるものとする。なお、建築物相互間に面する排煙窓は無効として扱う。



※1 十分に外気に開放されているものとは次のいずれにも該当するものとする。

- ①屋根・庇等の重なり幅が30 cm未満
- ②他の建物（樋等の付属物も対象）との離隔距離30 cm以上

※2 屋内的用途の判断例

当該部分に面して出入口を設けた場合は、屋内的用途に供するものとする（建築物内の通路として扱う）。

【関係法令等】

・法第2条第一号

コード番号	取扱い区分
1-a-038	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 デイサービスセンターの浴場は公衆浴場に該当するか。

該当しない。（「環第282号平成4年3月12日デイサービス施設に設置される特殊浴場の取扱い基準（内規）の廃止について」より）

【関係法令等】

・法第2条第二号

コード番号	取扱い区分
1-a-039	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 ライブハウスの用途は何になるか。

ライブハウスは「劇場」として取扱う。

ただし、飲食を提供する場合は飲食店としても規制を受ける。

また、風営適正化法の対象施設となる場合は、別表第2（ち）項及び（る）項に規定する「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」としても規制を受ける。

【関係法令等】

- ・法第2条第二号、法第27条、法第48条
- ・H5住指発第225号、住街発第94号

コード番号	取扱い区分
1-a-040	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
 改正年月日 令和4年7月1日
 廃止年月日

事例 葬祭場に併設される宿泊室の取扱いについて

【群馬県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、安中市の扱い】

葬祭場に併設される宿泊室については、以下のとおり取り扱う。

1. 葬祭場と同一棟内に宿泊室（葬儀に伴い親族が宿泊すると認められる規模のものに限る。）が存する場合
 - （ア）宿泊室が旅館業法の対象施設となる場合であっても、主要用途である葬祭場の付属施設として取り扱うこととする。
 - （イ）異種用途区画の対象とはならないこととする。（宿泊室と葬祭場との間）
 - （ウ）令第114条第2項による防火上主要な間仕切壁の規定の適用の対象とはならないこととする。
2. 葬祭場とは別棟に存する宿泊室が、旅館業法の適用を受ける場合は、旅館又はホテルとして取り扱う。

【関係法令等】

- ・法第2条第二号、法第27条、法第48条
- ・令第114条第2項
- ・例規6-007

コード番号	取扱い区分
1-a-041	解釈

施行年月日 平成30年 6 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例 既存建築物の基礎を改修し、建築物が垂直方向へ移動（高さが高くなる）した場合「移転」に該当するか

「移転」とはならない。

日影規制、道路斜線規制等に係るおそれがある場合は、必要に応じて法第12条第5項の報告を求めるものとする。

【関係法令等】

- ・ 法第2条第十三号
- ・ 平成27年5月27日国住指第558号／国住街第40号

コード番号	取扱い区分
1-a-042	解釈

施行年月日 令和元年7月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 宿泊施設を含む学校の用途（特別支援学校を除く）の取扱いについて

校地内の学生会館やセミナーハウス等、生徒が宿泊利用する建築物の用途は、法別表第1い欄(2)項の用途として扱う。

【関係法令等】

- ・ 法第27条（別表第1）

1. 総則

1-a 用語の定義及び算定方法

1-b 適用除外

1-c 手続き関係

1-d 違反是正

1-e 報告・検査・その他

コード番号	取扱い区分
1-c-001	解釈

施行年月日 昭和60年4月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 屋根・外壁の大規模の修繕及び大規模の模様替の取扱いについて

- 鉄筋コンクリート造の屋根スラブの上に設ける置屋根の設置工事は、大規模の修繕・模様替としない。
ただし、屋根内部を屋内的用途に供しない場合に限る。
- 既存の屋根又は外壁の上に、新たな屋根材又は外装材を追加する工事については、工法によっては主要構造部の修繕・模様替に該当する場合があるため、所管する特定行政庁に確認すること。
- 屋根の構造材を替えずに、屋根葺き材（下地を含む）のみを葺き替える場合は主要構造部の修繕・模様替としない。
- 1又は2の工事により、建築物の高さや荷重等が増加することについては、高さ制限、日影規制、防火性能及び構造強度等に対して十分な検討が必要であり、検討内容については、特定行政庁から法第12条第5項に基づく報告を求める場合があります。

（参考）

- ・JCBA「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例2022年版1-1(5)」参照
- ・令和6年2月8日国住指第355号 屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて

【関係法令等】

- ・法第2条第14号、第15号
- ・JCBA「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例2022年度版」
- ・令和6年2月8日国住指第355号 屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて

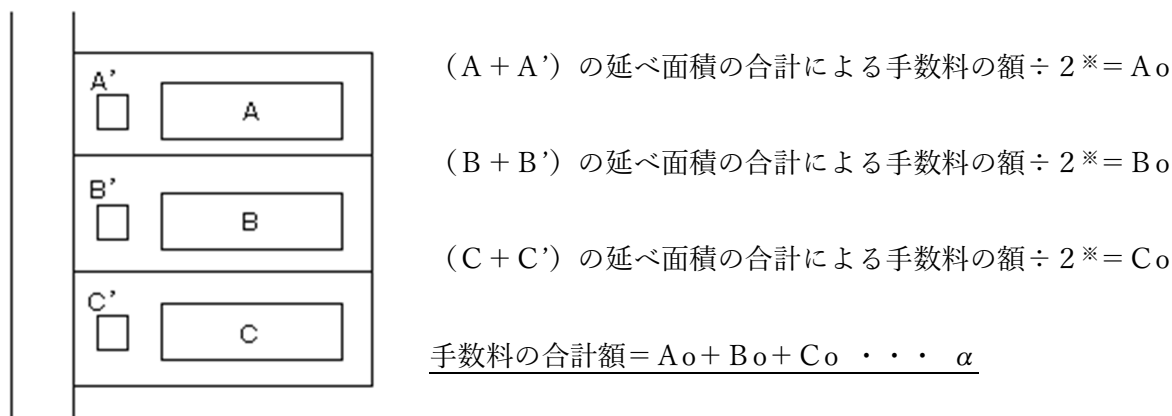
コード番号	取扱い区分
1-c-003	解釈

施行年月日 昭和60年4月1日
 改正年月日 平成23年4月1日
 廃止年月日

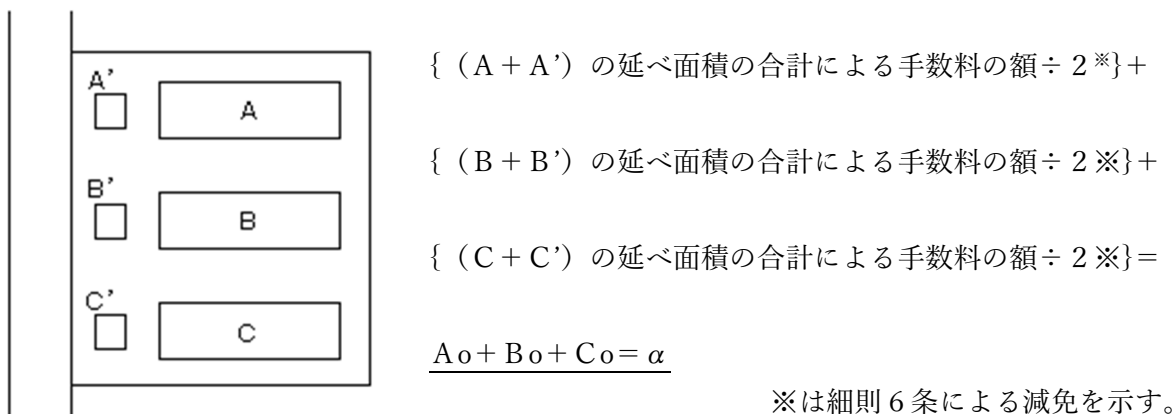
事例 公営住宅の確認申請手数料額の減額がなされる場合の算定方法について 【特定行政庁群馬県のみ扱い】

確認申請手数料の額（中間及び完了検査申請も同様）については、一般的な確認申請の場合の手数料の額と、総合的設計による一団地認定を受けた場合の手数料の額は、同額となる。

（一般的な申請の場合の公営住宅の確認申請等手数料の額算定例）



（総合的設計による一団地認定の場合の公営住宅の確認申請等手数料の額算定例）



※A,B,Cは公営住宅本体、A',B',C'は公営住宅本体に係る自転車置場や物置等の附属建築物

本来であれば、総合的設計による一団地内の建築物であっても、確認申請等の申請単位は、1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物の敷地単位となるべきであるが、便宜上、団地全体を一件の申請で扱うことを推奨する。

ただし、手数料の額については、本来の1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物で算出し、その算出額を合計した額となる。（S40.11.19住指発178号参照）

【関係法令等】

- ・ 条例第2条の2
- ・ 県細則第6条
- ・ 昭和40年11月19日住指発178号「法第86条の手続規定の運用について」

コード番号	取扱い区分
1-c-004	手続き

施行年月日 昭和60年4月1日
改正年月日 令和3年7月1日
廃止年月日

事例 確認申請書等の記載事項に変更が生じた場合の手続きについて

計画の変更及び名義変更届又は再許可に該当せず、確認済証交付後又は許可通知書交付後に申請書又は通知書及びこれらの添付図書の記載内容に変更又は訂正或いは誤記（別記様式において「変更等」という。）が判明した場合、建築主、設置者、築造主又は申請者（別記様式において「建築主等」という。）は、別記様式記載事項変更届2部に確認済証、許可通知書を添えて、建築主事又は特定行政庁に提出するものとする。

【関係法令等】

- ・法第6条第1項
- ・規則第3条の2
- ・細則第9条

別記様式

記載事項変更届	
年 月 日	
特定行政庁 建築主事 様	
届出者 住所 氏名	
下記事項について記載事項を変更したいので届出ます。	
1. 建築主等住所氏名	TEL
2. 代理者住所氏名	TEL
3. 敷地の地名地番	
4. 主要用途	
5. 申請種別、処分年月日、 番号	
6. 変更前の記載事項	
7. 変更後の記載事項	
8. 変更等の理由	

コード番号	取扱い区分
1-c-005	手続き

施行年月日 昭和61年8月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 工作物の申請件数及び手数料の取扱いについて

(1) 擁壁

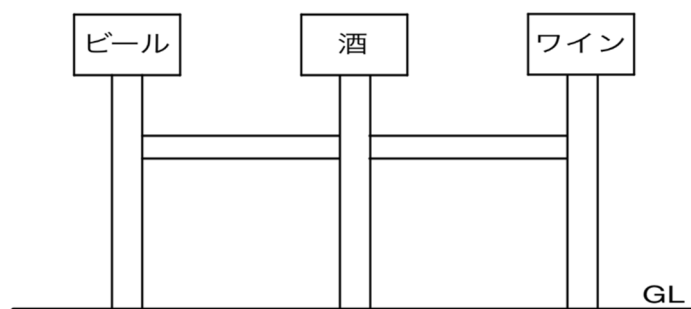
形態（コンクリート擁壁、間知ブロック積擁壁等）を問わず、一敷地一件として扱う。
道路位置指定の場合は、一造成地一件として扱う。

(2) 広告塔・防球ネット支柱

一基一件ごとの申請とする。

ただし、広告塔が構造的又は意匠的に一連のつながり（地下又は電気配線等は除く）がある場合で、一体としてみられるときは一件の申請でよい。

なお、防球ネット支柱についても上記同様の取り扱いとする。



例：一件の申請となるもの

【関係法令等】

- ・法第6条、法第88条、法第42条第1項第5号
- ・条例第2条の3第2項
- ・例規3-a-1

コード番号	取扱い区分
1-c-006	解釈

施行年月日 昭和61年 8 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例 大規模の修繕、模様替の手数料の算定について

- ① 屋根の場合
屋根を掛け替えた直下階の床面積の2分の1とする。
- ② 柱、梁等の場合
修繕、模様替をした部分の延べ面積の2分の1とする。
- ③ 外壁の場合又は防火上必要な間仕切壁
壁を修繕、模様替した建物の階の延べ面積の2分の1とする。
- ④ 階段の場合
修繕・模様替をした階段の延べ面積の2分の1とする。

【関係法令等】

- ・法第2条第14号・第15条
- ・条例第2条の2

コード番号	取扱い区分
1-c-007	解釈

施行年月日 昭和62年7月1日
改正年月日 平成14年4月1日
廃止年月日

事例 テント構造物の取扱いについて

次の各号に該当するものは建築物として扱わない。

1. テント製の簡易な巻き上げ軒だし
2. キャンプ用テント、運動会用テント等の使用期限が一時的なもの
3. 軽微な温室、軽微なキャスター付テント
4. 軽微で、かつ、開放性が高く、居住性、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管その他の屋内的用途に使用することを目的としないもの

【関係法令等】

・ 法第2条第1号

コード番号	取扱い区分
1-c-008	解釈

施行年月日 昭和62年7月1日
改正年月日 平成11年5月1日
廃止年月日

事例 確認申請受理後、確認済証交付までの間に、延べ面積の変更があった場合の手数料の取扱いについて

1. 延べ面積が増加した場合

新たな延べ面積で手数料を算定し、不足がある場合は、不足分の金額を追加する。

2. 延べ面積が減少した場合

申請者側の都合による変更の場合は、当初のままとする。

【関係法令等】

・ 条例第2条の2

コード番号	取扱い区分
1-c-009	手続き

施行年月日 平成元年7月6日
改正年月日 令和2年7月1日
廃止年月日

事例 自動車整備工場の認可申請に伴い必要とされる検査済証に代る書類の取扱いについて

自動車整備工場としての道路運送車両法に基づく認可申請に際し、関東運輸局では、原則として検査済証、確認済証、建築確認証明書を要求するが、200㎡以下の用途変更、都市計画区域外の新築等上記書類がない場合は下記取扱いによる。

記

法第12条第5項の規定による報告書2部を提出させ、それによって現地調査を行い、適法な場合は報告書に受理印を押印し、検査済証等に替えるものとする。

(昭和63年自動車整備振興会と協議済)

【関係法令等】

- ・法第6条、法第7条、法第12条第5項
- ・道路運送車両法

コード番号	取扱い区分
1-c-010	手続き

施行年月日 平成3年7月16日
改正年月日 令和3年7月1日
廃止年月日

事例 道路位置指定概要書の閲覧について

【特定行政庁群馬県のための扱い】

「群馬県建築計画概要書等閲覧規程」を準用する。様式は別紙による。

【関係法令等】

- ・法第42条第1項第5号、法第93条の2
- ・規則第11条の4
- ・群馬県建築計画概要書等閲覧規程、例規3-a-1、県細則第14条

道路位置指定概要書閲覧申請書								
年 月 日								
群馬県知事 様								
申請者 住所 氏名 電話 () 番								
道路位置指定概要書の閲覧をしたいので申請します。								
1 閲覧申請書類の 特定に関する事項		築造主、所有者、管理者又は 申請者の住所氏名						
		敷地の地名地番						
		指定年月日及び指定番号			年 月 日 (年度) 第 号			
2 閲覧目的								
上記の書類について、閲覧させてよろしいか伺います。								
※ 決 裁 欄	所属長							発議年月日
								決裁年月日

注1 「申請者氏名」は、所属する団体、会社名等も併せて記入してください。

2 2 欄の「閲覧目的」は、具体的に記入してください。

コード番号	取扱い区分
1-c-013	解釈

施行年月日 平成 8 年 4 月 1 日
改正年月日 令和 2 年 7 月 1 日
廃止年月日

事例 法第85条第 5 項及び第 6 項の仮設建築物の許可申請で、複数の建築物がある場合の申請の取扱いについて

複数の建築物があっても、同一敷地、同一申請者及び同一時期の施工のものについては、一件の申請とする。

【関係法令等】

- ・ 法第85条第 5 項及び第 6 項
- ・ 令第147条
- ・ 条例第31条

コード番号	取扱い区分
1-c-015	解釈

施行年月日 平成 9 年 4 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例 延べ面積が計上されない建築物の新築の確認申請の扱いについて

確認申請必要。

手数料区分は、30平方メートル以下とする。

【関係法令等】

- ・ 法第 6 条第 1 項
- ・ 条例第 2 条の 2

コード番号	取扱い区分
1-c-016	解釈

施行年月日 平成16年4月1日
 改正年月日 令和7年4月1日
 廃止年月日

事例 建築基準法第6条の規定による計画変更確認申請の取扱い

1. 計画変更確認申請を要しない軽微な変更の範囲について（基本的な考え方）

建築物の計画変更確認申請を要しない軽微な変更は、建築基準法施行規則第3条の2第1項各号に掲げるもののうち、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなるものとされているが、次の考え方を基本とし、別紙1「軽微な変更の判定表」に基づいて、軽微な変更になるか又は計画変更確認申請を要するかを判断する。なお、軽微な変更になるかどうかの判断に迷う場合は、当該変更を行おうとする部分の工事着手前に、直近の確認がなされた機関と事前協議を行うことが望ましい。

○法第6条の4により確認の特例が適用される部分の変更は、軽微な変更として扱う。

○建築基準法施行規則第3条の2第1項各号に掲げるもの以外のものであっても、明らかに建築基準関係規定に適合するものであると判断できる場合は、軽微な変更として扱う。

2. 計画変更確認申請の手数料算定について

手数料の算定は次に掲げる方法を基本とし、変更項目毎に別紙1「軽微な変更の判定表」の「計画変更確認申請を要する場合の手数料算定上の面積」に従って、それぞれを合計した面積で手数料を算定する。この場合、合計した面積が変更前の計画の床面積を超える場合は、変更前の計画の床面積を上限とする。なお、変更事項及びそれに対応する手数料算定が分かるよう別紙2「手数料の算定表」を添付することが望ましい。

(1) 変更項目毎にそれぞれ別個に面積を算定し合計するものとする。

例1)「用途の変更（計画変更を要する場合）」に該当し、床面積で手数料算定上の面積を算定できる場合で、同時に「開口部の位置の変更（計画変更を要する場合）」がある場合は、延べ床面積に変更される開口部の面積を加算する。

例2)縦に換気扇が2台並んでいる場合で、2台とも「建築設備の変更（計画変更を要する場合）」がある場合は、1台の水平投影面積の2倍を手数料算定上の面積とする

(2) 変更事項毎の面積は、各階毎に算定するものとする。

(3) 一つの変更内容について、二つ以上の変更項目が該当する場合は、変更項目毎の「手数料算定上の床面積」のうち最大のもので代表させる。

例1) 建築物の屋根がコンクリート陸屋根から金属板葺き勾配屋根に変更になる場合は、「建築物の高さ」の増加に係る変更部分の床面積と同表中第11号「屋根ふき材（計画変更を要する場合）」の変更に係る水平投影面積に該当するが、両者のうちで大きい方の面積とする。

例2) 平面間仕切りの変更（主要構造部・防火上主要なもの）と開口部の変更がある場合は、両者のうちで大きい方の面積とする。

(4) 別紙1「計画変更確認申請を要する場合の手数料算定上の面積」とは、変更前後の面積のうち大きい方をとる。

(5) 平面計画の変更は「壁の変更」で手数料算定面積を算定せず、変更部分の床面積で算定する。

3. 軽微な変更で処理する場合の建築計画概要書等の補正について

完了検査申請書のなかで軽微な変更の概要は記載される。建築計画概要書に変更が生じる場合は変更後の建築計画概要書を完了検査申請書に添付する。

4. 計画変更確認申請の申請様式の記載方法について

申請様式の記載方法については、新たに確認申請を取り直すものとして、所定の各欄を記入する。

5. その他

- (1) 工事届（建築基準法第15条第1項）は、計画変更確認申請書には添付を要しない。
- (2) 計画変更確認申請に基づく確認済証は、当初の確認申請に係る確認済証と同じ様式になる。つまり、計画変更に係るものである旨は特記されないので注意すること。

(参考)

- 平成11年4月28日付け建設省住指発第201号・建設省住街発第48号
「建築基準法の一部を改正する法律の公布について」
(建設省住宅局長から都道府県知事宛)
- 平成11年4月28日付け建設省住指発第202号
「建築基準法の一部を改正する法律の公布について」
(建設省住宅局建築指導課長から都道府県建築主務部長宛)
- 平成19年11月14日付け国住指発第3110号
「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」
(国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長から各都道府県建築主務部長宛)
- 平成22年5月26日付け国住指第933号・国住街第29号
「建築確認手続き等の運用改善を図るための建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）」
(国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長宛)
- 平成29年3月15日付け国住指発第4187号
「建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更について」
(国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築行政主務部長宛)
- 令和4年3月29日付け国住指第1581号・国住参建第3982号
「建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）」
(国土交通省住宅局建築指導課長・参事官(建築企画担当)から各都道府県建築行政主務部長宛)

軽微な変更の判定表

規則第3条の2第1項	変更するもの	軽微な変更となる例 下欄に掲げるもので、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの。	計画変更確認申請を要する場合の手数料算定上の面積
第1号	道路の幅員	○大きくなる場合 (敷地境界線が変更されない場合に限る)	申請建築面積
	接道の長さ	○変更後の接道長さが2 m(条例で規定する場合はその長さ)以上の場合	申請建築面積
第2号	敷地面積	○増加する場合 (変更前敷地の一部が除かれる場合を除く)	申請建築面積
	敷地境界線	○敷地面積が増加する場合 (変更前敷地の一部が除かれる場合を除く)	申請建築面積
—	建築物の位置	○建築物の位置を変更する場合	申請建築面積
第3号	建築物の高さ	○減少する場合 (最低限度が定められている場合を除く)	高さが増え変わる部分の床面積又は変更される階面積
—	地盤面	○平均地盤面に変更がなく、建築物の高さ等に変更が生じない場合	30㎡以下の面積
—	建築物の軒高	○減少する場合	高さが増え変わる部分の床面積又は変更される階面積
第4号	建築物の階数	○減少する場合	階数が増え変わる部分の床面積又は変更される階面積
第5号	建築面積	○減少する場合 (外壁が後退しない場合及び最低限度が定められている場合を除く)	変更される建築面積
第6号	床面積	○減少する場合 (延べ面積が増加するもの又は最低限度が定められている場合を除く)	増加する部分の床面積
第7号	用途	○類似の用途相互間における変更の場合	変更する用途に係る部分の床面積
—	建築物の主たる構造	—	再確認申請とする。
第8号	構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版、横架材(小梁等)	○位置を変更する場合 (変更部材等が許容応力度計算によって安全性が確かめられるものに限る)	荷重を負担する部分(変更前後で大きい方)の床面積
第9号	構造耐力上主要な部分である部材	○材料又は構造を変更する場合であって次に該当するもの。 ・ 建築材料が異ならない ・ 強度、耐力が減少しない ・ 防火性能等が変更前と同等以上	荷重を負担する部分(変更前後で大きい方)の床面積
第10号	構造計算を要しない木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材	○材料又は構造を変更する場合であって次に該当するもの。 ・ 建築材料が異ならない(床組、軸組に用いるもの等を除く) ・ 防火性能等が変更前と同等以上 ○位置を変更する場合	荷重を負担する部分(変更前後で大きい方)の床面積
第11号	構造耐力上主要な部分以外の部分 ・ 屋根ふき材、内装材(天井除く)、外装材、帳壁類、広告塔、装飾塔、その他屋外に取り付けるもの(取り付け部分を含む) ・ 壁、手すり、手すりの壁	○材料又は構造を変更する場合であって次に該当するもの。 ・ 防火性能等が変更前と同等以上 ○位置を変更する場合であって次に該当するもの。 ・ 間仕切壁の場合は、主要構造部以外のもの及び防火上主要なもの以外のもの	(壁等以外の変更の場合) 変更される部分の水平投影面積 (壁等の変更の場合) 当該壁のある室の床面積×(変更される壁の長さ/当該室の壁全体の長さ)
第12号	構造耐力上主要な部分以外の部分 ・ 天井	○材料又は構造を変更する場合であって次に該当するもの。 ・ 防火性能等が変更前と同等以上 ○特定天井を変更する場合であって次に該当するもの。 ・ 防火性能等が変更前と同等以上	天井の水平投影面積

		・ 建築材料が異ならない ・ 強度、耐力が減少しない ○位置の変更を変更する場合であって次に該当するもの。 ・ 特定天井以外を特定天井としない	
第13号	材料又は構造	○材料又は構造を変更する場合であって次に該当するもの。 ・ 防火性能等が変更前と同等以上	変更される部分の(水平投影面積又は垂直投影面積)
第14号	井戸	○位置を変更する場合 (くみ取便所との距離が短くなる場合を除く)	井戸の水平投影面積
第15号	開口部	○位置及び大きさを変更する場合であって次に該当するもの。 ・ 避難歩行距離が長くない ・ 避難階段、特別避難階段に係るものでない ・ 非常用進入口で構造基準に適合する	変更される開口部の面積
第16号	建築設備	○材料、位置又は能力を変更する場合であって次に該当するもの。 ・ 性能が低下しない材料の変更 ・ 能力が減少しない変更 ○例規事例集6-019に該当しない浄化槽の仕様の変更の場合	建築設備の水平投影面積
第17号	H28年告示第1438号で定めるもの	○令第9条に掲げる建築基準関係規定に係るものを変更する場合 ○バリアフリー法第14条第1項～第3項の規定に係るものを変更する場合 ○都市緑地法第35条、第36条又は第39条第1項の規定に係るものを変更する場合 ○建築物省エネ法第10条第1項の規定に係るものを変更する場合	建築基準法令の規定に係る変更を伴う場合は、上欄に応じた面積とする。

- 注1 軽微な変更及び計画変更の判断は、上表による判定を基本とするが、国土交通省からの技術的助言や「建築確認手続き等の運用改善マニュアル（平成22年（発行）一般社団法人 木を活かす建築推進協議会（協力）国土交通省住宅局建築指導課）」等を参照し、個別の変更内容を勘案して軽微な変更か計画変更かどうかを最終的に判断する。
- 上表において、変更後の状態が変更前と比べ、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなる変更であっても、変更後の状態が建築基準関係規定に適合することが明らかな変更は、軽微な変更として扱う。
 - 上表以外の建築基準関係規定に係る変更であって、計画変更確認申請を要する場合の手数料算定上の面積は、その変更が及ぶ影響範囲に係る面積とする。
 - 計画変更確認申請を要する場合であって、手数料算定上の面積の算定方法が上表により難しい場合は、平成11年4月28日付け建設省住指発第202号の別紙「計画変更床面積算定準則」を参照し個別に算定することとし、例えば、申請建築物以外の建築物の変更により計画変更確認申請を要する場合にあっては、計画変更手数料算定上の面積を30㎡以下であるものとして取り扱うものとする。

延べ床面積 m² 手数料 円

①床面積が増加するもの 増加する部分の床面積 (A _____ m²)

②計画変更に該当するもの

変更項目	手数料算定床面積（計算式も含む。）
	（手数料算定床面積合計 B m ² ）

手数料算定根拠	手数料
算定床面積合計 (A + B × 1/2) m ²	円

注) 記入欄が不足する場合は、適宜追加又は別紙を使用して作成してください。

平成11年5月1日

建設省住指発第201号・建設省住指発第48号

「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について（抄）」（建設省住宅局長から都道府県知事宛）

第8 その他

1 建築計画の変更の確認について（法第6条第1項及び施行規則第3条の2関係）

建築確認制度が、建築工事の着手前にその計画が建築基準法令に適合することについて建築主事の確認を受けさせることにより、違反建築物の出現を未然に防止することを目的とするものであることから、改正法により、確認後の計画変更を行った場合には、原則として再度確認を受けなければならないこととする一方、建築計画の適法性に影響を及ぼさないような軽微な変更についてまで再度の確認を受けさせることは建築主に無用の負担を強いることとなるため、軽微な変更の場合には再確認が不要であることを明らかにした。

この軽微な変更については、建築基準関係規定に影響を及ぼさない変更及びより安全であることが明らかである変更を施行規則において軽微な変更として定めた。

改正法の趣旨を踏まえ、建築主に無用の負担を強いることのないよう適切な運用を図られたい。

2 （略）

3 建築確認等手数料について（令第10条から第13条まで関係）

改正法により確認申請手数料と完了検査申請手数料とを別に納付させることとなったこと等に伴い、建築物に関する確認申請手数料の額を改定し、並びに完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料の額を設定することとした。

これらの額の改定及び設定は、各手数料の額を実情に応じた適正額とすることを目的として行われたものであり、この趣旨を踏まえ、手数料関係規則の改正、関係団体への周知等につきよろしく取り計らわれたい。

また、建築物の計画を変更した場合における確認申請手数料の算定に当たっては、床面積が増加する部分については当該床面積、床面積が増加する部分以外の部分については当該変更の影響が及ぶ範囲の床面積を算定することとし、中間検査申請手数料における床面積の算定方法については、特定工程終了時において検査の対象となる建築物の部分の面積により算定することとする。

なお、これらの床面積の算定方法の詳細については、別途通知する。

4～7 （略）

平成11年4月28日

建設省住指発第202号

「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について（抄）」（建設省住宅局建築指導課長から都道府県建築主務部長宛）

第4 手数料の床面積の算定方法

1 建築物の計画を変更した場合における確認申請手数料の床面積の算定方法

建築物の計画を変更した場合における当該計画の変更に係る部分の床面積の算定については、別紙の「計画変更床面積算定準則」に従うこと。

2 中間検査申請手数料の床面積の算定方法

中間検査申請手数料の床面積の算定については、

次に掲げる基準に留意すること。

- (1) 基礎工事終了時等最下階の床の施工が始まる前の工程を指定する場合にあっては、検査に係る部分の最下階の床があるものとみなして床面積を算定すること。
- (2) 鉄筋コンクリート造にあってははり等の配筋が、木造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあってははり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては、床があるものとみなして床面積を算定すること。

別紙

計画変更床面積算定準則

第1 建築基準法施行令第10条第2項第2号又は第4号に規定する計画の変更に係る部分の床面積（増加する部分を除く。）は次のとおりとする。

1 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。

- 一 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更 申請に係る建築物の建築面積
- 二 建築面積の変更 変更される建築面積
- 三 高さ又は階数の変更 高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
- 四 床の変更 変更される部分の床面積
- 五 階段の変更 変更される部分の水平投影面積
- 六 柱、はり又はけたの変更 当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積（変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする（次号において同じ。）。）
- 七 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
- 八 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積
- 九 開口部の変更 変更される開口部の面積
- 十 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎あっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにある柱に準じて算出された面積
- 十一 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
- 十二 斜材 変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。
- 十三 建築設備（建築基準法第87条の2第1項に該当するものを除く。）の変更 変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積
- 2 前項各号に掲げる変更以外のもの（当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。）にあっては、30平方メートル以下であるものとして取り扱うものとする。

第2 第1の規定により算出した変更にかかる部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超え

る場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。

平成19年11月14日

国住指第3110号・国住街第185-2号

「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）（抄）」（国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長から各都道府県建築主務部長宛）

第2 建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更について（規則第3条の2関係）

確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更を行う場合で、当該変更の内容が建築基準関係規定に関係のない変更である場合は、計画の変更に係る確認審査の対象外である。したがって、中間検査又は完了検査（以下「検査」という。）の申請時に求められる軽微な変更の概要の記載も要しない。

法第6条第1項にいう軽微な変更については、改正前の建築基準法施行規則第3条の2に規定されていたところである。同条第1項の規定において、軽微な変更に該当するものを各号に列举するとともに、ただし書において、建築基準関係規定に係る変更が生じる場合には軽微な変更に該当しないこととしていたところである。今般、軽微な変更に該当する場合の取扱いについて弾力化し、建築確認手続の円滑化を図る観点から、ただし書部分を改正し、計画の変更の内容が建築基準関係規定に照らして「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が（変更前より）高くない」ものであれば軽微な変更に該当するものとして取り扱うこととした。

この運用については、軽微な変更の趣旨が建築主の建築確認手続に要する負担の軽減にあること等を踏まえ、弾力的に取り扱われたい。

軽微な変更に該当するものとして建築確認手続を行わなかった計画の変更については、検査の申請書の第三面に軽微な変更の概要（安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないことが確かめられた旨（構造計算適合性判定を要する建築物の計画について、計画の変更に伴い構造計算を行う場合にあっては、必要に応じ、指定構造計算適合性判定機関その他の適切な第三者機関により当該構造計算の内容について確かめられた旨を含む。）の図書の内容を含む。）を記載することとなるが、当該記載内容に基づき、建築基準関係規定に適合していることを適切に確認することとする。

また、検査の円滑な実施を図るため、建築主から、検査前の適当な時期において、軽微な変更の内容について建築主事等に対しあらかじめ説明しておきたい旨の希望がある場合が考えられるが、建築主事等においては当該求めに対し積極的に応ずることが望ましい。

第3 確認の申請に当たって変更見込み事項があらかじめ検討されている場合について

施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等については、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成19年6月20日付け国住指第1332号）において通知しているところであるが、これに類するものとして、当初の確認の申請に係る図書及び書類において、建築物の計画上建築主等の意向により発生が見込まれる変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合（例えば、分譲共同住

宅について、一定の間取り変更が生じても構造耐力上、防火・避難上、採光上等支障がないことがあらかじめ確かめられている場合等）にあっては、確認審査及び構造計算適合性判定において、当該変更見込み事項の内容を含めて審査し、確認済証を交付することができるものとする。

この場合において、当該変更見込み事項の内容の範囲内で施工が行われている限り、当該変更見込み事項に係る計画の変更の確認の手続は要しない。なお、当該変更見込み事項に係る対応結果については、計画変更、検査の申請の機会に報告を受けるものとし、検査の申請の機会に報告を受ける場合は、申請書への別紙の添付その他の適切な方法によるものとする。

平成22年5月26日

国住指第933号・国住街第29号

「建築確認手続き等の運用改善を図るための建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）（抄）」（国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長宛）

第1 確認審査の迅速化について

(1)～(2) (略)

(3)軽微な変更の対象の見直しについて（規則第3条の2関係）

今回の規則の改正により、規則第3条の2第1項から第4項までの各号のいずれかに該当するものであって、変更後の建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、軽微な変更として取り扱うことができることとした。

建築基準関係規定に適合することが明らかなものとは、高度な計算や検討によらずに建築基準関係規定への適合が確認できるものをいう。

建築主事等におかれては、「軽微な変更」に該当する変更かどうかについて、申請者等からの相談に積極的に応じられたい。なお、中間検査及び完了検査において、検査をした建築物等が建築基準関係規定に適合しない場合は、是正命令等の対象となるので、念のため申し添える。

平成29年3月15日

国住指第4187号

「建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更について」（国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築行政主務部長宛）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）の一部が平成29年4月1日に施行されることに伴い、平成28年11月30日に建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成28年国土交通省令第80号。以下「整備省令」という。）等が、同年12月26日に安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさない変更を定める件（平成28年国土交通省告示第1438号。以下「軽微変更告示」という。）がそれぞれ公布されたところである。

今般、整備省令により、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第3条の2に規定する建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更の内容について改正を行ったため、その

運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項において、建築主は、確認を受けた建築物の計画を変更しようとする場合は、その工事の着手前に変更後の建築物の計画に係る確認済証の交付を受けることを必要としているが、規則第3条の2に定めるとおり、当該変更が次の①及び②に該当する場合には、軽微な変更として再度確認済証の交付を受けることを不要としている。

①規則第3条の2第1項各号に規定する変更

②変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな変更

今般、改正前の規則第3条の2第1項各号に列举される典型的な変更には該当しないが、軽微な変更とすることが合理的であるものに対応するため、整備省令により、「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの」を規則第3条の2第1項第16号、同条第2項第3号、同条第3項第6号及び同条第4項第3号としてそれぞれ新設する改正を行った。また、同条第1項第16号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものとして、軽微変更告示を制定したところである。軽微変更告示においては、新たに軽微な変更として取り扱うものとして、建築基準法令以外の建築基準関係規定に係る変更であって、建築基準法令の規定に係る変更を伴わないものを位置付けているため、これに該当する変更に対しては、適切に対応されるよう留意されたい。

なお、これらの変更については、例えば以下のようなものを想定している。

- ・駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づく駐車台数のみに係る変更
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定に基づく敷地内通路の傾斜路の勾配のみに係る変更
- ・建築物省エネ法の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に影響する太陽光パネルの設置角度のみに係る変更

この場合において軽微な変更の対象となるのは、規則第3条の2第1項柱書に定めるとおり、建築基準関係規定に適合することが明らかな場合のみであることについて従来と変わるところはないため、十分に留意されたい。

また、計画の変更が、建築基準法令の規定及び建築基準法令以外の建築基準関係規定のいずれにも係るものである場合、軽微な変更の対象となるのは、従来どおり、その計画の変更が規則第3条の2第1項第1号から第15号までに規定する変更該当するものである場合、建築基準関係規定に適合することが明らかな場

合であるため、適切に運用されたい。

令和4年3月29日

国住指第1581号・国住参建第3982号

「建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）（抄）」（国土交通省住宅局建築指導課長・参事官（建築企画担当）から各都道府県建築行政主務部長宛）

「建築基準法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第4号）」及び「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する件（令和4年国土交通省告示第110号）」は、令和4年1月18日に公布され、令和4年4月1日（令和4年国土交通省告示第110号のうち、避難施設等の改正規定は令和5年1月1日）に施行されることとなった。

については、その運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知するので、その運用に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、令和3年4月に発生した、東京都八王子市内の木造共同住宅の屋外階段崩落事故を受けた改正事項に係る運用については「木造の屋外階段等に関する建築確認・検査及び維持保全等について（技術的助言）（令和4年1月18日付国住指第1469号・国住参建第3179号）」において通知しているとおりであり、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 建築物の計画の変更に係る建築確認を要しない軽微な変更の見直し（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第3条の2）

建築確認に係る手続の負担軽減を図る観点から、計画変更のための建築確認が不要となる、建築物の計画の軽微な変更の範囲を拡充した。

具体的には、規則第3条の2第1項第14号に規定する「開口部の位置及び大きさの変更」のうち、「開口部の位置及び大きさの変更により建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条の適用を受ける開口部に係る変更で採光及び換気の有効な面積が減少するもの」又は「耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるもの」は、従来、軽微な変更の対象外としていたが、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものについては、軽微な変更として取り扱うこととした。

2～3 （略）

【関係法令等】

- ・法第6条第1項
- ・規則第3条の2

コード番号	取扱い区分
1-c-017	手続き

施行年月日 平成22年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 法第18条第2項の規定に基づく計画通知の提出部数について

建築基準法施行規則第8条の2において準用する同規則第1条の3の規定によるほか、消防通知のため副本1部を要する。

【関係法令等】

- ・法第18条、第93条
- ・規則第1条の3、第8条の2

コード番号	取扱い区分
1-c-018	解釈

施行年月日 平成22年4月1日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 堆肥舎の取扱いについて

堆肥舎については下表のとおり扱う。

事例	取扱い	備考
堆肥舎（鉄骨造） 	施設内において作業を行うことが想定されるため、建築物に該当する。	※1 ※2 ※4
（ビニールハウス） 	施設内において作業を行うことが想定される場合でも、一般的な農業用ビニールハウス程度の構造で造られたものであれば、建築物とみなさない。	※4
（自動攪拌式） 	ロータリー式等の機械で自動的に作業を行い、施設内部に人が立ち入ることが想定されない場合（搬入搬出のために1 m程度スペースを設ける場合も含む）には、建築物に該当しない。 ただし、高さが8 mを超えるものにあつては、原則として法第88条に基づく準用工作物となる。	※2 ※3 ※4
（密閉式発酵槽） 	施設内に人が立ち入ることが想定されないため、建築物には該当しないが、工作物には該当する。 ただし、高さが8 mを超えるものにあつては、原則として法第88条に基づく準用工作物となる。	※2 ※3 ※4

- ※1 構造や規模等によっては構造基準が緩和される。（平成14年国土交通省告示第474号）
- ※2 『畜舎・堆肥舎の建築設計に係る告示・解説(2007年版)』P4～P5参照。
- ※3 建築基準法施行令第138条第1項又は第3項の規定に該当する準用工作物の場合には、確認申請の手続きが必要となる。
- ※4 糞尿のみを堆肥化する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に基づく施設に該当しないため、建築基準法第51条及び建築基準法施行令第138条第3項第5号に基づく規定の適用は受けない。ただし、糞尿に汚泥等を混入して堆肥化する場合には、廃掃法所管部署と協議が必要となる。

【関係法令等】

- ・法第2条第1号
- ・畜舎・堆肥舎の建築設計に係る告示・解説（2007年版）

コード番号	取扱い区分
1-c-019	解釈

施行年月日 平成22年4月1日
改正年月日 令和7年4月1日
廃止年月日

事例 都市計画区域外の土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物（法第6条第1項第三号相当に該当する建築物に限る）を建築しようとする場合の建築確認申請先について

都市計画区域外（建築基準法（以下「建基法」という。）第6条第1項第三号の区域、地区を除く）であっても、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という。）第8条第1項の規定による特別警戒区域内に、建基法第6条第1項第三号相当の居室を有する建築物（以下「3号相当建築物」という。）を建築しようとする場合は、土砂法第25条の規定により建基法第6条から第7条の5等の規定が適用され、建築確認及び検査（以下「確認検査」）が必要となる。

限定特定行政庁である各市の都市計画区域外において、土砂法第25条の規定により確認検査を要することとなる3号相当建築物は、同条の規定により「建基法第6条第1項第三号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物」とみなされることから、同建築物の確認検査は限定特定行政庁又は指定確認検査機関の事務となる。

【解説】 都市計画区域外において、3号相当建築物を建築しようとする場合は原則として建築確認申請は不要であるが、土砂災害特別警戒区域内の3号相当建築物は、土砂法第25条の規定により確認検査を要することになり、当該確認検査事務が県の建築主事の事務となるか、限定特定行政庁の建築主事の事務となるのか疑義が生じたため、取り扱いについて明確化するものである。

なお、建築士が設計又は監理を行った3号相当建築物の確認検査においては、確認検査の特例により、建築基準法施行令（以下「令」という。）第80条の3の規定への法適合確認検査が省略されるが、建基法第12条第5項の規定に基づき令第80条の3の規定に適合することの報告を求める場合がある。

（参考）土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル
発行：一般財団法人日本建築防災協会

【関係法令等】

- ・法第6条第1項第三号
- ・土砂災害防止法第25条

コード番号	取扱い区分
1-c-020	手続き

施行年月日 平成23年4月1日
改正年月日 令和3年7月1日
廃止年月日

事例 工事監理者決定届について

法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定める必要がある場合は、工事の着手までに建築主の責任において工事監理者を定めなければ工事の着手はできない。

建築確認申請時には工事監理者は未定であっても差し支えないが、工事監理者を未定として確認済証の交付を受けた場合は、工事着手以前に工事監理者決定の届出書（別紙）2部に当該届出に係る確認申請書の副本及び確認済証を添えて建築主事に提出するものとする。

なお、“確認済証を添えて建築主事に提出するもの”とあるが、指定確認検査機関にて確認を受けた場合は、指定確認検査機関の規定による。

【関係法令等】

- ・ 法第5条の6

工事監理者決定届

年 月 日

建築主事 あて

建築主 住所
氏名

次のとおり工事監理者が決定したので届け出ます。

1. 建築主	【住所】 【氏名】
2. 代理者	【資格】 () 級建築士 () 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】() 級建築士事務所 () 登録第 号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】
3. 工事監理者	【資格】 () 級建築士 () 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】() 級建築士事務所 () 登録第 号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】 【工事と照合する設計図書】
4. 確認済証交付年月日 及び確認済証番号	年 月 日 第 号
5. 主要用途	
6. 構造規模及び 申請延べ面積	
7. 確認・検査の特例	建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無 □有 □無 建築基準法第7条の5の規定による検査の特例の適用の有無 □有 □無
※ 受 付 欄	

コード番号	取扱い区分
1-c-021	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日 令和3年7月1日
廃止年月日

事例

ビニルハウスを用いた畜舎及び水産業施設（機材保管等の養殖以外の用途に供する場合を除く）の取扱いについて

一般的な農業用ビニルハウス程度の構造で造られたものであれば、原則として建築物とみなさない。

-
- 【関係法令等】
- ・ 法第2条第一号
 - ・ 1-c-018

コード番号	取扱い区分
1-c-022	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 検査済証のない建築物にかかわる増改築等確認申請の取扱いについて

平成26年7月2日付国住指第1137号「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」による。

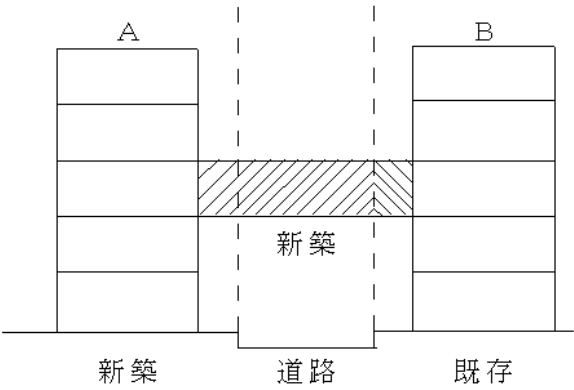
ただし、明らかに建築基準法12条5項報告等での対応が適当と認められる場合はこの限りでない。

【関係法令等】

コード番号	取扱い区分
1-c-023	手続き

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 道路上空の渡り廊下の確認申請の方法について



渡り廊下の建設者がAの場合は  は、A棟に含めて申請
 は、B棟に含めて増築申請
ただし場合によっては、渡り廊下すべてを、A棟に含めて申請できる。
この場合、当然B敷地の建ぺい率・容積率等の審査は必要。

A棟、B棟、渡り廊下すべて新築で同一申請人のときは、道路上空部はどちらに含めてもかまわない。

【関係法令等】

コード番号	取扱い区分
1-c-024	解釈

施行年月日 平成27年 7 月 1 日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 一部事務組合、第3セクター等の確認申請の取扱いについて

1 確認申請とするもの

- ・都道府県又は建築主事を置く市町村が加入しない一部事務組合
- ・建築主事を置く市町村が加入しない広域消防組合
- ・第3セクター

2 計画通知とするもの

- ・都道府県又は建築主事を置く市町村が加入する一部事務組合
- ・都道府県又は建築主事を置く市町村に設置する行政委員会
- ・建築主事を置く市町村が加入する広域消防組合
- ・都道府県警察本部又は同企業局若しくは同病院局
- ・都道府県住宅供給公社その他の公社、事業団、独立行政法人等は、当該機関に関する個別法（各法人の設置法）により、法第18条の規定の適用を判断する。

※なお、個別法（各法人の設置法）に、法第12条の適用が記載されていない場合は、法第12条第1項又は第3項による定期報告が必要となるため、防災計画書を法第12条第5項により求める。

（参考）

- ・建築基準法質疑応答集1（第18条関係）
- ・昭和26年11月13日住指発第1161号「地方公共団体が加入した一部事務組合の建築物」
- ・平成16年度日本建築行政会議全国会議 基準総則部会検討結果報告「独立行政法人に対する法第18条の適用について」

【関係法令等】

- ・法第18条
- ・昭和26年11月13日住指発第1161号
- ・平成16年度日本建築行政会議全国会議 基準総則部会検討結果報告「独立行政法人に対する法第18条の適用について」

コード番号	取扱い区分
1-c-025	解釈

施行年月日 平成28年7月1日
 改正年月日 令和7年4月1日
 廃止年月日

事例 鉄骨を一部に使用する木造建築物の取扱いについて

「主要構造部(法第2条第1項第5号)のうち構造耐力上主要な部分(令第1条第1項第3号)」に鉄骨が使用される場合は、原則として混構造(木造建築物以外)に該当するものとして取扱う。

また、「主要構造部のうち構造耐力上主要な部分」に該当しない箇所に使用される鉄骨が、構造耐力上、水平方向の力等を他の木造と分担して負担する場合も、原則として混構造(木造建築物以外)に該当するものとして取扱う。

〔主要構造部のうち構造耐力上主要な部分の例〕

- ① 壁 (間仕切壁を除く)
- ② 柱 (間柱または付け柱を除く)
- ③ 床 (揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床を除く)
- ④ 梁 (小梁を除く)
- ⑤ 屋根(庇を除く)

【関係法令等】

・(一財)建築行政情報センター「確認・検査・適合性判定の運用等に関する質疑」No.56

コード番号	取扱い区分
1-c-026	手続き

施行年月日 平成30年 6 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例 建築物等の敷地（許認可に係る敷地又は土地等を含む）が2以上の行政区域にわたる場合の確認申請等の取扱いについて

- 1 確認申請又は計画通知（中間・完了検査に係る申請又は通知を含む）については、原則として法第91条の規定にならって、敷地の過半を所管する特定行政庁の建築主事が所管するものとする。
ただし、所管する特定行政庁間で、個々の物件について協議が整っている場合は、協議に基づいた特定行政庁の建築主事が所管するものとする。
なお、県境をまたぐ場合については、所管する特定行政庁間での協議の上、取扱いを決定するものとする。
- 2 許可、認定、認可、承認及び指定の申請については、原則として法第91条の規定にならって、敷地が属する区域を所管するそれぞれの特定行政庁が所管するものとする。
ただし、所管する特定行政庁間で、個々の案件について、協議が整っている場合は、協議に基づいた特定行政庁が所管するものとする。
- 3 前記1又は2の場合において、法第93条第1項の規定により、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）に同意を求める場合については、個々の案件ごとに、事前に建築物の工事施工地又は所在地を管轄する各消防長等に依頼先を確認すること。
法第93条第3項による通知先についても同様とする。
- 4 前記1の場合において、法第93条第5項の規定により、保健所長に通知する場合の通知先については、個々の案件ごとに、事前に建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知先を確認すること。
- 5 前記1及び2のただし書きにより、法第91条の規定によらない個々の取扱いを行った場合の当該処分後においては、当該処分を行った特定行政庁が所管していくものとする。
この場合、指定確認検査機関による報告先も個々の取扱いを準用するものとする。

【関係法令等】

・昭和29年 6 月25日住指受第754号

コード番号	取扱い区分
1-c-028	解釈

施行年月日 令和4年7月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 障害者総合支援法に基づく小規模な戸建て型グループホームの取扱い

原則として、障害者総合支援法に基づくグループホーム（以下、「グループホーム」という。）で戸建て型の場合は寄宿舍として扱うが、既存の一戸建ての住宅（直近の建築行為から1年以上を経過したものに限る。）からグループホームに用途を変更するものであって、以下の条件にすべて該当する建築物は、従前の用途（一戸建ての住宅）として扱うものとする。

また、既存の長屋、共同住宅の住戸からグループホームに用途を変更する場合も同様とする。

- (1) 大規模の修繕若しくは模様替えを伴わないこと。
- (2) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (3) 床面積の合計（増改築を伴う場合にあっては、増改築後の床面積の合計）が200㎡未満であること（ただし、長屋、共同住宅の住戸から用途の変更を行う場合は、用途変更前の住戸面積以下とする）。
- (4) 住宅用途としての建築基準関係規定に適合していること（既存不適格は可とし、既存の検査済証の有無は問わない）。
- (5) 火災報知器を適切に設置すること。
- (6) 浄化槽を有する場合は、浄化槽法に基づく適切な維持管理を継続すること。
- (7) 都市計画法に基づく用途変更の許可が別途必要となる可能性がある場合は、あらかじめ担当部局と協議し、同許可の見込みについて確認すること。
- (8) 避難訓練の実施等、地域消防本部の指導措置を適切に講じること。

【関係法令等】

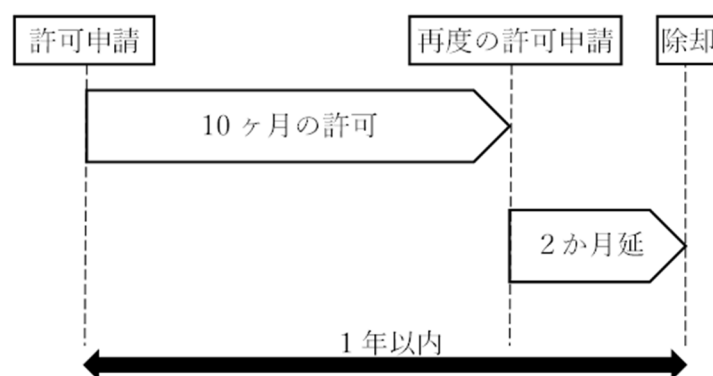
・ 法第2条第二号

コード番号	取扱い区分
1-c-029	解釈

施行年月日 令和5年7月1日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 法第85条第6項の仮設建築物に係る許可の期間の延長について

法第85条第6項の規定による仮設興行場等の許可について、1年以内の期間で許可を受けたものを当初の許可から1年以内の期間内で延長しようとする場合で、再度の許可申請により、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた場合は、同期間を延長することができる。



例：仮設許可の期間を10ヶ月としていたものを12ヶ月とする場合

【関係法令等】

- ・法第85条第5項
- ・基準総則・集団規定の適用事例（2022年版）

1. 総則

1-a 用語の定義及び算定方法

1-b 適用除外

1-c 手続き関係

1-d 違反是正

1-e 報告・検査・その他

コード番号	取扱い区分
1-e-002	手続き

施行年月日 昭和62年7月1日
改正年月日 令和5年7月1日
廃止年月日

事例 法第12条第5項の規定に基づく報告の様式について

別紙の様式を標準とする。

【関係法令等】
・ 法第12条第5項

建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。この報告及び添付図書記載の事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 特定行政庁 建築主 様 建築監視員 報告者 住所 氏名	
1	建築主等 住所氏名 電話 () 番
2	代理者資格住所氏名 建築士事務所名 () 級建築士 () 登録第 号 電話 () 番 () 建築士事務所 () 登録第 号
3	設計者資格住所氏名 建築士事務所名 () 級建築士 () 登録第 号 電話 () 番 () 建築士事務所 () 登録第 号
4	工事監理者資格住所氏名 建築士事務所名 () 級建築士 () 登録第 号 電話 () 番 () 建築士事務所 () 登録第 号
5	工事施工者 住所氏名 電話 () 番
6	確認等年月日 及び確認等番号
7	敷地の地名地番
8	主要用途
9	構造規模及び延べ面積
10	報告の内容
※ 受付欄	

コード番号	取扱い区分
1-e-003	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
 改正年月日 令和元年7月1日
 廃止年月日

事例 複合用途建築物における法第12条第1項の報告（定期報告）の要否について

複合用途建築物は次のとおり取り扱うものとする。

1. 床面積の算定方法

床面積の合計の算出に当たっては、法別表第一に掲げる用途ごとに、各用途について算出する。また、同一用途の部分が複数存在する場合は、部分ごとに床面積を算出するのではなく、用途ごとに算出する。（以下、例）

3階:美術館 (200㎡)	⇒	3階:美術館 (200㎡)	⇒	同一用途は合計
2階:就寝用福祉施設 (100㎡ × 2用途)	⇒	2階:就寝用福祉施設 (200㎡)	⇒	
1階:物販 (40㎡ × 5店舗)	⇒	1階:物販 (200㎡)	⇒	

2. 共用部分の床面積の算定方法

各用途の利用者が共有する廊下、階段、便所など（共用部分）の床面積については、各用途における専用部分の床面積に応じて案分した上で、各様との床面積に算入する。（以下、例）

就寝用福祉施設 (200㎡)	⇒	200㎡+30㎡×200/300	⇒	就寝用福祉施設 (220㎡)
共用廊下 (30㎡)	⇒	按分		
物販 (100㎡)	⇒	100㎡+30㎡×100/300	⇒	物販 (110㎡)

3. 報告対象

複合用途建築物については、定期報告対象となる部分が一部にでも含まれていれば、当該建築物の全体について定期報告を行う。（以下、例）

3階:美術館 (200㎡)	⇒	3階以上>100㎡	⇒	報告対象	⇒	建築物全体が報告対象
2階:就寝用福祉施設 (200㎡)	⇒	2階部分<300㎡	⇒	報告対象外	⇒	
1階:物販 (200㎡)	⇒	避難階	⇒	報告対象外	⇒	

4. 報告時期

定期報告対象となる部分が複数含まれている複合用途建築物について、各部分ごとに特定行政庁が求める報告時期（報告の間隔）が異なる場合、最も報告の間隔が短い用途に応じて報告を行う。（以下、例）

3階:美術館 (400㎡)	⇒	3階以上>100㎡	⇒	報告対象(3年に1度)	⇒	2年に1度報告対象
2階:就寝用福祉施設 (400㎡)	⇒	2階部分≥300㎡	⇒	報告対象(2年に1度)	⇒	
1階:物販 (400㎡)	⇒	避難階	⇒	報告対象外	⇒	

【関係法令等】

- ・法第12条第1項、令第16条
- ・平成28年告示第240号
- ・細則第12条

コード番号	取扱い区分
1-e-005	手続き

施行年月日 平成30年6月1日
改正年月日 令和7年4月1日
廃止年月日

事例 法第6条第1項第3号建築物における規則第8条の3「枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法」に規定される国土交通大臣が定める構造方法（H13告示第1541号）の確認の特例について

確認の特例として運用する。（ただし、第三を除く。）

なお、壁量計算及びH13告示第1541号に適合している旨を確認申請の図面に記載させる等の扱いについては各特定行政庁の判断による。

※ H13 告示第 1541 号は、枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件等の一部を改正する告示（R6 告示第 964 号）附則第 2 条により、R7.4.1 に廃止される。

ただし、同附則第 3 条により、改正後の枠組壁工法に係る基準によることとするための設計の変更に時間を要することその他の事由により、当該基準により難しいと認められる場合においては廃止前の H13 告示第 1541 号に規定する基準によることもできるとされていることから、R 7 年度中は本取り扱いを継続することとする。

【関係法令等】

- ・ 令第10条
- ・ 規則第8条の3
- ・ H13告示第1541号、H19告示第1119号

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

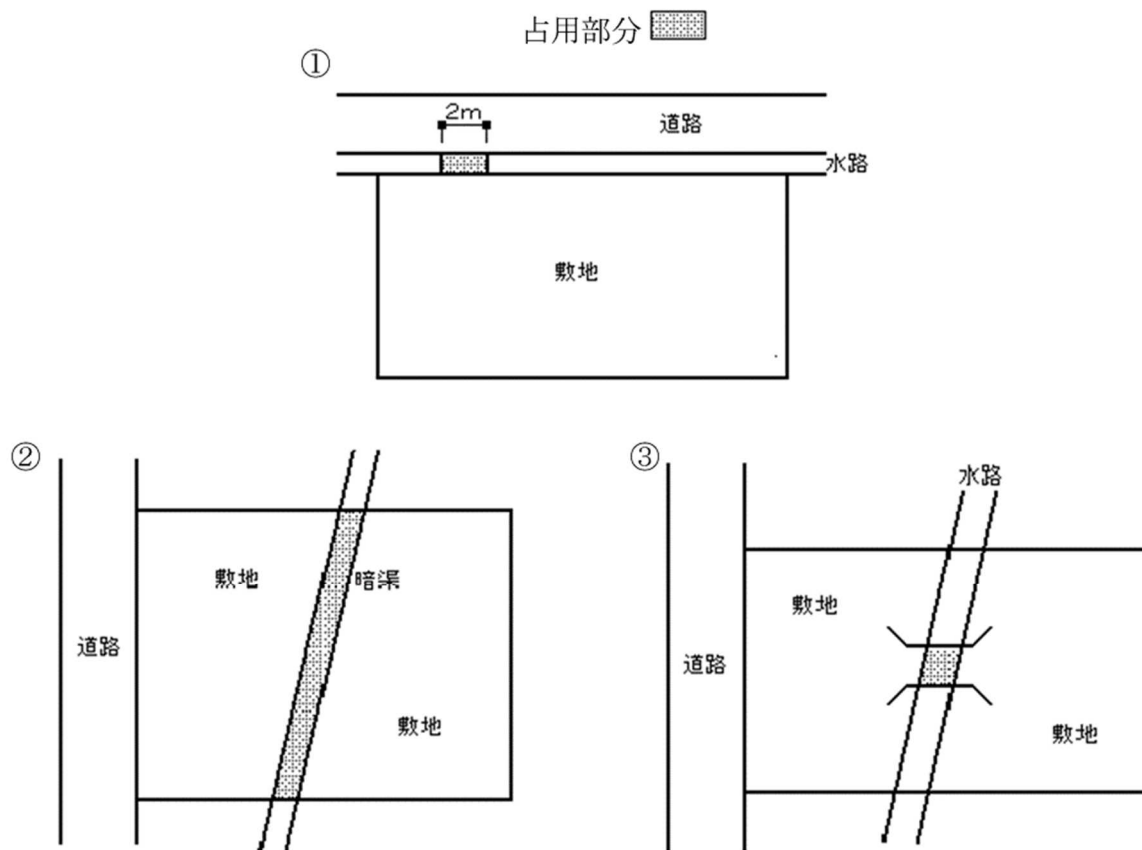
2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-a-001	解釈

施行年月日 昭和61年8月1日
 改正年月日 令和2年7月1日
 廃止年月日

事例 敷地内水路を占用した場合の敷地面積の取扱いについて



占用部分は敷地面積に算入しない。

ただし、占用の条件が、建築物を建築できるものである場合は、算入する。

なお、占用部分を敷地面積に算入する場合は、確認申請書に地名地番を記入する。

【関係法令等】

- ・法第43条
- ・令第1条第1号

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-b-002	解釈

施行年月日 昭和61年 8 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例 法第28条第 2 項の規定による居室の換気上有効な部分としての窓、その他の開口部として、閉鎖状態で通常使用される用途の建築物の出入口等も含まれるか。

含まれる。

【関係法令等】
・ 法第28条 2 項

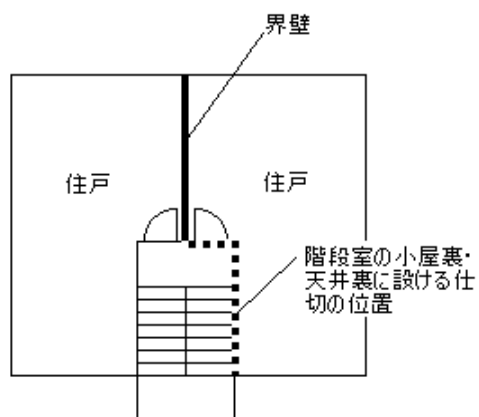
コード番号	取扱い区分
2-b-004	指導

施行年月日 平成5年2月25日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

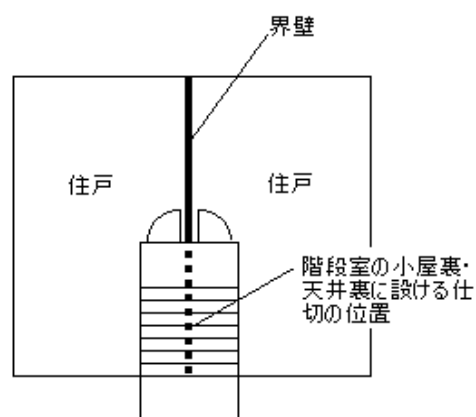
事例 階段室型共同住宅の界壁について

延焼防止のために、階段室の小屋裏・天井裏についても界壁と同様に準耐火構造で仕切る。

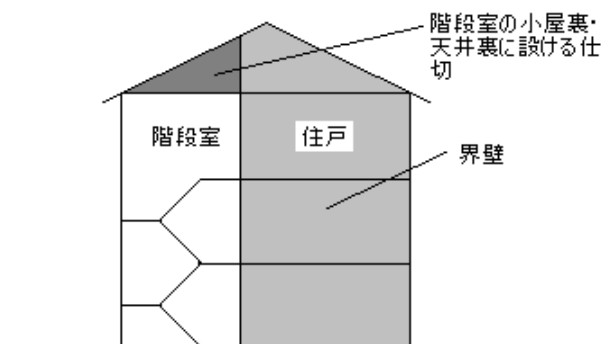
例1)



例2)



断面図)



※「建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）」

（43.長屋又は共同住宅の各戸の界壁 1)界壁の範囲及び構造）参照。

【関係法令等】

- ・法第36条
- ・令第114条第1項
- ・建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）

コード番号	取扱い区分
2-b-005	解釈

施行年月日 平成5年12月1日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 令第20条第2項第1号の公園、広場、川その他これらに類する空地について

令第20条第2項第1号の公園、広場、川その他これらに類する空地は次の表に掲げるものとする。

公園	1. 都市公園法による公園又は緑地 2. 公共団体が管理する公園又は緑地
広場	公共団体が管理する広場
川	河川法に基づく河川(準用河川を含む)
その他これらに類する空地	1. 線路敷地(高架橋は除く) 2. 公有水路(都市下水路を含む)※ 3. 赤道※ 4. 都市計画公園で築造済のもの又は事業認可されており空地となっているもの

※公有水路・赤道については幅や形態により各特定行政庁の判断とする。(持続性が担保されるものに限る。)

【関係法令等】
・法第28条第1項
・令第20条第2項

コード番号	取扱い区分
2-b-006	解釈

施行年月日 平成8年4月1日
改正年月日 平成14年4月1日
廃止年月日

事例 採光のための開口部を設けることを要しない居室について

1. 湿温度調整を必要とする作業を行う作業室

次に掲げる居室は、法第28条第1項ただし書きに規定する「湿温度調整を必要とする作業を行う作業室」に該当する。

- (1) 大学の実験室、研究室、調剤室等湿温度調整を必要とする実験室、研究、調剤等を行う居室（小学校、中学校又は高等学校の生徒用の実験室を除く。）
- (2) 厳密な湿温度調整を要する治療室、新生児室等

2. その他用途上やむを得ない居室

次に掲げる居室は、法第28条第1項ただし書きに規定する「用途上やむを得ない居室」に該当するものとする。

開口部を設けることが用途上望ましくない居室

- ① 大音量の発生その他音響上の理由から防音措置を講ずることが望ましい居室。
 - ア 住宅の音楽練習室、リスニングルーム等、(遮音板を積み重ねた浮き床を設ける等遮音構造であること並びに当該住宅の室数及び床面積を勘案し、付加的な居室であることが明らかなものに限る。)
 - イ 放送室（スタジオ、機械室、前室等で構成されるものをいう。)
- ② 暗室、プラネタリウム等現像・映写等を行う為自然光を防ぐ必要のある居室（小学校、中学校又は高等学校の視聴覚室を除く。)
- ③ 大学の実験室、研究室、消毒室、クリーンルーム等放射性物質等の危険物を取り扱うため、又は遺伝子操作実験、病原菌の取扱い、滅菌作業、清浄な環境の下での検査、治療等を行う上で細菌若しくはほこりの侵入を防ぐため、開口部の面積を必要最小限とすることが望ましい居室

【関係法令等】

- ・法第2条第4号、法第28条第1項
- ・令第19条
- ・平成7年5月25日付建設省住指発第153号

コード番号	取扱い区分
2-b-007	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 学校体育館のステージとアリーナを結ぶ段々状のものは、令第23条の階段各部の寸法の適用を受けるか

階段（上下階へ昇降するための段々状の構造物）とならなければ、令第23条の適用は受けない。

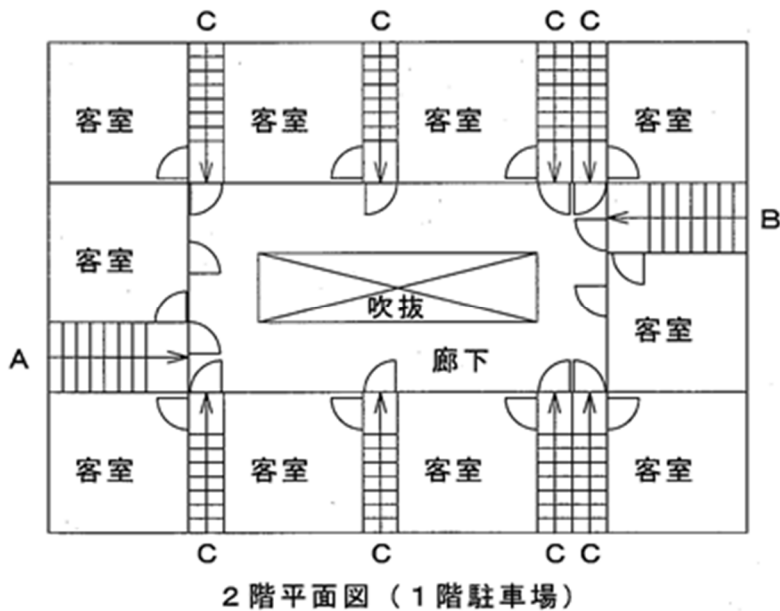
【関係法令等】

- ・法第35条、法第36条
- ・令第23条

コード番号	取扱い区分
2-b-008	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 モーター類似用途等の階段幅の規制について



原則として、令第23条第1項表（三）により、直上階の居室の床面積の合計が200平方メートルを超えると、階段幅は120センチメートル以上必要となる。

ただし、令第121条により2方向避難、重複距離が特定の階段（A、B）により満足すれば、C階段の幅は120センチメートルなくてもよい。

【関係法令等】

- ・ 令第23条
- ・ 令第121条

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-c-003	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成14年4月1日
廃止年月日

事例 木造の布基礎について

木造建築物は剛性が低いので特に基礎の一体化が必要である。そのため外周部に布基礎をまわすほか、軸組みの下には布基礎を置き、それと外周基礎と一体的に結びつけることとする。なお、構造耐力上主要でない部分については束石等で足りる。

(参考)

建設省告示第1347号第1第4項

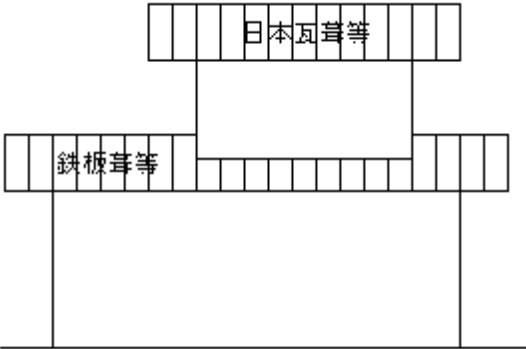
【関係法令等】

- ・ 法第20条
- ・ 令第38条、令第42条
- ・ H12告示第1347号

コード番号	取扱い区分
2-c-005	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 屋根の重さが異なる筋違いの算定について



1階の構造耐力上必要な軸組みの算定をする場合、原則として1階部分のすべてについて瓦葺き等の係数を採用する。

【関係法令等】

- ・ 法第20条
- ・ 令第43条、令第46条第4項
- ・ H12告示1352号

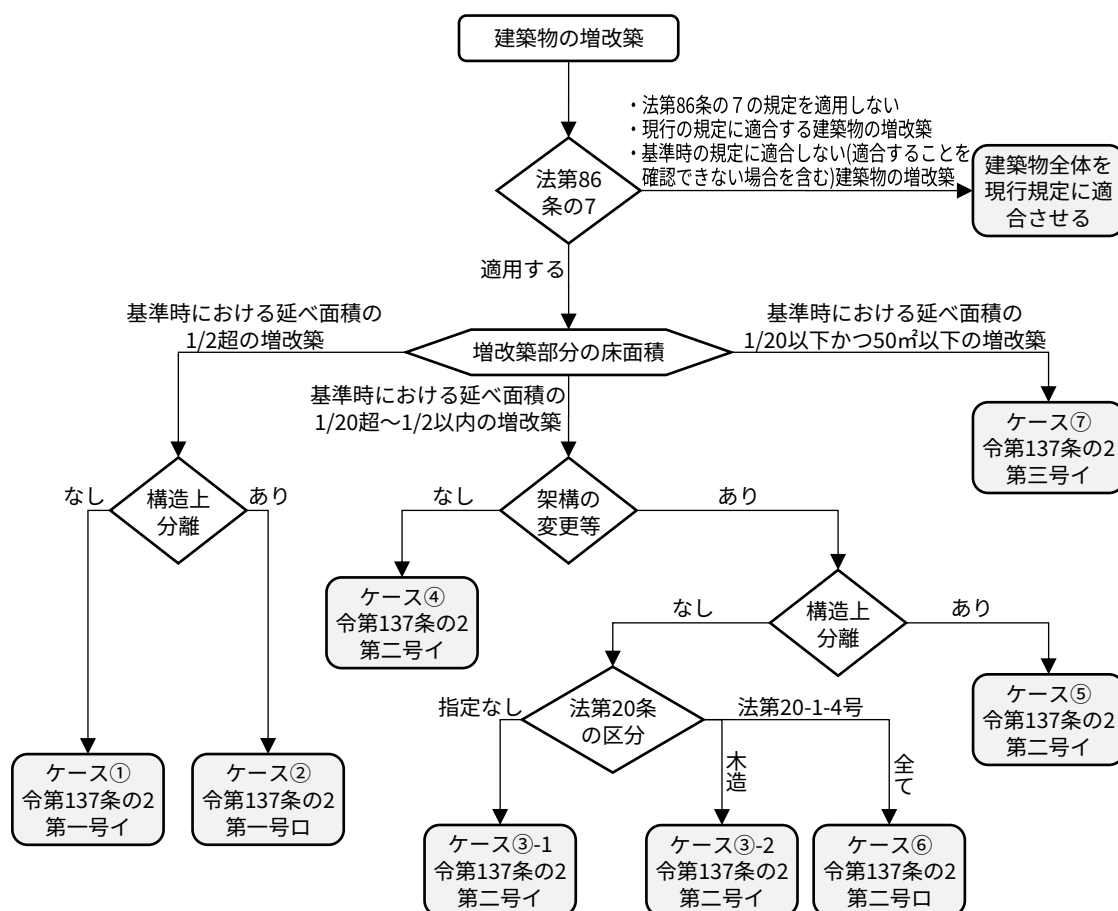
コード番号	取扱い区分
2-c-008	解釈

施行年月日 昭和61年8月1日
 改正年月日 令和7年4月1日
 廃止年月日

事例 既存不適格建築物の増改築において緩和適用される構造規定について

構造規定において既存不適格建築物となる建築物の増改築を行おうとする場合で、法第86条の7の規定に基づき制限の緩和を受けようとする場合の構造検討例は以下のとおり。

既存不適格建築物の増改築における緩和適用フロー例



(注意事項)

1. 法第86条の7の規定を適用する場合の既存建築物は、検査済証の交付を受けかつ既存不適格の状態である、又は検査済証の交付を受けていないが実態として既存不適格の状態であると認められること。
2. 令第137条の2各号の規定は、より上位の号の基準を採用することも可能である。
3. 「架構の変更等」とは、増改築前の建築物の架構を構成する部材から追加又変更をすることをいう（架構の変更等に該当しない例：吹抜き部分増床による増築であって既存架構の変更等がない場合）。
4. コード番号1-a-009の別棟とみなす渡り廊下を適用し増改築する場合においては、接続建築物又は渡り廊下をそれぞれ別の建築物とみなすことから、既存不適格建築物に遡及適用しないものとする。

既存不適格建築物の増改築において緩和適用される構造規定のパターン例

ケース① ・令第137条の2 第一号イ ・H17年告示第566号 (以下「告示第566号」) 第1	【建築物全体】 ☐令第3章第8節(構造計算)の規定に適合〔令-イ(1)〕 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 297 1064 548"> 【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-イ(3)〕 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第1-1号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第1-2号〕 </td><td data-bbox="1064 297 1402 548"> 【増改築部分】 ☐令第3章第1節～第7節の2(仕様規定)、令第129条の2の3(設備構造規定)に適合〔令-イ(2)〕 </td></tr> </table>	【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-イ(3)〕 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第1-1号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第1-2号〕	【増改築部分】 ☐令第3章第1節～第7節の2(仕様規定)、令第129条の2の3(設備構造規定)に適合〔令-イ(2)〕
【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-イ(3)〕 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第1-1号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第1-2号〕	【増改築部分】 ☐令第3章第1節～第7節の2(仕様規定)、令第129条の2の3(設備構造規定)に適合〔令-イ(2)〕		
ケース② ・令第137条の2 第一号ロ ・告示第566号第2	【建築物全体】 ☐増改築部分をExp.J等で構造上分離〔令-ロ(1)〕 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 636 1064 1137"> 【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-ロ(3)〕 ☐次のいずれかに適合〔告第2-1号〕 イ.令第3章第8節(構造計算)の規定に適合 ロ.(地震時)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合(地震時以外)許容応力度計算に適合 ハ.(地震時)耐震診断基準に適合(地震時以外)許容応力度計算に適合 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第2-2号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第2-3号〕 </td><td data-bbox="1064 636 1402 1137"> 【増改築部分】 ☐令第3章(構造規定全て)、令第129条の2の3(設備構造規定)に適合〔令-ロ(2)〕 </td></tr> </table>	【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-ロ(3)〕 ☐次のいずれかに適合〔告第2-1号〕 イ.令第3章第8節(構造計算)の規定に適合 ロ.(地震時)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合(地震時以外)許容応力度計算に適合 ハ.(地震時)耐震診断基準に適合(地震時以外)許容応力度計算に適合 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第2-2号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第2-3号〕	【増改築部分】 ☐令第3章(構造規定全て)、令第129条の2の3(設備構造規定)に適合〔令-ロ(2)〕
【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-ロ(3)〕 ☐次のいずれかに適合〔告第2-1号〕 イ.令第3章第8節(構造計算)の規定に適合 ロ.(地震時)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合(地震時以外)許容応力度計算に適合 ハ.(地震時)耐震診断基準に適合(地震時以外)許容応力度計算に適合 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第2-2号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第2-3号〕	【増改築部分】 ☐令第3章(構造規定全て)、令第129条の2の3(設備構造規定)に適合〔令-ロ(2)〕		
ケース③-1 ・令第137条の2 第二号イ ・告示第566号第3	【建築物全体】 ☐ (地震時)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合〔告第3-1号ロ(1)〕 ☐ (地震時以外)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合〔告第3-1号ハ(1)〕 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 1270 1064 1518"> 【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-イ〕 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-2号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-3号〕 </td><td data-bbox="1064 1270 1402 1518"> 【増改築部分】 ☐令第3章(構造計算除く)に適合〔告第3-1号イ〕 </td></tr> </table>	【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-イ〕 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-2号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-3号〕	【増改築部分】 ☐令第3章(構造計算除く)に適合〔告第3-1号イ〕
【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-イ〕 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-2号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-3号〕	【増改築部分】 ☐令第3章(構造計算除く)に適合〔告第3-1号イ〕		
ケース③-2 〈法20-1-4木造〉 ・令第137条の2 第二号イ ・告示第566号第3	【建築物全体】 ☐ (地震時)次のいずれかに適合〔告第3-1号ロ〕 (1)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合〔告第3-1号ロ(1)〕 (2)令第42条(基礎土台)・第43条(柱小径)・第46条(軸組)に適合〔告第3-1号ロ(2)〕 (3)枠組壁工法等：H13告示第1540号第1～10までに適合〔告第3-1号ロ(2)〕 ☐ (地震時以外)次のいずれかに適合〔告第3-1号ハ〕 (1)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合〔告第3-1号ハ(1)〕 (2)令第46条(軸組)に適合〔告第3-1号ハ(2)〕 (3)枠組壁工法等：H13告示第1540号第1～10までに適合〔告第3-1号ハ(2)〕 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 1897 1064 2150"> 【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-イ〕 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-2号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-3号〕 </td><td data-bbox="1064 1897 1402 2150"> 【増改築部分】 ☐令第3章(構造計算除く)に適合〔告第3-1号イ〕 </td></tr> </table>	【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-イ〕 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-2号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-3号〕	【増改築部分】 ☐令第3章(構造計算除く)に適合〔告第3-1号イ〕
【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-イ〕 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-2号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-3号〕	【増改築部分】 ☐令第3章(構造計算除く)に適合〔告第3-1号イ〕		

ケース④ 〈吹抜部増床等〉 ・令第137条の2 第二号イ ・告示第566号第3	【建築物全体】 ☐増改築後の建築物の架構を構成する部材が、増改築前の建築物から追加及び変更がないこと（吹き抜き部分の増床増築など）〔告第3-1号ニ〕 ☐（地震時）耐震診断基準に適合〔告第3-1号ニ〕 ☐（地震時以外）次のいずれかに適合〔告第3-1号ハ〕 (1)令第3章第8節（構造計算）の規定に適合〔告第3-1号ハ(1)〕 (2)令第46条（軸組）に適合〔告第3-1号ハ(2)〕 (3)枠組壁工法等：H13告示第1540号第1～10までに適合〔告第3-1号ハ(2)〕 【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-イ〕 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-2号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-3号〕 【増改築部分】 ☐令第3章（構造計算除く）に適合〔告第3-1号イ〕
ケース⑤ 〈分離増改築〉 ・令第137条の2 第二号イ ・告示第566号第3	【建築物全体】 ☐増改築部分をExp.J等で構造上分離〔告第3-1号ホ〕 【既存部分】 ☐耐久性等関係規定に適合〔令-イ〕 ☐（地震時）耐震診断基準に適合〔告第3-1号ホ〕 （地震時以外）許容応力度計算に適合 ☐屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-2号〕 ☐屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-3号〕 【増改築部分】 ☐現行令第3章に適合〔告第3-1号イ,ロ,ハ〕
ケース⑥ 〈法20-1-4建築物〉 ・令第137条の2 第二号ロ ・告示第566号第4	【建築物全体】 ☐令第3章第1節～第7節の2の仕様規定の規定に適合〔令-ロ〕 ※既存部分及び基礎補強部分は、令第36条（耐久性等関係規定等）、令第38条第2項～第4項（基礎）を除く ☐地盤の長期許容応力度が次の値以上〔告第4-2号〕 ・既存がべた基礎の場合：20kN/m² ・既存が布基礎の場合：30kN/m² 【基礎補強部分（新たなコンクリート打設部分）】〔告第4-3号〕 ☐立上り高さ：地上30cm以上 ☐立上り部分の厚さ：12cm以上 ☐底盤の厚さ：べた基礎の場合12cm以上、布基礎の場合15cm以上 ☐配筋等 ・立上り部分の主筋：12mm以上の異形鉄筋 ・立上り部分の上端：12mm以上の異形鉄筋を1本以上配置し補強筋と緊結 ・立上り部分の下部：同上 ・立上り部の補強筋：9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で縦に配置 ・立上り部分の上部：60cm以下の間隔でアンカー（定着6cm以上）等を配置 ・立上り部分の下部：同上 ☐最下階柱下部、土台、基礎：地盤の沈下、変形に対して安全〔告第4-4号〕 ☐打設するコンクリートは、令第72条～第76条の規定を準用〔告第4-2項〕 【既存部分】 ☐べた基礎又は布基礎である〔告第4-1号〕
ケース⑦ ・令第137条の2 第三号イ	【既存部分】 ☐構造耐力上の危険性が增大しない〔令-イ(2)〕 【増改築部分】 ☐令第3章（構造規定全て）、令第129条の2の3（設備構造規定）に適合〔令-イ(1)〕

○注意事項等

1. 上表の規定のうち時刻歴応答解析、限界耐力計算により適用が除外される場合がある。
 2. 「耐震診断基準に適合」とは新耐震基準に適合することを確認することでも可とする。
 3. 耐震診断基準に適合することを採用する場合は、全国耐震ネットワーク委員会に参加している団体が設置した耐震判定委員会又はこれと同等と認められる機関による判定を受けることを指導する。
 4. 参考文献等
 - ・「既存不適格建築物の増築等について」〔国土交通省 HP〕
 - ・「平成 17 年 6 月 1 日施行 改正建築基準法・同法施行令等の解説」〔国土交通省〕
 - ・建築物の構造関係技術基準解説書(2020 年版)-付録 2 既存建築物に関する構造関係規定の適用-〔国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所〕
 - ・木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き-改訂版-〔(一社)木を活かす建築推進協議会〕
 - ・既存建築物の現況調査ガイドライン-令和 6 年 12 月-〔国土交通省〕
 - ・「全体計画認定を活用した既存不適格建築物の増築等について」〔国土交通省 HP〕
-

【関係法令等】

- ・法第 3 条、法第20条、法86条の 7
- ・令第 3 章、令第137条の 2
- ・平成17年国土交通省告示第566号
- ・技術的助言
平成17年6月1日国住指第667号、平成21年9月1日国住指第2153号、平成21年9月1日国住指第2072号
平成24年 9 月27日国住指第2315号・国住街第113号、平成28年 6 月 1 日国住指第669号、
令和元年 6 月24日国住指第654号・国住街第41号

コード番号	取扱い区分
2-c-011	指導

施行年月日 平成3年8月6日
改正年月日 令和4年7月1日
廃止年月日

事例 構造設計について

原則として「建築物の構造関係技術基準解説書」（国土交通省住宅局建築指導課、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所、日本建築行政会議監修。）の最新版によるものとする。

なお、最新版の発行前に着手した設計による建築物の計画については、最新版の発行日から起算して6月を経過する日までの間は、最新版の直前の版の解説書によることができる。ただし、最新版により明確な法令解釈等が示された場合は、原則として最新版によるものとする。

【関係法令等】

- ・ 法第20条
- ・ 令第3章
- ・ 建築物の構造関係技術基準解説書

コード番号	取扱い区分
2-c-015	指導

施行年月日 平成 8 年 4 月 1 日
改正年月日 令和 6 年 4 月 1 日
廃止年月日

事例 3 階建て木造（混構造を含む）の構造設計について

3 階建て木造は、「木造軸組工法住宅の許容応力度設計」、1 階が鉄骨造又は R C 造、2 ～ 3 階が木造（混構造 3 階建）は、「木質系混構造建築物の構造設計の手引き」による。（（公財）日本住宅・木材技術センター）

【関係法令等】

- ・ 法第 20 条
- ・ 令第 81 条
- ・ 木造軸組工法住宅の許容応力度設計
- ・ 木質系混構造建築物の構造設計の手引き

コード番号	取扱い区分
2-c-016	解釈

施行年月日 平成8年4月1日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 既存建築物に昇降機を設ける場合等の構造審査について

法第87条の2の規定に基づき、既存建築物に新たに昇降機を設置する場合、若しくは既存建築物の昇降機の改修工事を行う場合（既存の昇降機を撤去して新たに別の昇降機を設置する場合を含む）の確認申請については、以下のとおり取り扱う。

法第87条の2の規定による昇降機の確認申請においては、法第20条の規定を準用していないため、原則として、既存建築物の構造については審査対象とはならないが、荷重負担の増加等によっては、既存建築物が基準時の構造規定に適合しなくなる場合が想定されるため、設計者は構造検討を行う必要がある。

この場合、昇降機の確認申請書には、既存建築物について構造検討を行った旨を明示することとする。

また、荷重負担が増加する場合については、建築主事が、昇降機の設置に伴う小梁及び床スラブ等の構造計算書及び構造図等の添付を求めることがある。

【関係法令等】

- ・法第20条、法第36条、法第87条の2
- ・昇降機技術基準の解説2016年版P1.1-2

コード番号	取扱い区分
2-c-017	解釈

施行年月日 平成15年4月1日
改正年月日 平成16年4月1日
廃止年月日

事例 雪おろしの実況に応じて垂直積雪量を1メートルまで低減できる取扱いについて

【特定行政庁群馬県のための扱い】

細則第18条第1項に規定する多雪区域を、令第86条第6項の規定に基づく雪おろしを行う慣習のある地方として扱うことができる。

なお、雪おろしの実況に応じて垂直積雪量を1メートルまで減らして計算を行った場合には、令第86条第7項に基づき別紙による表示を建物の見やすいところに掲げることとする。

【関係法令等】

- ・ 法第20条
- ・ 令第86条第6項
- ・ H12告示第1455号
- ・ 細則第18条

別紙

建築物の積雪荷重に関する制限			
この建築物は、雪おろしの実況に応じ次の条件で設計されています。			
条 件	積雪荷重	垂直積雪量	単位荷重
	N/m ²	cm	N/m ² /cm
建築主又は管理者 氏 名			
設 計 者 氏 名		確 認 機 関 名	
施 工 者 氏 名		確 認 番 号	
用 途		確 認 年 月 日	年 月 日
構 造		完 了 年 月 日	年 月 日
この表示は、建築基準法施行令第 86 条第 7 項に基づくものです。			

(備考) 大きさは、縦 25cm 以上、横 35cm 以上とすること。

コード番号	取扱い区分
2-c-018	解釈

施行年月日 平成16年12月15日
改正年月日
廃止年月日

事例 令第70条の防火被覆の範囲について

令第70条の規定に基づき、平成12年建設省告示第1356号第2により柱に防火被覆を施すこととした場合で、天井材を平成12年建設省告示第1358号第3による準耐火構造の床の仕様としたものについては、天井裏の柱は防火被覆を要しない。

【関係法令等】

- ・ 法第20条
- ・ 令第70条
- ・ H12告示第1356号、H12告示第1358号

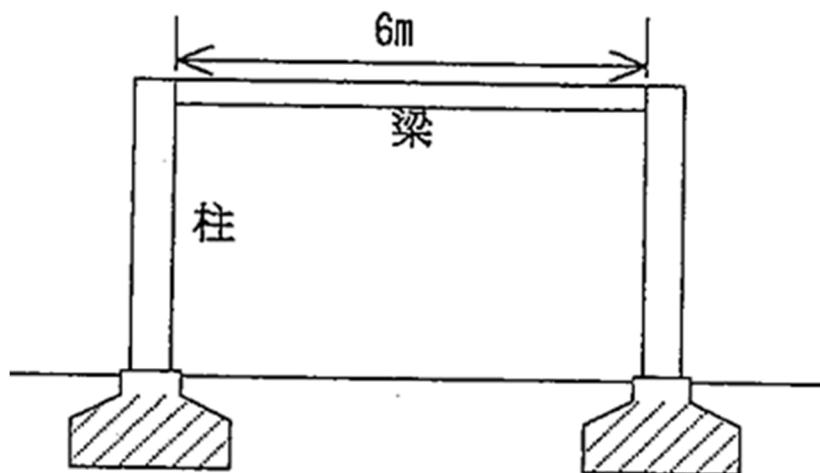
コード番号	取扱い区分
2-c-022	解釈

施行年月日 平成27年 7 月 1 日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 平成19年告示第593号の架構を構成する柱の相互の間隔の取扱いについて

原則として柱芯間隔とする。

下図の場合原則として不可として扱う。



【関係法令等】

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-d-001	手続・解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 令第112条第1項ただし書防火区画免除について

令第112条第1項第1号の用途のうち、工場その他これらに類するものの防火区画の免除を受ける場合は、建築物防火区画免除願（別添）を提出する。

なお、工場その他これらに類する部分すべてが区画を免除されるのではなく、「用途上やむを得ない場合」に限られる。そのため、作業クレーンの移動またはベルトコンベアー等による一連の作業が行われている場合で、当該部分は最低限の範囲とする。

（参照）「建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）」

38.面積区画 2)用途上やむを得ない場合の取扱い

【関係法令等】

- ・法第36条
- ・令第112条第1項
- ・建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）、昭和44年3月3日付建設省住指発26号、昭和46年9月8日付建設省住指発第623号、昭和46年12月4日付建設省住指発第905号

建築物防火区画免除願

建築主事 様

建築主 住所
氏名

下記の理由により建築物の防火区画をすることが困難ですので、建築基準法施行令第112条第1項ただし書の規定により防火区画の免除をお願いします。

記

理 由

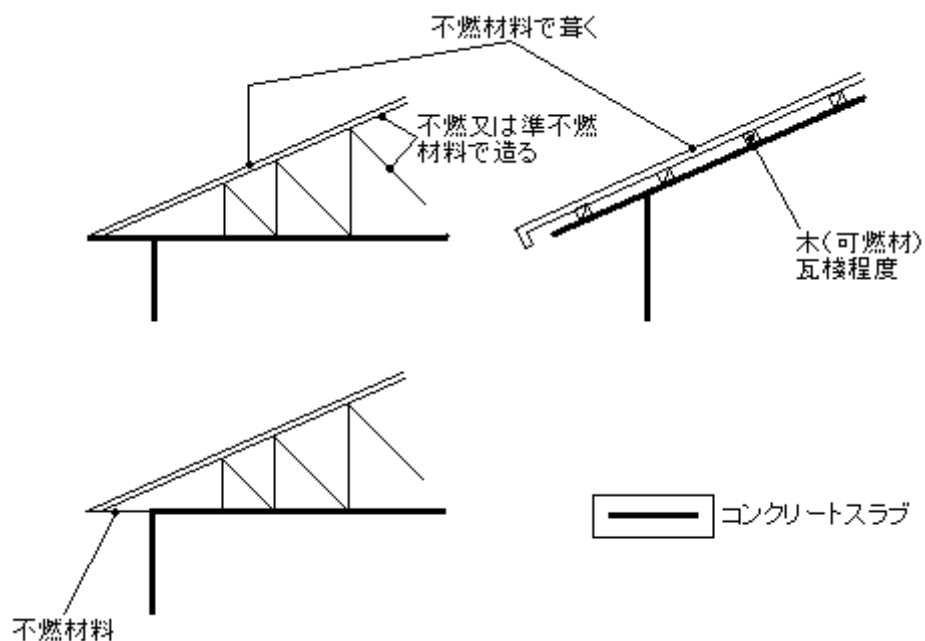
(免除を受ける部分のクレーン、ベルトコンベアー等の配置図添付)

コード番号	取扱い区分
2-d-002	指導

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 平成14年4月1日
 廃止年月日

事例 耐火建築物でコンクリートスラブの上に置屋根を造る場合の取扱いについて

不燃材料で葺き、下地は準不燃材料で造る。ただし棧等軽微なものはこの限りでない。
また、軒天部分は不燃材料とする。



【関係法令等】

- ・法第2条第9号の2
- ・令第107条
- ・H12告示1399号
- ・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P9

コード番号	取扱い区分
2-d-003	解釈

施行年月日 昭和62年7月1日
 改正年月日 令和5年7月1日
 廃止年月日

事例 倉庫における防火区画免除の取扱いについて

1. 令第112条第1項ただし書きの適用について

- 建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P122「(2)用途上やむを得ない場合の取扱い」による。
(不燃性の物品を保管する立体的な倉庫等の場合に限られる。)
- クレーン等の設置により用途上やむを得ない場合においては、2-d-1による。

2. 令第112条第6項の適用について

- 倉庫用途の部分は、第一号「体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分」に該当するものとして扱うことができる。
(不燃性の物品を保管する立体的な倉庫等の場合に限らない。)

【関係法令等】

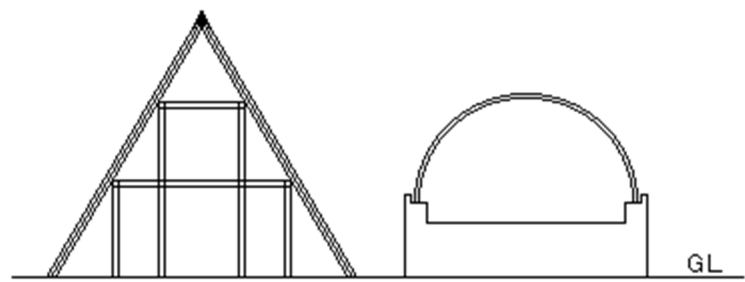
- ・ 法第26条、法第36条
- ・ 令第112条第3項、令第112条第4項
- ・ 例規2-d-1、建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)

コード番号	取扱い区分
2-d-006	解釈

施行年月日 昭和62年 7 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例 **ピラミッド型、アーチ型の屋根の取扱いについて**

壁でなく屋根として取扱う。



【関係法令等】
・ 法第 2 条第 5 号

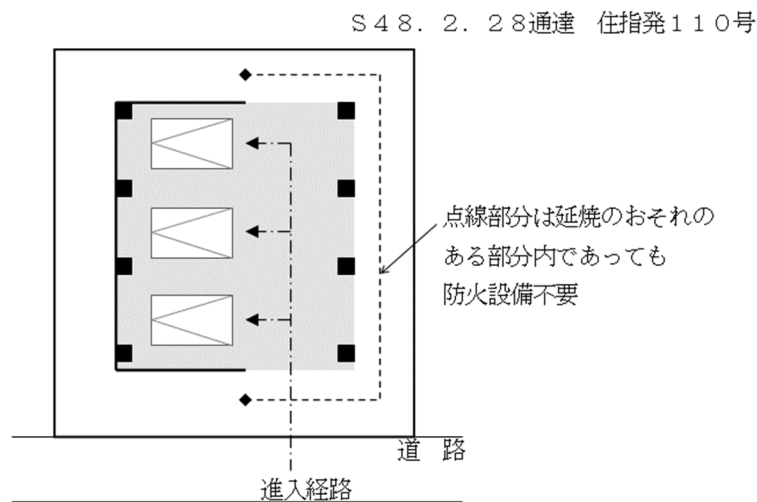
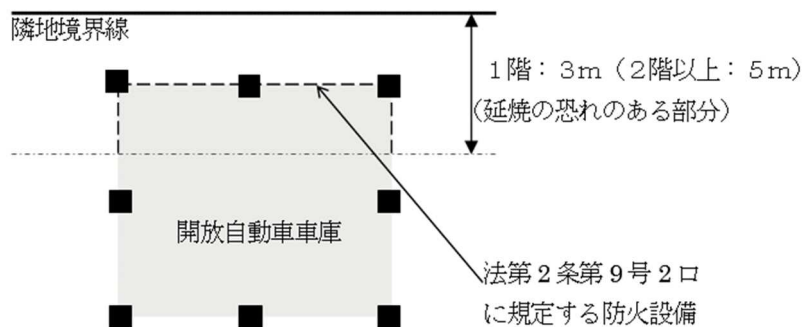
コード番号	取扱い区分
2-d-007	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 令和3年7月1日
 廃止年月日

事例 開放型自動車車庫の開口部の取扱いについて

法第27条または第61条の規定に基づき耐火または準耐火建築物としなければならない開放自動車車庫にあっては、法第2条第9号の2、第9号の3の規定により防火戸その他の防火設備を設けなければならない。

ただし、誘導車路その他もっぱら通行の用に供し通常車を駐留させない部分にあってはこの限りでない。



【関係法令等】

- ・法第2条第9号の2・の3、法第27条、法第61条、法第84条の2
- ・令第136条の9、の10
- ・条例第24条、昭和48年2月28日建設省住指第110号

コード番号	取扱い区分
2-d-009	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 軽微な別棟からの延焼の恐れを取扱いについて

「建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）」2 延焼のおそれのある部分 2)附属建築物の取扱い）による。

また、不燃材料でつくられた吹きさらしの廊下、「1-a-9」の別棟の渡り廊下も同様に扱うものとする。

【関係法令等】

- ・法第2条第6号
- ・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)、例規1-a-9

コード番号	取扱い区分
2-d-010	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 令和3年7月1日
 廃止年月日

事例 法第27条、条例第23、24条における自動車車庫又は自動車修理工場の「当該用途に供する部分」の範囲は

○当該用途に供する部分

工場部分、工具置場、部品庫等
倉庫（条例第24条の区画をした場合は除く。）

○当該用途に供しない部分

事務所、ショールーム、更衣室等

ただし、令第112条第18項の異種用途区画は、修理工場用事務所、更衣室等には適用しない。

※6-005参照

【関係法令等】

- ・ 法第27条
- ・ 令第112条第18項
- ・ 条例第23条、条例第24条、例規6-005

コード番号	取扱い区分
2-d-013	指導

施行年月日 昭和60年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 軒裏防火構造が求められる場合の鼻隠し、破風の手扱いについて

原則として次のいずれかとする。

- (1) 軒裏（外壁）の防火構造に準じた構造とする。
- (2) 不燃材料で造る。

【関係法令等】

- ・ 法第2条第8号
- ・ 令第108条
- ・ H12告示第1359号

コード番号	取扱い区分
2-d-017	解釈

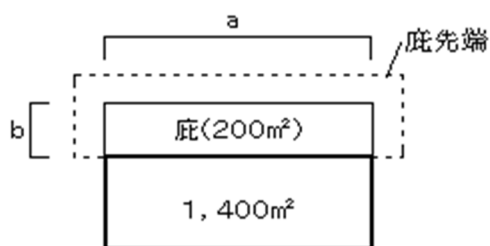
施行年月日 昭和62年7月1日
 改正年月日 平成13年4月1日
 廃止年月日

事例 底を床面積に算入した建築物の防火区画、避難規定の取扱いについて

1. 開放性が $1/2$ 以上の場合（底に柱がある場合も同様）は、底部分の面積を除いて適用する。
2. 開放性が $1/2$ 未満の場合は、底部分の面積を含めて適用する。

例：工場、倉庫等で

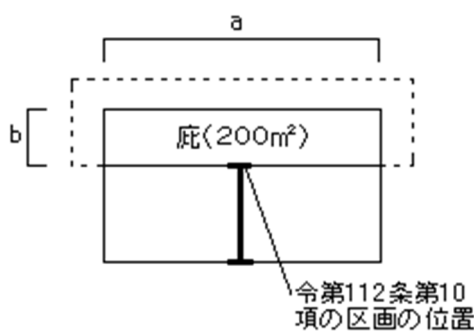
①準耐火建築物とした場合（床面積 1,600㎡）



※開放性は、底周長
 （左図において $2a + 2b$ ） $\div 2 \leq$ 開放長さ
 により判断する

1 の場合は、防火区画不要。

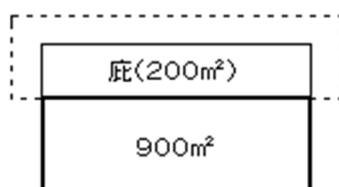
2 の場合は、防火区画必要。



また、1 の場合で、底を除く部分が、1,500
 ㎡を超える場合の、令第112条第10項の区画の
 位置は、左図の例による。

（倉庫の防火区画については、2-d-3に面積
 緩和あり。）

②防火壁設置または準耐火建築物とした場合（床面積 1,100㎡）



1 の場合は、排煙設備、非常用照明不要。

2 の場合は、排煙設備、非常用照明必要。

【関係法令等】

- ・法第26条、法第27条、法第35条、法第36条
- ・令第2条第1項第3号、令第126条の2・の4、令第112条、令第113条
- ・例規1-a-4、例規2-d-30、建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P121

コード番号	取扱い区分
2-d-022	解釈

施行年月日 平成3年8月6日
改正年月日 平成10年4月1日
廃止年月日

事例

耐火建築物及び準耐火建築物の延焼の恐れのある部分の外壁の軒先面戸の取扱いについて

屋根が折板等の場合は、火がまわり込まない不燃材料で可とする。

【関係法令等】
・ 法第2条第9号の2・の3

コード番号	取扱い区分
2-d-023	解釈

施行年月日 平成5年12月1日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 体育館の防火区画の取扱いについて

令第112条第1項第1号及び第4項第1号の規定により、体育館の防火区画を免除する場合において、アリーナ部分とこれに面する器具庫、便所、放送室、ステージ、ステージ脇控え室、更衣室、体育教官室、シャワー室の部分とは防火区画を免除するものとする。

（ただし、火気使用室を除く。）

なお、劇場、集会場、工場等については、免除部分とその他の部分とを防火区画する。

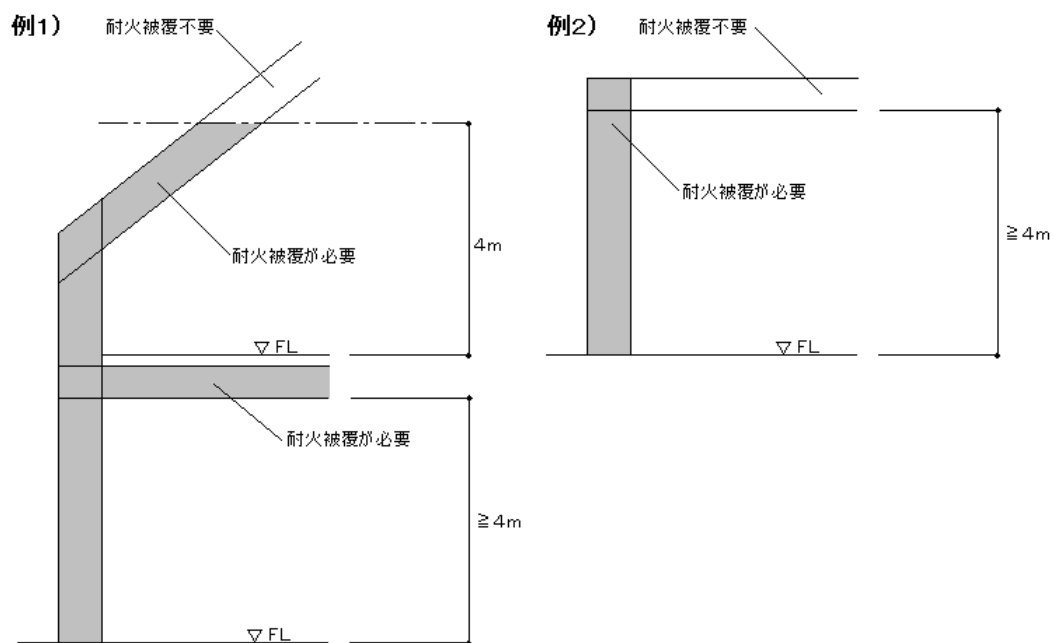
【関係法令等】

- ・ 法第36条
- ・ 令第112条第1項第1号、令第112条第4項第1号
- ・ 建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P122
- ・ 例規2-d-1、2-d-3

コード番号	取扱い区分
2-d-024	解釈

施行年月日 平成6年8月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 1時間耐火のはりで、床面からはりの下端までの高さが4メートル内外の耐火被覆の扱いについて



(参考) 平成12年告示第1399号第4第三号へ

「床面からはりの下端までの高さが4メートル以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料又は準不燃材料で造られた天井があるもの」

【関係法令等】

- ・ 法第2条第7号
- ・ 令第107条
- ・ H12告示1399号

コード番号	取扱い区分
2-d-026	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
改正年月日 平成22年4月1日
廃止年月日

事例 小屋組みが木造である建築物（建築面積が 300 m²を超えるものに限る）で、天井がなく野地板あらわしの場合、又は天井が屋根たる木直打ちの場合、令第 114 条第 3 項の隔壁を設けなければならないか。

「小屋裏」とは、小屋組によりできる三角形の空間をいい、天井の有無とは関係がない。よって隔壁が必要（令第115条の2第1項第7号の基準による場合を除く）である。

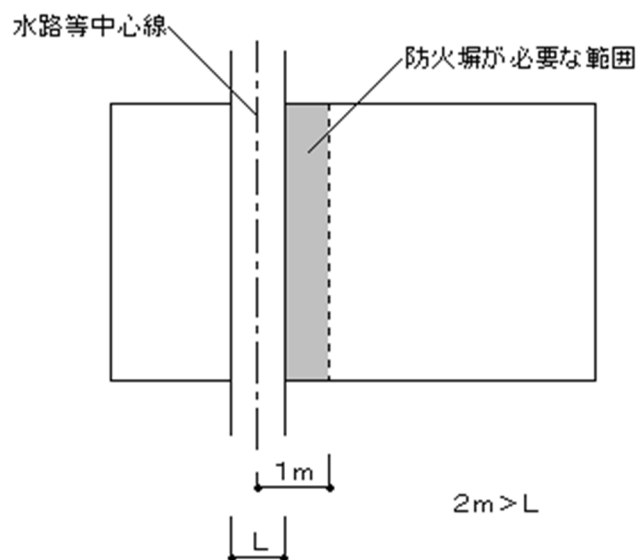
【関係法令等】

- ・法第35条
- ・令第114条第3項、令第115条の2第1項第7号

コード番号	取扱い区分
2-d-027	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
 改正年月日 平成22年4月1日
 廃止年月日

事例 令第136条の10第3号ロに基づいて設ける防火塀について、隣地と水路、公共物等を隔てて接する場合の取扱いについて



2 m未満の水路、公共物等の中心線を境界線とみなし、中心線から1 m以下の部分について防火塀を設けるものとする。

(参考)

「建築物の防火避難規定の解説2005（第6版）」（2 延焼のおそれのある部分 3）線路敷及び公共水路・緑道等の取扱い）

【関係法令等】

- ・法第84条の2
- ・令第136条の10第3号ロ
- ・建築物の防火避難規定の解説2005（第6版）/2-3）
- ・昭和46年11月19日住街発第1164号

コード番号	取扱い区分
2-d-029	手続き

施行年月日 平成10年4月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 令第112条第19項で規定する特定防火設備及び防火設備の確認について

国土交通大臣の認定を受けず、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの場合は、原則として国土交通大臣指定性能評価機関の評価を得たものを使用する。

【関係法令等】

- ・ 法第36条
- ・ 令第112条第19項
- ・ S 48告示第2563号、S 48告示第2564号

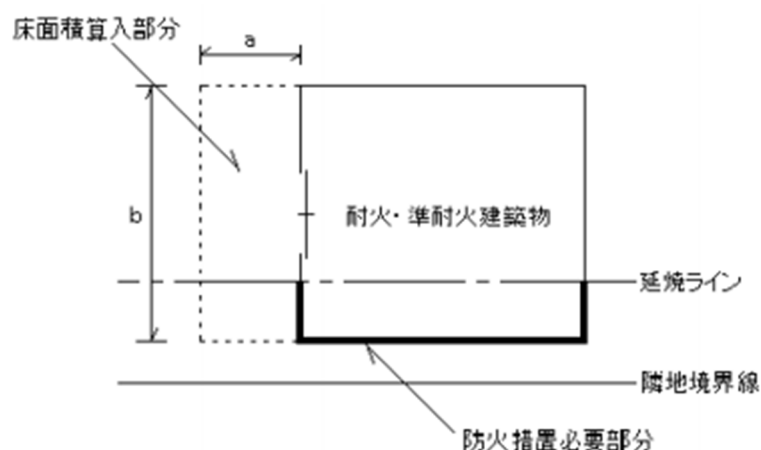
コード番号	取扱い区分
2-d-030	解釈

施行年月日 平成13年4月1日
 改正年月日 令和5年7月1日
 廃止年月日

事例 耐火・準耐火建築物で庇を床面積に参入した建築物の、延焼の恐れのある部分の防火措置の取扱いについて

庇を床面積に参入した部分について、庇の開放長さが庇外周の $1/2$ 以上の場合で、庇部分に延焼ラインがかかる時の防火措置については、下の例による。

例) $(2a + 2b) / 2 \leq$ 庇の開放長さ の場合



なお、防火地域・準防火地域における外壁の開口部で延焼のおそれのある部分についても同様とする。

【関係法令等】

- ・法第2条第6号、法第2条第9号の2、法第2条第9号の3
- ・例規1-a-4、例規2-d-17、建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）38-1

コード番号	取扱い区分
2-d-031	指導

施行年月日 平成16年4月1日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 告示第1716号において、畜舎等の周囲6 m又は20m以内に建築物又は工作物が存しないこと（同告示第3の一号及び二号）が規定されている、隣地境界線又は道路中心線からも同様に3 m又は10m離す必要があるか

延焼のおそれのある部分と同様に、隣地境界線又は道路中心線からも3 m又は10mの距離を確保することが望ましい。

【関係法令等】

- ・法第8条、法第26条
- ・令第114条第3項、令第115条の2
- ・H6告示1716号、H6告示1882号

コード番号	取扱い区分
2-d-032	解釈

施行年月日 平成23年4月1日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 構造計算不要規模の木造建築物における令第109条の2の2の取扱いについて

主要構造部を準耐火構造とした木造建築物については、令第109条の2の2により、層間変形角が150分の1以内でなければならないが、以下のように簡便に判定することもできることとする。

（木造軸組工法の場合）

木造軸組工法では、壁倍率1の耐力壁は長さ1mあたり1.96kN(200kgf)の水平力に対抗し得るとされている。また、それに対する層間変形角が1/120程度の値で終局耐力に対して安全率1.5以下になるように定められており、その値を構造計算に用いている。

一般的に層間変形角と壁量は逆比例すると考えられることから、木造軸組工法については、令第46条第4項の表2から定まる必要壁量に1.25を乗じた数値以上の壁量を確保すれば、計算又は実験によって確かめられた場合として認めることとする。

この場合、層間変形角は令第82条の2の規定から、地震力について検討すればよいため、風圧力については考慮する必要はない。

（枠組壁工法の場合）

枠組壁工法では、壁倍率1の耐力壁は1.96kN/m(200kgf/m)の水平力に対して、層間変形角が1/150であることが実大実験により確かめられており、その値を構造計算に用いている。

したがって、必要壁量及び水平分担力の算定においては、設計壁量がH13告示第1541号の第1の第5号の表2から定まる数値以上の壁量を確保すれば、計算又は実験によって確かめられた場合として認めることとする。

【関係法令等】

- ・法第2条第9号の2イ
- ・令第46条第4項、令第82条の2、令第109条の2の2
- ・H13告示第1541号
- ・準耐火建築物の防火設計指針（1994年版）

コード番号	取扱い区分
2-d-033	解釈

施行年月日 令和元年 7 月 1 日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 エキスパンションジョイント（以下、「EXP.J」）を防火区画の一部を構成する壁又は床に使用することは可能か

「建築物の防火避難規定の解説2016（参10.防火区画の壁・床に設けるエキスパンションジョイントの取扱い）」における同2002からの取消削除後の運用について、「建築物の防火避難規定の解説（1999年版）」2）防火区画の壁及び床に設けるエキスパンションジョイントの取扱い（P121）のとおり、原則として防火区画の一部を構成することはできないが、やむを得ない場合は当該取扱いの例示を参考とする。

●「建築物の防火避難規定の解説（1999年版）」（P121）

40防火区画

2）防火区画の壁・床に設けるエキスパンションジョイントの取り扱い

防火区画の壁・床にはエキスパンションジョイントを原則として設けてはならない。

ただし、やむを得ず設ける場合には、次の各号を参考とする。

- ① 両面を1.5mm以上の鉄板（ステンレスを含む。）で覆い、内部にロックウール等の不燃材料を充填する。
- ② ①以外の場合で、耐火時間に応じた耐火性能があると認められる既製品については、下記、（財）日本建築センター等の防災性能評定を活用する。

エキスパンションジョイント部の耐火性能評定の取扱いについて

評定対象のエキスパンションジョイント部の許容変形量と次の使用条件を評定条件として明示する。

（使用条件）

建築物の地震時の変形（一次設計用）を計算し、エキスパンションジョイント部両側の建築物の変形量の和の値が許容変形量の範囲内で使用すること。

この場合、エキスパンションジョイント部両側の建築物の変形量の和の値として、次の値を用いてもよい。

- イ. 鉄骨造建築物の場合、エキスパンションジョイント部の地上高の60分の1
- ロ. 鉄筋コンクリート造建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の場合、エキスパンションジョイント部の地上高の100分の1

【解説】エキスパンションジョイントとは、壁・床をそれぞれ離すことにより機能させるものであり、防火区画の性能とは相反する目的を持つものであるため、エキスパンションジョイントを防火区画の床・壁に設けることを原則として禁止するものとする。

（参考）

現在、日本エキスパンションジョイント工業会において、BCJ評定で定められた試験体仕様に準拠した耐火試験を実施し独自の適合証を交付しており、やむを得ない場合は、当該適合証を参考とする。

【関係法令等】

コード番号	取扱い区分
2-d-034	解釈

施行年月日 令和5年7月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 耐火構造等の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の取扱いについて

「建築物の防火避難規定の解説2016」（第2版）（3 耐火構造 9）耐火構造の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の取扱い）によるほか、一般社団法人 住宅生産団体連合会による解説「外壁に不燃材料等を張る場合の防火上の取扱いについて」（令和4年6月22日付け）によるものとする。

【関係法令等】

- ・法第2条第七号
- ・令第107条

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-e-003	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成16年4月1日
廃止年月日

事例 建設省告示第1411号非常用照明設置緩和の取扱いについて

飲食店、バー等で主に酒類を提供する用途に供する場合には、避難上支障があり建設省告示第1411号に基づく非常用照明設置の緩和は受けられない。

【関係法令等】

- ・ 法第35条
- ・ 令第126条の4
- ・ H12告示1411号
- ・ 建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P90

コード番号	取扱い区分
2-e-006	指導

施行年月日 昭和61年8月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 高層建築物等に係る防災評価について

次に掲げる建築物については、国土交通大臣指定性能評価機関の防災評価を受けるものとする。

- ① 高さ31mを超える建築物。ただし当該建築物の用途上利用者が少数のものに限定される場合等、防災上の問題が少ないことが明らかな場合においてはこの限りでない。
- ② 高さが31m以下の大規模建築物、複合用途建築物等で、利用者数あるいは平面計画の複雑さ等により特に必要と認められるもの。
- ③ 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの。

（共同住宅の用途に供する建築物で、災害時の避難人員が限定され平面計画も平明なものについてはこの限りでない。）

（参考）

- ・ 昭和56年7月30日建設省住指発190号「高層建築物等に係る防災計画の指導について」
- ・ 昭和57年5月20日建設省住防発16号「旅館及びホテルの防災計画の指導等について」
- ・ 平成13年2月19日国土交通省国住総第15号「地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて」

【関係法令等】

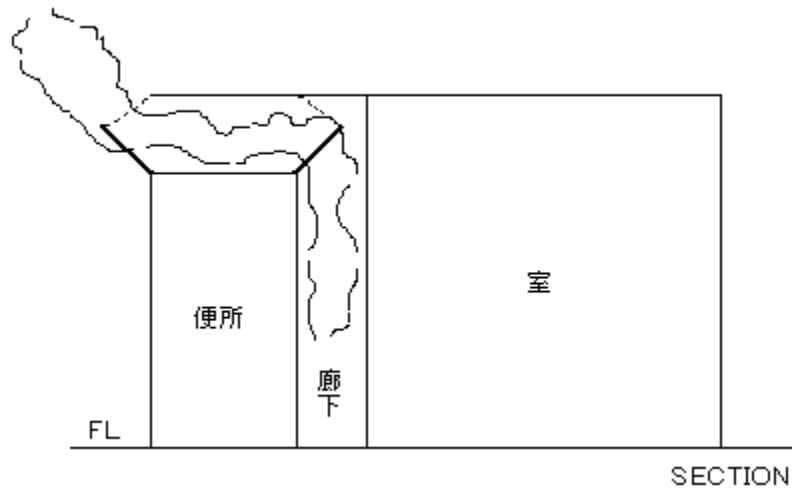
- ・ 旧法第38条
- ・ 昭和56年7月30日付建設省住指発第190号、昭和57年5月20日付建設省住指発第16号、平成13年2月19日付国住総第15号

コード番号	取扱い区分
2-e-016	解釈

施行年月日 平成4年7月9日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 自然排煙とは

自然排煙とは直接外気に面するものをいう。つまり、ダクト等を介するものや、開放に開口部を2枚操作するものは機械排煙が要求される。



この場合廊下の排煙は不可。

【関係法令等】

- ・法第35条
- ・令第126条の2・の3

コード番号	取扱い区分
2-e-017	指導

施行年月日 平成4年7月9日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 法第35条の「廊下、階段、出入口その他の避難施設の避難上支障がない」避難経路とは

法第35条に該当する建築物については原則として、居室－廊下－（前室）－階段という避難経路になる。（新・建築防災計画指針1985年版日本建築センター）

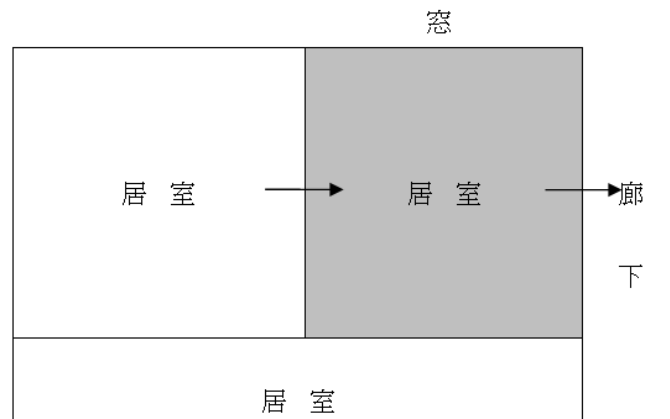
つまり、居室－居室、廊下－居室という避難経路は適当とはいえない。

ただし、次のいずれかに該当する場合で避難上支障がないと認められるものは、避難経路とすることができる。

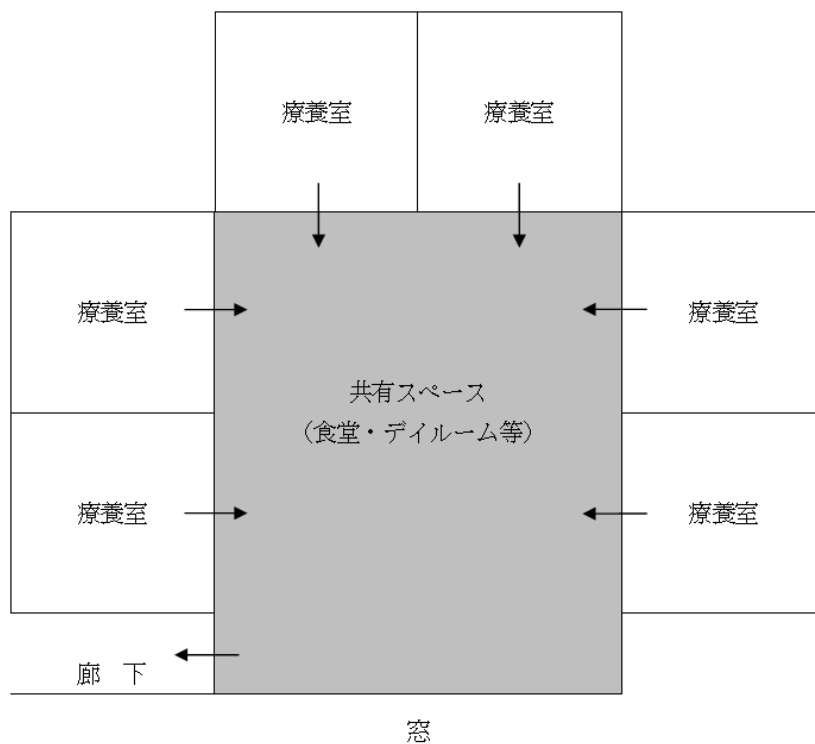
- 1 特殊建築物以外の建築物で居室の一角に当該居室と一体的に使われることが明らかな場合。
例として事務室内の小規模な応接室、従業員食堂内の小規模な休憩室、作業所内の小規模な事務室、作業所内の小規模な作業室。ただし、小規模な居室を介して避難するものは除く。
- 2 特殊建築物以外の建築物で2方向避難が確保されている場合（居室と居室の間のドアに施錠がない等避難上支障がないものに限る）。
- 3 ロビー、ホール等に隣接する居室で機能上当該ロビー、ホール等と壁で仕切る事が困難な場合で、軽微なもの（10㎡以内）を除き、防煙たれ壁で仕切られた場合。
- 4 自然排煙の場合でロビー、ホール等とそれに隣接する居室を防煙たれ壁で仕切ることによりロビー、ホール等の排煙が平面計画上難しい場合で当該ロビー、ホール等及びそれに隣接する居室の内装を下地、仕上げ共に準不燃材料以上とし（腰壁を含む）、かつ、排煙口を居室側に設けた場合。
- 5 居室からの避難経路として、隣接する居室を通過する場合で、当該居室を居室と避難経路に防煙区画することにより、居室・避難経路の排煙、居室の採光を確保することが困難な場合で、当該居室の内装を下地、仕上げ共に準不燃材料以上とした（腰壁を含む）場合（ただし、1，2を除く）。

○居室からの避難経路として、隣接する居室を通過する場合の例

1. 一般的な居室を避難経路とした場合



2. 福祉施設等において共有スペースを避難経路とした場合



※色塗り部分については、内装を下地、仕上げ共に準不燃材料以上とすること。(腰壁を含む。)

【関係法令等】

- ・法第35条
- ・令126第の2・の4
- ・新・建築防災計画指針1985年版

コード番号	取扱い区分
2-e-023	手続き

施行年月日 平成10年4月1日
改正年月日 平成16年4月1日
廃止年月日

事例 令第126条の2第1項ただし書第4号の排煙設備の緩和を受けようとする場合の添付図書について

令第126条の2第1項ただし書第4号の排煙設備の緩和を受けようとする者は、別紙「排煙設備免除願」を建築確認申請書に添付するものとする。

【関係法令等】

- ・ 法第35条
- ・ 令第126条の2第1項
- ・ 建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P70、昭和46年住指発第623号

(別紙)

排 煙 設 備 免 除 願

建築主事 様

建築主 住所
氏名

下記の建築物（又は建築物の部分）について、建築基準法施行令第126条の2第1項第4号の規定により排煙設備の免除をお願いします。

記

(緩和を受ける建築物又は建築物の概要)

- ・用 途
- ・床 面 積 m^2
- ・天井の高さ m
- ・危険物の有無 有・無
- ・可燃物の有無 有・無
- ・令第126条の2第1項第4号に該当する理由又は説明

(その他特記事項)

コード番号	取扱い区分
2-e-025	指導

施行年月日 平成16年12月15日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 令第126条第1項の手すりの安全対策について

手すり及び手すり付近に足掛かりがある場合は、手すりの高さは、当該足掛かりから1.1メートル以上とする。

足掛かりとは、簡単に足を掛けられる高さのものをいう。

特に幼児・児童が利用する建物について重点的に指導を行うものとする。

手すり子と手すり子との隙間、及びこれに相当する部分の隙間は、110ミリメートル以下とすること。

【関係法令等】

- ・ 令第126条
- ・ 建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P65

コード番号	取扱い区分
2-e-027	解釈

施行年月日 平成24年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 シャッターの令第116条の2第1項第2号の開口部としての取扱いについて

令第116条の2第1項第2号において、手動式軽量シャッターは「窓その他の開口部」に該当するものとして取り扱う。

重量式又は電動のシャッターは、同号でいう開口部とみなすことはできない。ただし、電動のシャッターについては、停電時においても、容易に短時間で開放できる場合は、この限りでない。

【関係法令等】

- ・令第116条の2第1項第2号
- ・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P38

コード番号	取扱い区分
2-e-028	指導

施行年月日 平成27年7月1日
 改正年月日 令和3年7月1日
 廃止年月日

事例 防煙壁の取扱いについて

- 建設省告示第1436号二号、四号ニ（二）の防煙壁については、当該室内側の間仕切壁の天井面から50センチメートル以上にわたり不燃材料で覆われたものとする。（例：軸組みを木造で施工し、壁下地を12.5ミリの石膏ボード（不燃材）とし、仕上げを不燃クロスで施工する。）この場合、出入口に該当する部分に戸の設置は要しない。
- 建設省告示第1436号四号ニ（四）の壁及び天井については、下地を不燃材料で造ることから軸組・下地共木造は不可（ただし、建設省告示第1358号に規定する木造の準耐火構造とし、仕上げ材を国交省告示第225号第1第一号イ(2)(i)～(iii)に規定する不燃材料とした場合はこの限りではない。）
 また、出入口には戸を設置することを要する。
 出入口の戸の上部は、天井面から50センチメートル以上下方に突出した防煙垂れ壁（戸が常時閉鎖式の不燃材料の戸の場合は30センチメートル）を設置する。
 出入口の戸が避難経路等に面する場合は、表面を不燃仕上げとした戸（下地は木造（木製フラッシュ戸）も使用できる）とすることが望ましい。

※防煙間仕切りの扱い及び排煙区画の扱いについては、防火避難規定の解説2016年版P76へ移行

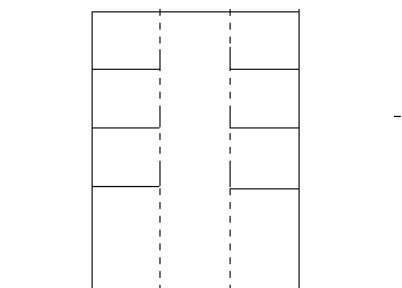
【関係法令等】

- ・法第35条、令第126条の2
- ・H12告示1436号
- ・例規2-e-17
- ・建築設備設計・施工上の運用指針2019年版4-8～4-13、同2003年版4-11
- ・防火避難規定の解説2016年版P76

コード番号	取扱い区分
2-e-029	解釈

施行年月日 令和元年7月1日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 吹抜き部分の1階のたて穴区画の取扱いについて

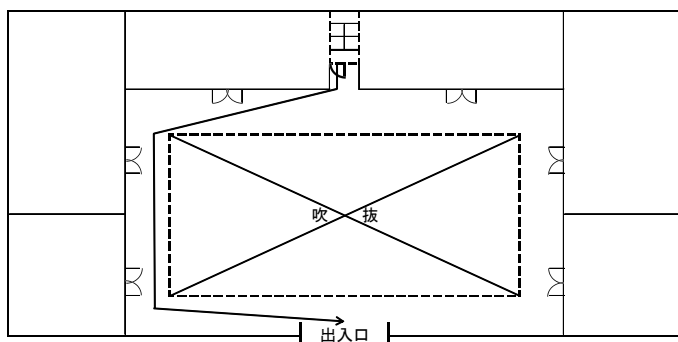


----- 法第2条第9号の2ロに
 規定する防火設備で、令
 第112条第14項第2号
 に規定する構造であるもの

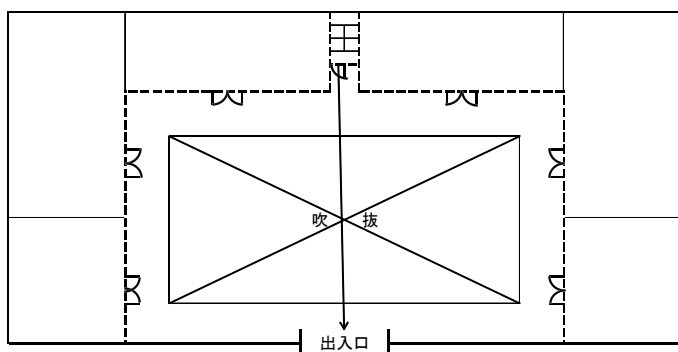
1階部分も区画するものとする。

ただし、用途上、構造上やむを得ない場合は区画の範囲を広げることができる。

○やむを得ない場合の例



吹抜き部分でたて穴区画を行った場合、出入口までの歩行距離が長くなり、また、出入口が階段から見えなくなるため、避難上好ましくない。



範囲を広げて各室との界壁でたて穴区画を行った場合、出入口までの歩行距離が短くなり、避難しやすくなる。

- ← : 避難経路
- : 令第112条第9項に規定する区画（たて穴区画）
- ⌋ : 令第2条第9号の2ロに規定する防火設備で、令第112条第14項第2号に規定する構造であるもの

【関係法令等】

- ・建築物の防火避難規定の解説2016（39-2）

コード番号	取扱い区分
2-e-030	解釈

施行年月日 令和6年4月1日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 令第126条の2第1項第三号「その他これらに類する建築物の部分」の適用について

「防火避難規定の解説2016（第2版）」24.排煙設備の適用除外部分 2)令第126条の2第1項ただし書第三号（階段等）によるほか、下記部分で防火上支障がないものとする。

- ・小規模な倉庫・更衣室
- ・洗面所
- ・便所
- ・サウナ
- ・ユニットバス

【関係法令等】

- ・法第35条
- ・令第126条の2第1項第三号
- ・H12告示第1436号
- ・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P69
- ・昭和46年1月29日住指発第44号、昭和46年12月4日住指発第905号

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-f-001	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 令第128条の5第2項における「当該用途に供する部分」の範囲について

条例第24条によって区画されている当該用途（※）に供する部分（車庫及び工場部分、工具置場、部品庫）のみとする。

※2-d-10に準ずる。参照。

-
- 【関係法令等】**
- ・ 法第35条の2
 - ・ 令第128条の5第2項
 - ・ 条例第24条、例規2-d-10

コード番号	取扱い区分
2-f-003	解釈

施行年月日 平成23年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 ラジエントヒーターに係る、火気使用室としての内装制限について

ラジエントヒーター（発熱体の上にトッププレートを有するもの）については、法第35条の2における「火を使用する設備若しくは器具」に該当せず、内装制限の対象とはならない。

【関係法令等】

- ・法第35条の2
- ・令第128条の4第4項
- ・建築設備設計・施工上の運用指針2003年版/2-22
- ・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P111

コード番号	取扱い区分
2-f-004	解釈・指導

施行年月日 平成29年7月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

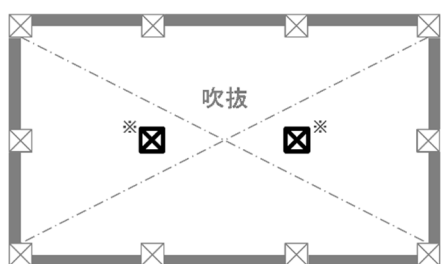
事例 壁及び天井から独立した木部が露出する柱又は梁に対する内装制限の適用について

内装制限が適用される壁及び天井から独立して設置された柱又は梁は、内装制限の対象とならない。

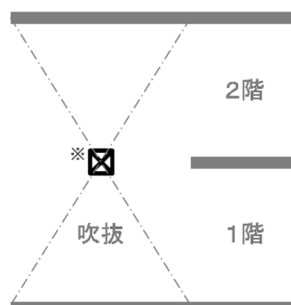
ただし、当該壁又は天井に近接して設置された柱又は梁については、防火避難の観点から、内装制限の対象とすることが望ましい。

【内装制限の対象とならない例】

下図の※部分は、壁又は天井から独立したものと判断する。



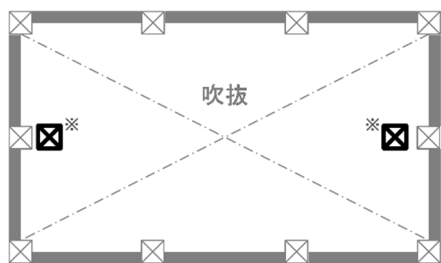
柱の例



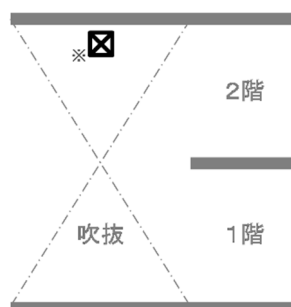
梁の例

【内装制限の対象とすることが望ましい例】

下図の※部分は、壁又は天井に近接したものと判断する。



柱の例



梁の例

【関係法令等】

- ・ 法第35条の2
- ・ 令128条の5
- ・ 建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)36.3)内装制限における柱・はり等の取扱い

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-g-001	指導

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成22年4月1日
廃止年月日

事例 昇降機機械室の出入口の戸の構造について

法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とする。ただし、通気用ガラリを付けることは可とする。

(参考)

昇降機技術基準の解説2009年版 1-2 36ページ

【関係法令等】

- ・法第2条第9号の2ロ、法第34条
- ・令第129条の9第4号、令第109条、令第109条の2
- ・昇降機技術基準の解説2009年版

コード番号	取扱い区分
2-g-002	手続き・指導

施行年月日 平成2年9月18日
 改正年月日 令和7年4月1日
 廃止年月日

事例 建築物に設置する昇降機の確認申請及び手数料の取扱いについて

建築物の建築計画に昇降機が含まれる場合は、昇降機を含む建築物として確認申請（「併願申請」という。）を行うこととされているが、建築物の確認申請時には昇降機の仕様等が未定のことが多い。

このため、法第87条の4の規定を準用し、建築物の確認申請とは別に、昇降機の確認申請（「別願申請」という。）をすることを原則とする。

法第6条第1項の建築物の区分	別願申請の場合		（参考）併願申請の場合	
	確認申請を要するもの （昇降機の確認申請とする）	手数料	確認申請を要するもの （建築物の確認申請に含める）	手数料
1号建築物	・エレベーター※1 （籠が住戸内のみを昇降するものを除く） ・エスカレーター ・フロアタイプの小荷物専用昇降機	徴収	・エレベーター ・エスカレーター ・フロアタイプ及びテーブルタイプの小荷物専用昇降機	徴収 （籠が住戸内のみを昇降するエレベーター及びテーブルタイプの小荷物専用昇降機を除く）
中大規模2号建築物※2				徴収 （エレベーター及びテーブルタイプの小荷物専用昇降機を除く）
小規模2号建築物※3				
3号建築物	— （別願申請はできないが必要に応じて法第12条第5項の報告を求める場合がある）	—	・同上 （階数1のため、段差解消機等のエレベーターが想定される）	不要 （運用により手数料不要とする）

※1 「エレベーター」とは、第129条の3第1項第一号に掲げるエレベーターである（階段昇降機や段差解消機等も含まれる）。

※2 階数が3以上であるもの、延べ面積が500㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるもの

※3 上記以外の2号建築物

注1 別願申請において、一の建築物に複数の昇降機を設置する場合、1申請につき1台とするが、当該昇降機の仕様が同じである場合の添付図書の省略については各特定行政庁の判断による。

注2 法第18条第2項の規定による計画通知の取扱いについても本取扱いを準用する。

【関係法令等】

- ・法第6条第1項、法第87条の4、法第12条第5項
- ・令第146条、令和6年告示第1148号
- ・平成10年11月16日付建設省住指発596号

コード番号	取扱い区分
2-g-005	解釈

施行年月日 平成5年12月1日
 改正年月日 令和元年7月1日
 廃止年月日

事例 浄化槽の人員算定で用途が複数ある場合の算定

各々の用途で計算し、合算した数値の小数点以下を切り上げて人員を算出する。

(具体例)

3階 事務所（厨房設備有／405.05㎡） $n = 0.075 A$
 2階 観覧場（503.01㎡） $n = 0.065 A$
 1階 公衆便所（便器数10） $n = 16 C$

$$\begin{aligned}
 n &= 0.075 A + 0.065 A + 16 C \\
 &= 30.37875 + 32.69565 + 160 \\
 &= 223.0744 \\
 &\rightarrow 224 \text{人}
 \end{aligned}$$

【関係法令等】

- ・ 法第31条
- ・ 令第32条
- ・ S44告示第3184号
- ・ 浄化槽の設計・施工上の運用指針2015年版

コード番号	取扱い区分
2-g-007	解釈

施行年月日 平成16年12月15日
 改正年月日 令和7年4月1日
 廃止年月日

事例 昇降機の確認申請の手続きについて

昇降機を法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物に設ける場合には、同項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による通知（以下「確認等」という。）を要する場合を除き、法第87条の4の規定に基づき確認等を要する（令第146条第1項第一号又は第二号の規定に基づき国土交通大臣が定めるエレベーター、テーブルタイプの小荷物昇降機を除く）。

1. 確認等を要するもの

次の工事は、法第87条の4に規定する「設ける場合」に該当し、確認等を要するものとして扱う。

エレベーター	(1) エレベーターを新設する場合 (2) 既設のエレベーターを撤去・新設する場合 （既存の乗場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も撤去・新設とみなす。）
エスカレーター	(1) エスカレーターを新設する場合 (2) 既設のエスカレーターを撤去・新設する場合 （トラス等（トラス又は梁）、踏段、駆動機及び制御盤を一括して取り替える場合は、撤去・新設とみなす。）
小荷物専用昇降機	エレベーターに準じる

※ 確認等を要する場合は、令第5章の4第2節（昇降機）の全ての規定に適合しなければならない。

※ 昇降機の移設は、移設先において新設する場合とする。

2. 確認等を要しない既存昇降機の改修

次の工事は、重要な仕様変更を伴う改修工事であり、法第12条第5項の規定に基づき報告を求める場合がある。

エレベーター	(1) 機械室を移設するとき (2) エレベーターの用途を変更するとき (3) 定員、積載荷重又は速度を変更するとき。 (4) 昇降工程を延長するとき
エスカレーター	(1) 輸送能力を変更するとき (2) 速度を変更するとき
小荷物専用昇降機	エレベーターに準じる

【関係法令等】

- ・法第6条、第18条、第34条、第87条の4
- ・令第5章の4第2節、令第146条
- ・H12年告示1423号、H28年告示第239号、R6年告示第1148号、昇降機技術基準の解説2016年版

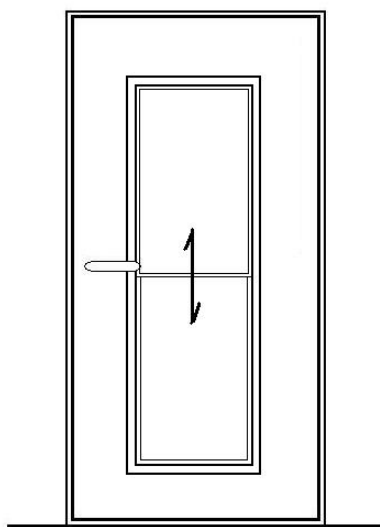
コード番号	取扱い区分
2-g-008	解釈

施行年月日 平成23年4月1日
 改正年月日
 廃止年月日

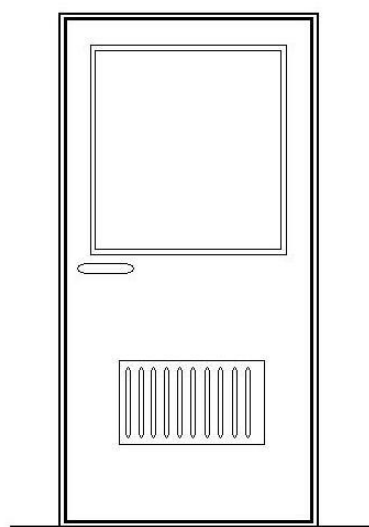
事例 火気使用室に設ける給気口の取扱いについて

機械換気設備の場合の給気口は、勝手口の戸に設けられた上下スライド式の開口部やガラリでも認めることとする。

また、自然換気設備の場合の給気口は、常時開放された構造であることが必要であるため、上下スライド式の開口部や随時閉鎖可能なガラリは認められない。



上下スライド開口部



ガラリ

【関係法令等】

- ・ 法第28条第3項
- ・ 令第20条の3第2項
- ・ 令第129条の2の5
- ・ S43告示第1826号
- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針2003年版2-15

コード番号	取扱い区分
2-g-009	解釈・指導

施行年月日 平成28年7月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 浄化槽処理対象人員算定について

原則、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」によるが、実情に添わないと考えられる場合は、使用水量等の資料などを基にして算定人員の増減をすることができる。

※使用水量等を確認するための資料の例

- ①使用水量を証明するもの
- ②居住人数を証明するもの
- ③類似施設の状況を証明する資料
- ④その他資料

【関係法令等】

- ・法第31条第2項
- ・令第32条

3. 都市計画区域内の建築物の敷地、 構造及び建築設備

3-a 道路

3-b 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

3-c 用途地域

3-d 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地

3-e 防火地域

3-f 美観地区、地区計画等の区域

コード番号	取扱い区分
3-a-001	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 道路位置指定の取扱いについて

【特定行政庁群馬県の扱い。各市特定行政庁については各市特定行政庁に確認してください。】

1. 指定申請書類について

(1) 申請書

道路位置指定申請書	群馬県建築基準法施行細則別記様式第14号の正副2通に、それぞれ下表(2)の書類、(3)の図面を添付する。
-----------	--

(2) 添付書類

書類の名称	備 考
①委任状	代理者がある場合のみ添付。
②登記事項証明書	- 次の登記事項証明書 - 道路の位置の指定を受けようとする土地（以下「土地」という。） - 土地上に建築物・工作物が存在する場合は、当該建築物・工作物。
③公図の写し	- 筆の表示範囲は造成区域及びその周辺とする。 - 明示すべき事項 - 縮尺、方位、地番 - 指定道路位置 - 土地の地番、地目 - 土地の所有者等の氏名
④権利者の承諾書	- 承諾書様式：県細則別記様式第14号別紙 - 土地及び土地上にある建築物・工作物に関して権利を有する者の承諾書。 - 権利を有する者 - 登記事項証明書で甲及び乙区欄に記載される全ての者とし、所有権、地上権、貸借権、永小作及び地役権、質権、先取特権等の権利を有する者をいう。 - 権利者が、制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人)である場合には、法定代理人、保佐人、補助人の同意等を必要とする。なお、成年被後見人については成年後見人の代理行為による。法定代理人等は、戸籍謄本又は登記事項証明書により確認する。 - 法定相続人が承諾する場合は、死亡した権利者との関係が確認できる相続図、戸籍全部事項証明書等により確認する。
⑤印鑑登録証明書	- 権利者の承諾書に押印した印鑑の印鑑登録証明書 - 法人の場合は、現在事項全部証明書又は代表者事項証明書も添付。
⑥道路管理者の承諾書	- 承諾書様式：別紙参考様式 - 建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項の位置指定道路の基準に適合するように管理する者の承諾書。
⑦各法令の許可書等の写し	- 必要に応じて添付。 - 例：農地転用の許可、公共物占用許可等
⑧理由書	道路位置指定技術基準によるすみ切りが確保できない場合に添付。
⑨その他必要と認める書類	- 必要に応じて添付。 - 例：水利権者、管理者等の同意書等

(3) 添付図面

図面の名称	明示すべき事項
① 附近見取図 標準縮尺1/2500以上	1. 方位、道路及び目標となる地物(公共施設等) 2. 取付道路の名称 3. 造成予定区域の境界(赤線で記入) 4. 造成予定区域周辺の状況 5. 排水先の河川等の経路、名称
② 都市計画図 標準縮尺1/2,500 ～1/10,000以上	1. 造成区域の位置
③ 指定後の分割予定図 標準縮尺1/500以上	1. 造成予定区域の境界 2. 指定を受けようとする道路の位置 3. 敷地の分割予定線 ※小規模の場合は排水計画図を兼ねてもよい。
④ 地積図（配置図） 標準縮尺1/500以上	1. 縮尺、方位 2. 取付道路の位置、幅員、種類 取付道路に道路後退線がある場合は当該道路後退線。 3. 造成予定区域の境界（赤線で囲む） 4. 造成区域の面積（求積表を囲む） 5. 指定を受けようとする道路の位置,延長・幅員,形状,勾配,高さ等 6. 隅切及び転回広場の寸法 7. 造成予定区域内の宅地割、建築物、工作物の位置 8. がけ又は擁壁の位置、形状、構造 9. 土地の高低差、その他地形上特記すべき事項 10. 標柱の位置（設置する場合） 11. 測量年月日、測量者
⑤ 実測図	1. 測量年月日、測量者 ※土地家屋調査士等、資格を有する者の作成による
⑥ 断面図 （道路横断面図） 標準縮尺1/50以上	1. 路面、路盤の構造 2. 道路側溝の位置、種類、形状、寸法 3. 道路の幅員 4. 隣接する敷地との高低差 5. 横断勾配 6. 指定を受けようとする道路及び造成予定区域の境界 7. 工作物等の構造物（擁壁がある場合は擁壁の構造詳細図・計算書等を添付する。）
⑦ 断面図 （道路縦断面図） 標準縮尺1/500以上	1. 縦断勾配、道路中心線の長さ、高低差 2. すべり止めの位置、構造（道路勾配が9％を超える場合はすべり止めをする。） 3. 指定を受けようとする道路及び造成予定区域の境界 4. 工作物等の構造物
⑧ 排水計画図 標準縮尺1/500以上	1. 排水区域の区域界 2. 道路及び造成予定区域内の流水方向 3. 排水施設の位置、種類、寸法、流水方向 4. 放流先名称（原則として公表水路とする） 5. 放流先までの形状、寸法 6. 貯留池、浸透枳等を設ける場合は、その位置、形状、構造 7. 必要に応じて排水計算書等を添付

2. 築造完了届出書類について

(1) 届出書

道の築造完了届	■ 県細則別記様式第16号の正副2通を提出する。 ■ 指定申請時に指定を受けようとする道路部分を分筆していない場合 築造完了までに、道路敷地の土地（道路敷を含む）と他の土地を分筆するものとし、下表(2)の書類等を添付する。 ■ 道路位置指定概要書（県細則別記様式第16号別紙）を添付する。
---------	--

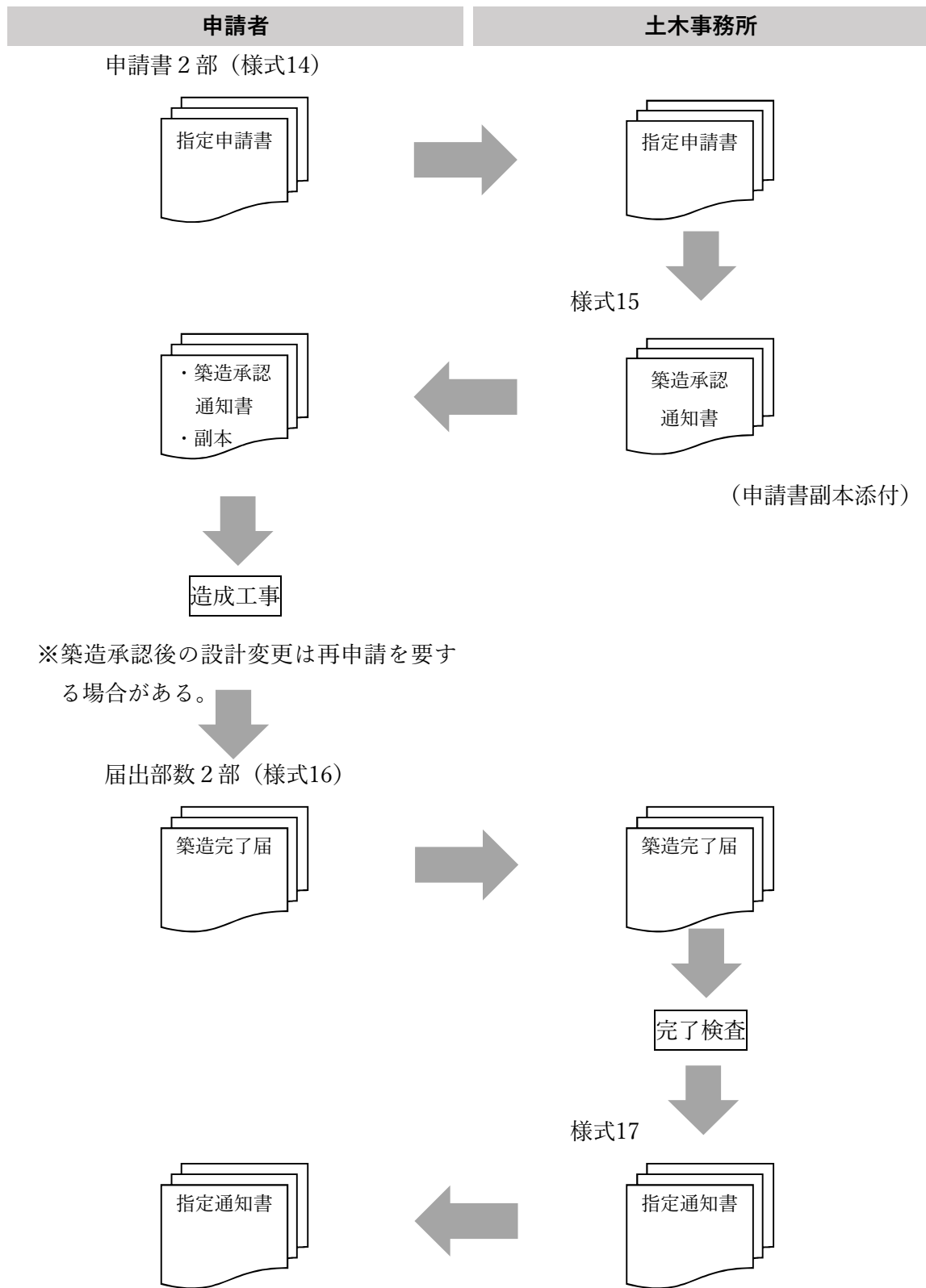
(2) 添付書類

書類の名称	備 考
①公図の写し	■ 道路敷地の土地（道路敷を含む）と他の土地を分筆後の公図の写し。 ■ 筆の表示範囲は造成区域及びその周辺とする。 ■ 明示すべき事項 □ 縮尺、方位、地番 □ 指定道路位置 □ 土地の地番、地目 □ 土地の所有者等の氏名
②登記事項証明書	■ 分筆後の道路位置の指定を受けようとする土地の登記事項証明書。 ※指定申請時から土地の権利者が変更された場合は、変更後の権利者の承諾書と印鑑証明書も添付。
③地積測量図	■ 分筆登記に用いた地積測量図。

注1 登記事項証明書、印鑑証明書等は、申請時において有効なものとする。

注2 印鑑証明書又は代表者事項証明書と登記事項証明書等の住所又は所在地が相違する場合は、住民票抄本、住居表示証明書等を添付する。

【参考】申請から指定までのフロー



3. 道路位置指定の技術基準

〔目次〕

3-1. すみ切り

3-2. 延長距離

3-2-1. 新設道路の場合

3-2-2. 既存位置指定道路に接続する場合

3-3. 転回広場

3-3-1. 中間に設置する場合

3-3-2. 終端に設ける場合

3-4. 道路幅員

3-5. 道路等の構造等

3-5-1. 路面の構造

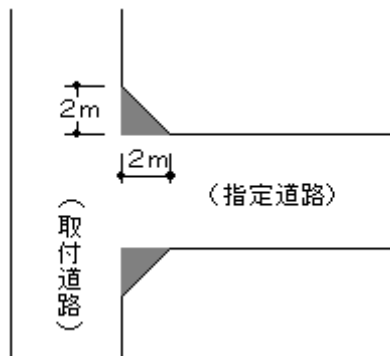
3-5-2. 道路側溝等の構造

3-5-3. 擁壁の構造

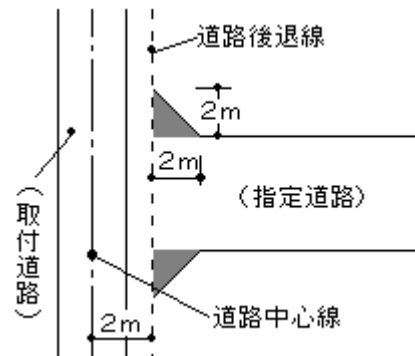
3-1. すみ切り

幅員にかかわらず原則として規定のすみ切りが必要。

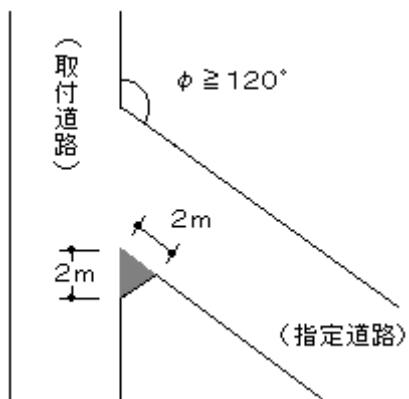
(A) 基本的な両側すみ切りの場合



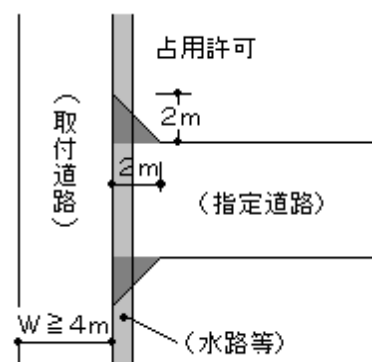
(B) 42条2項道路の場合



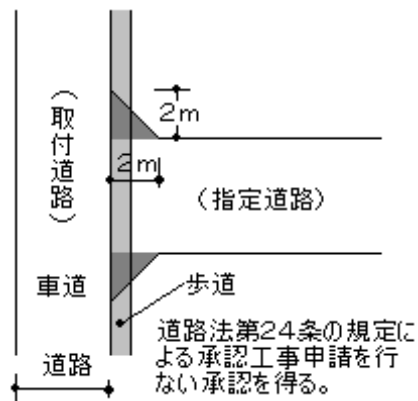
(C) 鋭角部分の場合



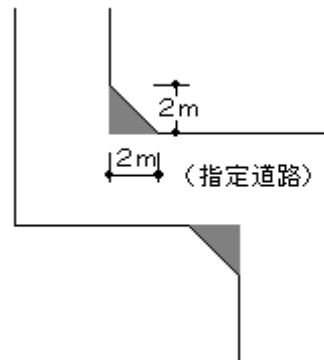
(D) 水路等がある場合



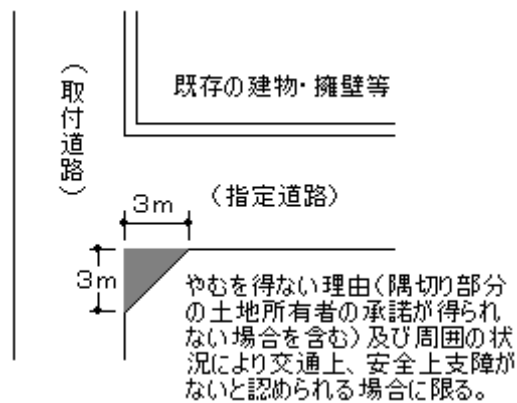
(E) 歩道がある場合



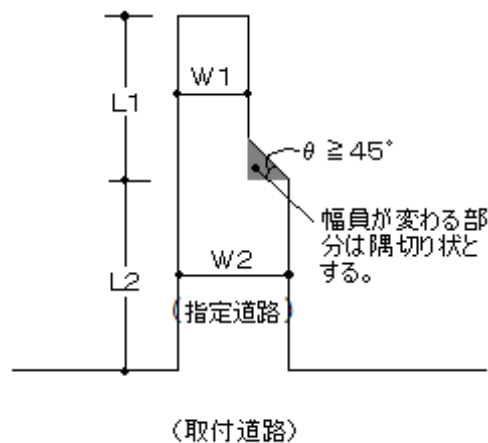
(F) 途中で屈折する場合



(G) どちらか一方の隅切り部分が2 m以上とれない場合



(H) 途中で幅員が変わる場合



$$4 \text{ m} \leq W1 < 6 \text{ m}$$

$$6 \text{ m} \leq W2$$

$$L1 \leq 35 \text{ m}$$

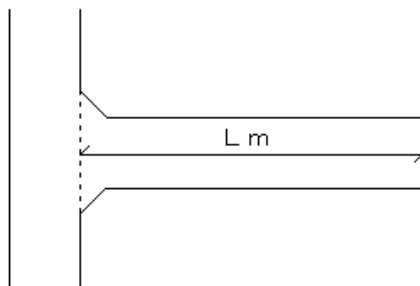
$$L2 : \text{制限なし}$$

3-2. 延長距離

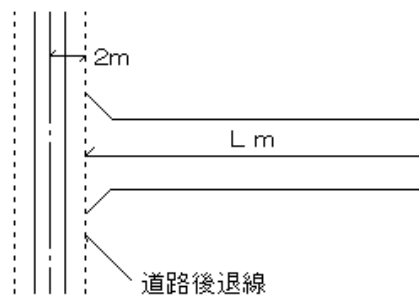
延長距離は道路の中心距離とする。

3-2-1. 新設道路の場合

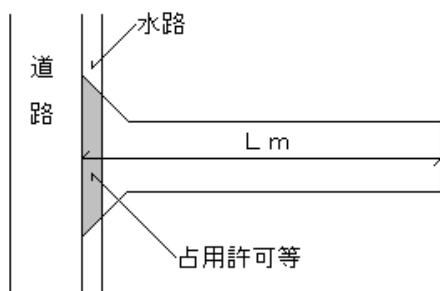
(A)



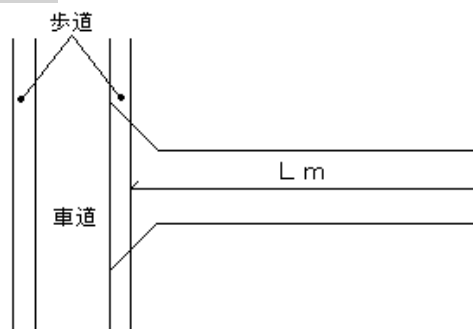
(B)



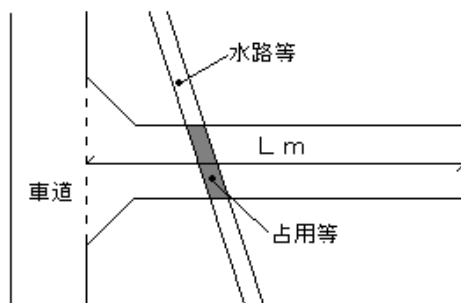
(C)



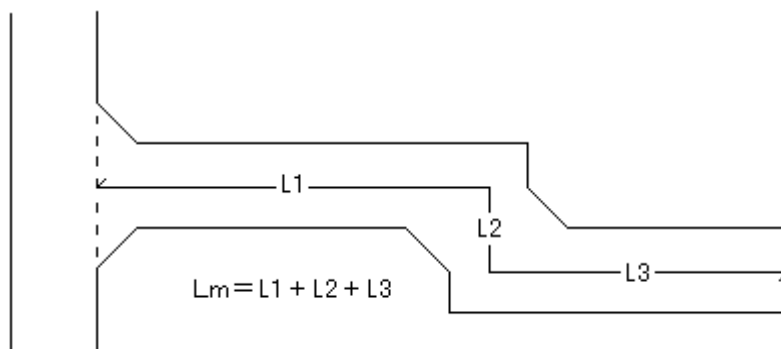
(D)



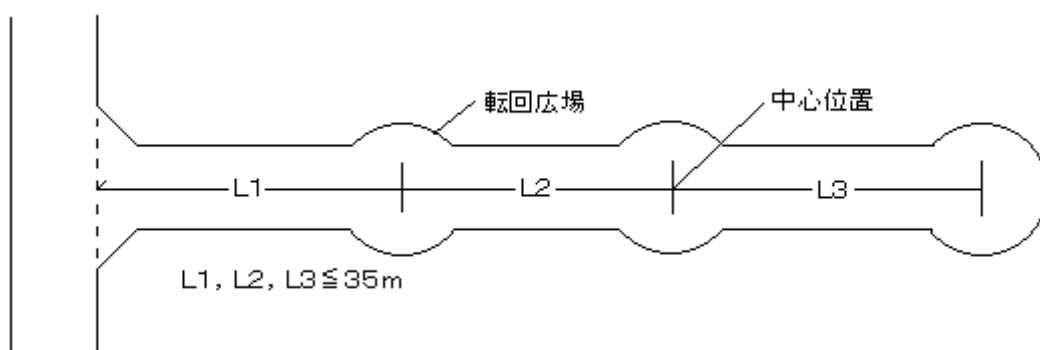
(E)



(F)



(G)



3-2-2. 既存指定道路に接続する場合

(昭和46年1月1日以前の指定道路に接続する場合)

[参考] 改正建築基準法施行令（昭和45年12月2日政令第333号）

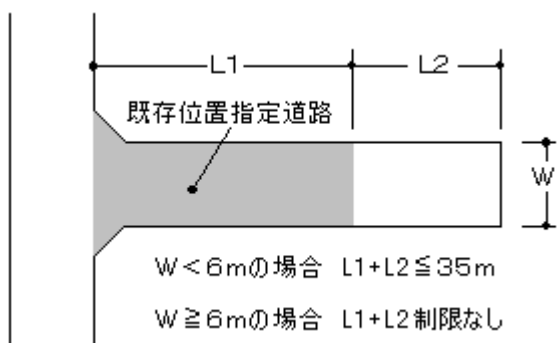
附 則 （抄）

（施行期日）

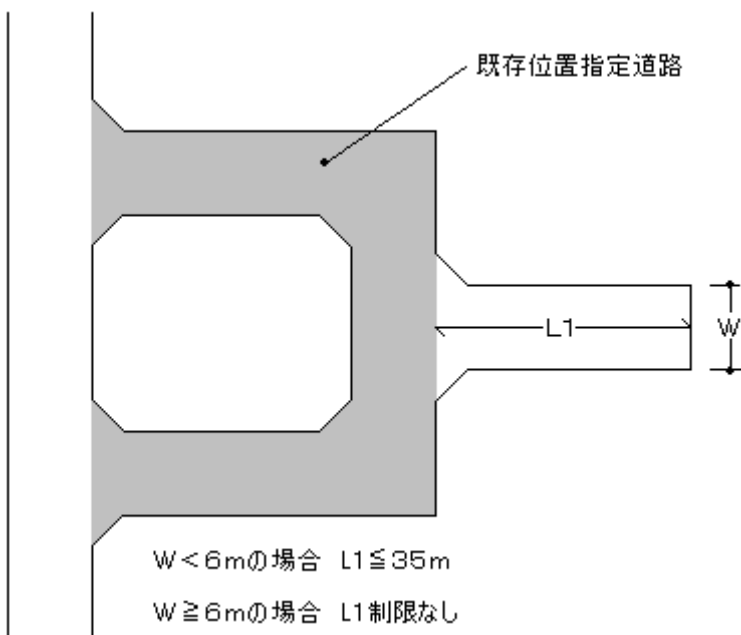
- 1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和46年1月1日）から施行する。
（改正前の建築基準法第42条第1項第五号の規定による指定）
- 2 この政令の施行の際現に改正法による改正前の建築基準法第42条第1項第五号の規定による道路の位置の指定を受けている道は、この政令による改正後の建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するものとみなす。

- 注 1 既存道路が法第42条第2項に規定する道路に接続する場合も下各図に準ずる。
- 2 昭和46年以後に指定済の道路に接続する場合は既存指定道路を含めて施行令第144条の4第1項各号の検討をしなければならない。

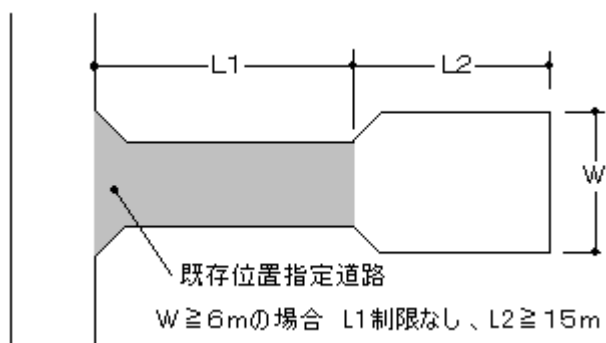
(A)



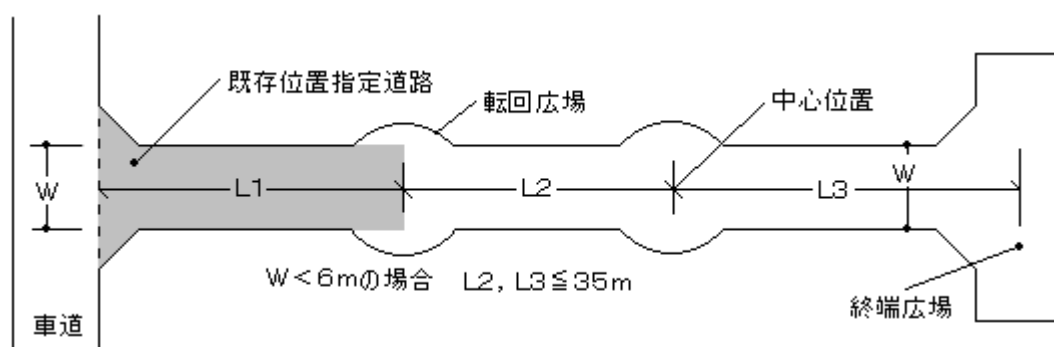
(B)



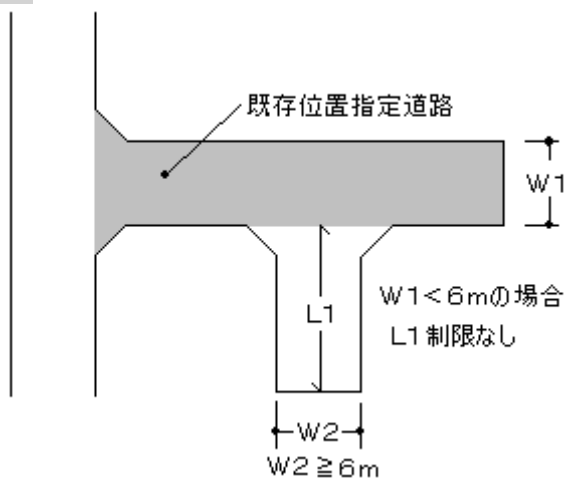
(C)



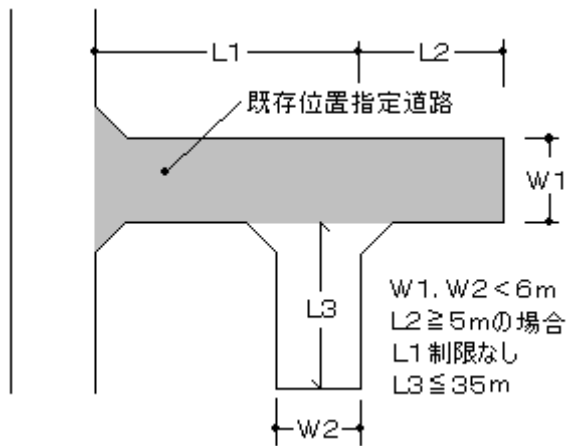
(D)



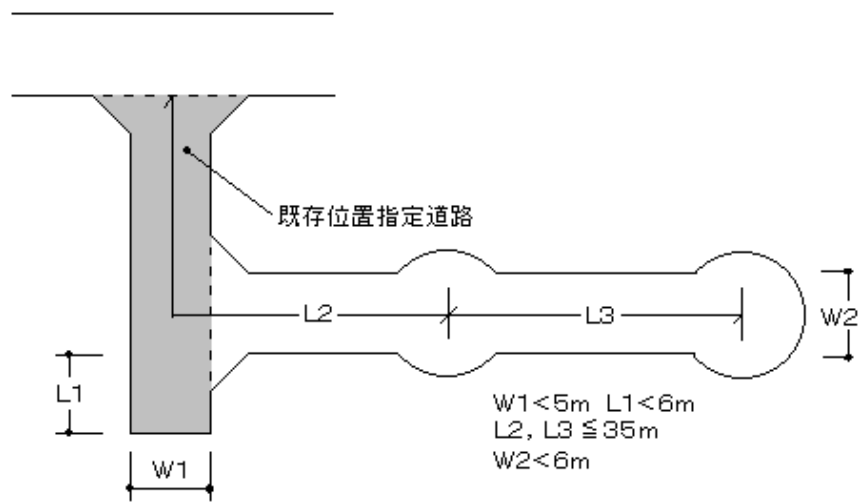
(E)



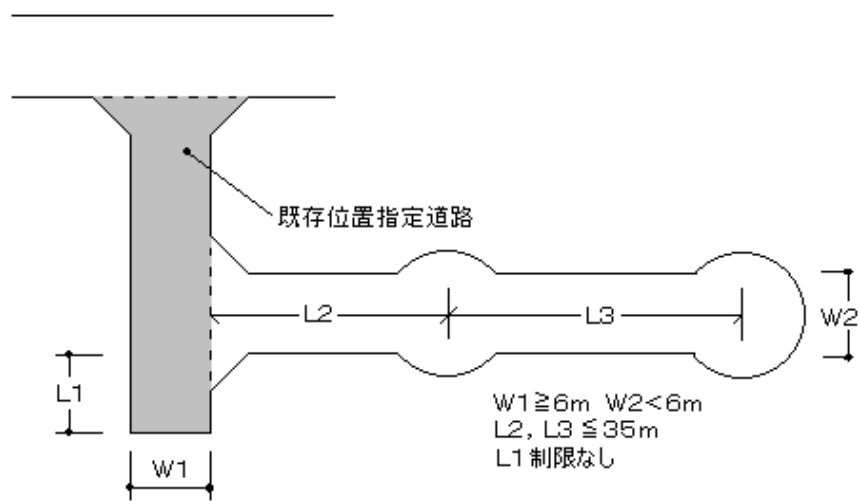
(F)



(G)



(H)

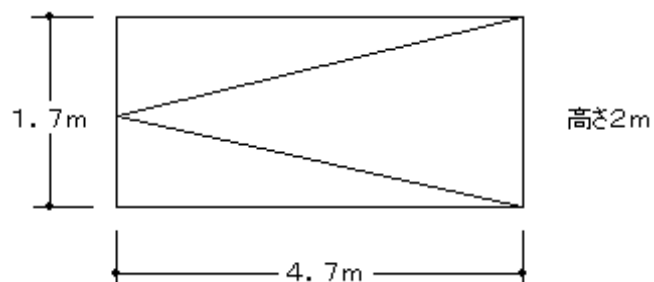


3-3. 転回広場

建設省告示第1837号（昭和45年12月28日）に規定する事項を満足すれば原則として形状は問わない。

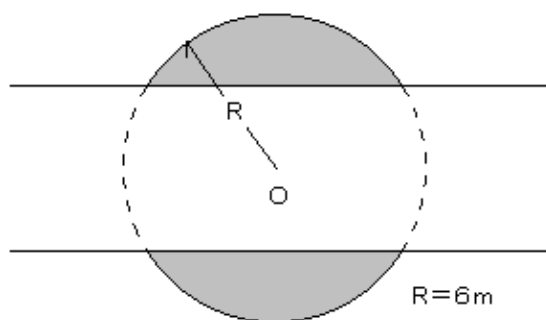
転回広場のみに接する敷地は法第43条第1項の規定に適合しているものとする。

（参考）小型四輪車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）

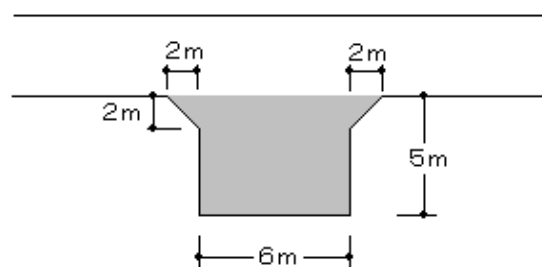


3-5-1. 中間に設置する場合

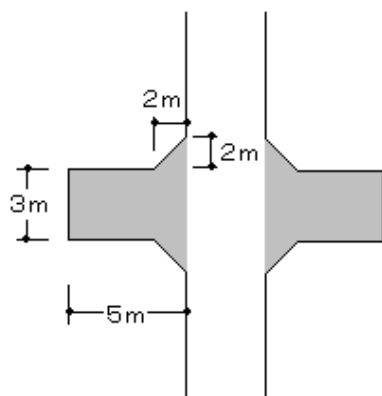
(A)



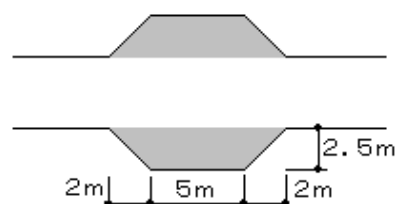
(B)



(C)

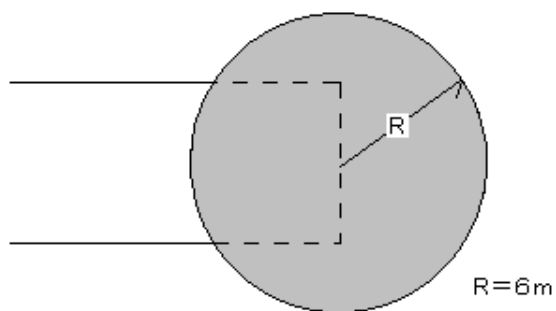


(D)

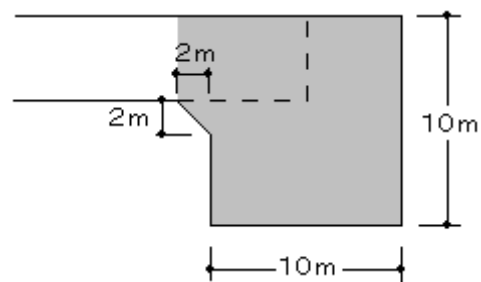


3-5-2. 終端に設ける場合

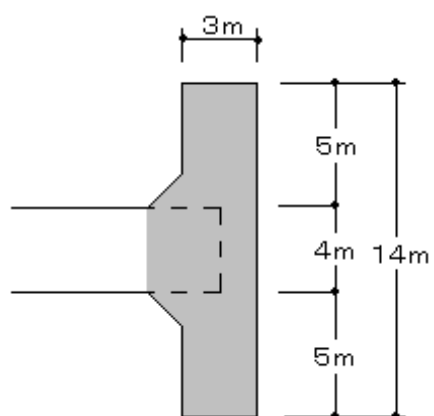
(A)



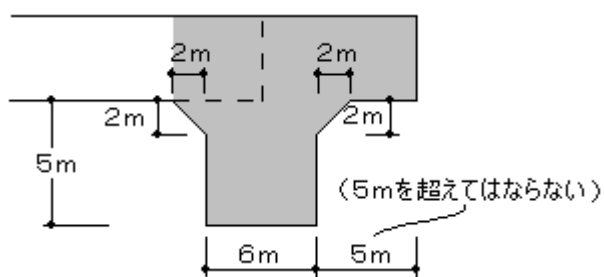
(B)



(C)



(D)



3-4. 道路幅員

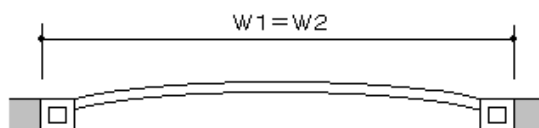
W1：指定道路有効幅員

W2：道路敷

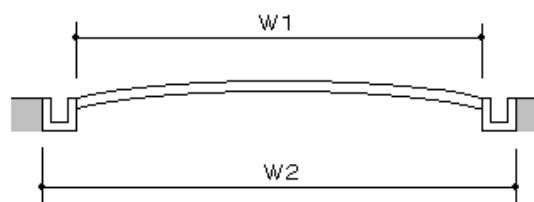
※道路指定行為は道路敷の範囲とする。

(A) U型側溝設置の場合

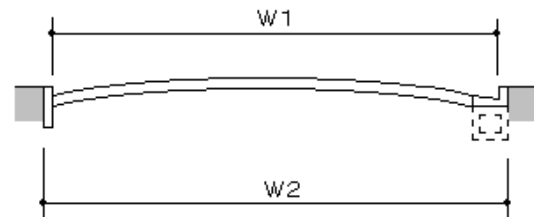
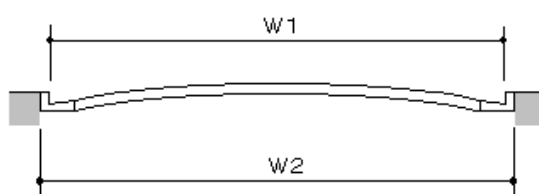
①溝蓋の設置



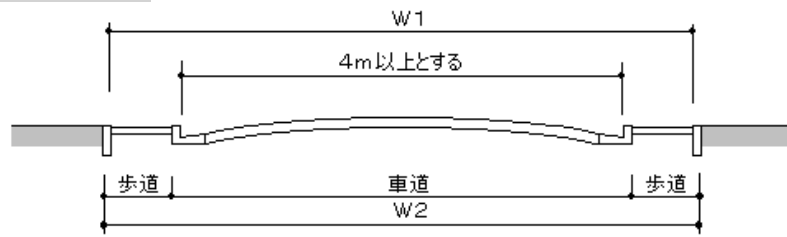
②溝蓋なし



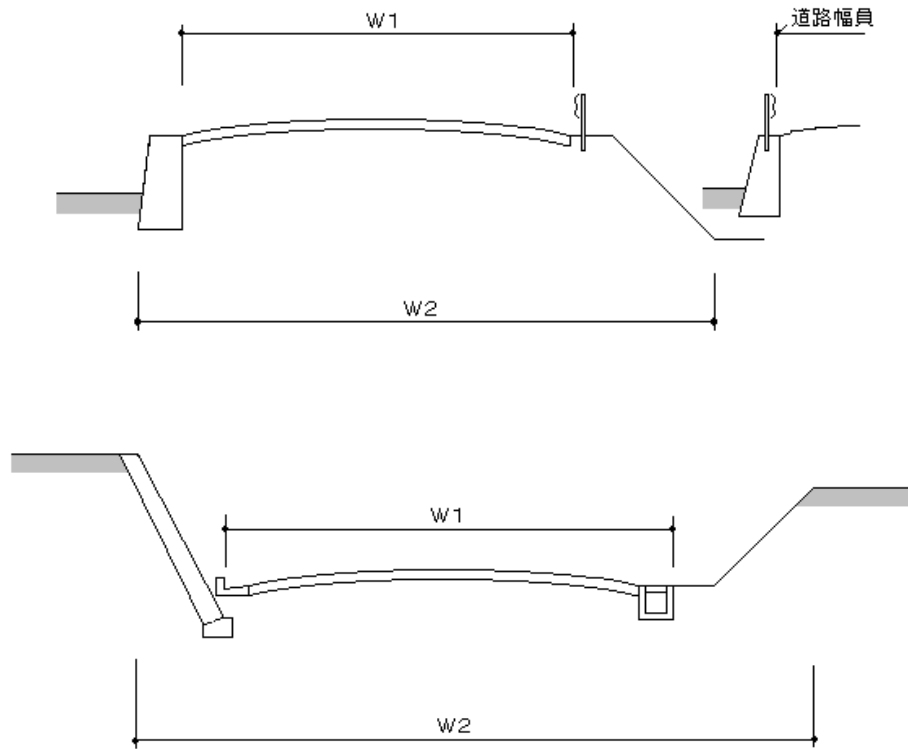
(B) L型側溝設置の場合



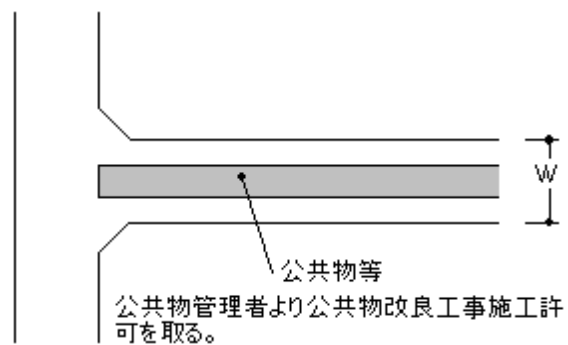
(C) 歩車道分離の場合



(D) 盛土、切土等の場合



(E) 公共物等を含む場合



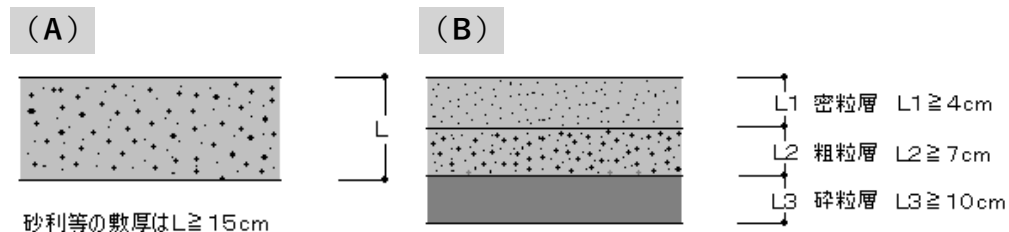
3-5.道路等の構造等

市町村に受入れてもらう場合は、当該市町村と打合せのうえ決定のこと

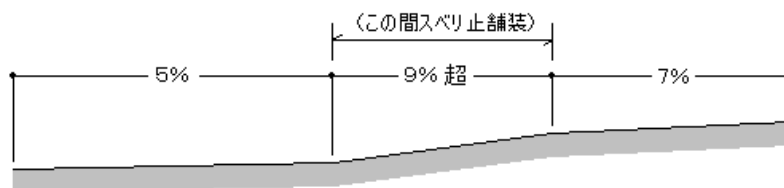
3-5-1. 路面の構造

- ① 路面は砂利敷等によりぬかるみとならない構造とする。

舗装の場合は、下図を標準とするが、土質、交通量を考慮して決定すること。



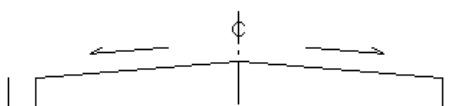
- ② 縦断勾配は12%以下とする。9%を超える勾配の場合は、すべり止め舗装をしなければならない。



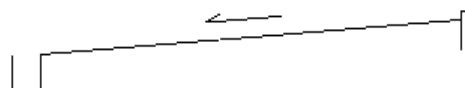
- ③ 横断勾配（標準値）

路面の種類	横断勾配（単位%）
セメントコンクリート舗装 アスファルトコンクリート舗装	1.5以上 2.0以下
その他	3.0以上 5.0以下
歩道又は自転車道	1.5以上 2.5以下

(A) 両勾配

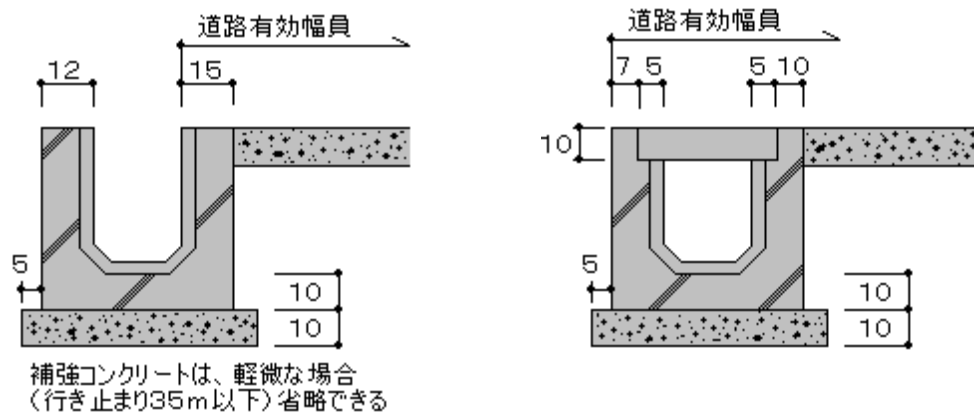


(B) 片勾配



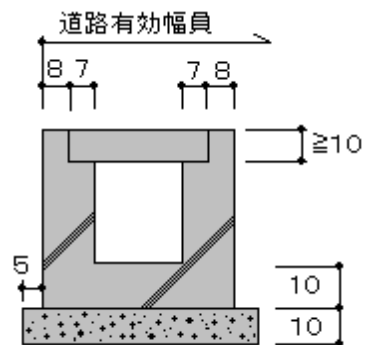
3-5-2. 道路側溝等の構造

(A) U型トラフ使用の場合

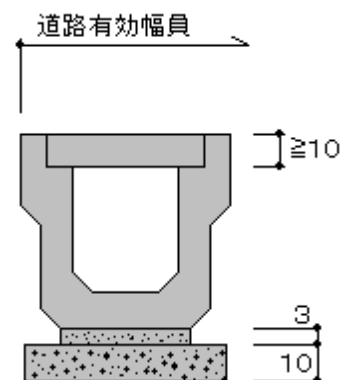


(B) 一般落し蓋の場合

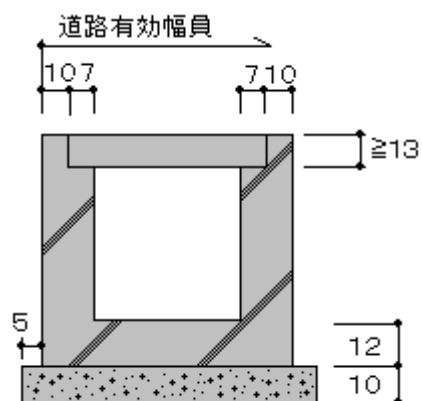
①現場打ち



②2次製品

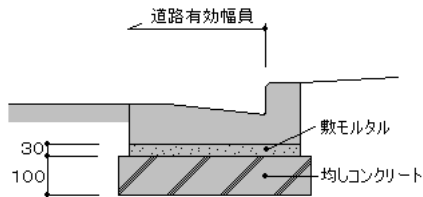


③大型車両を対象とする場合

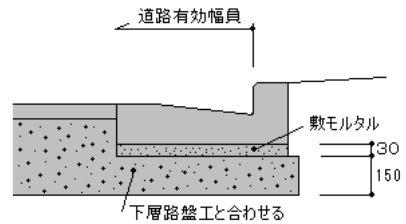


(C) L型側溝の場合

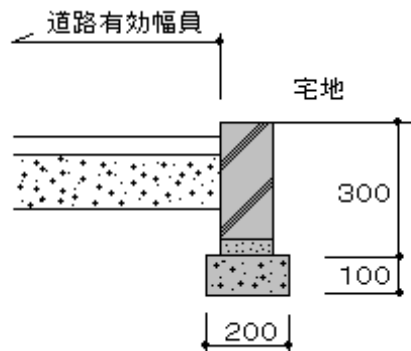
①砂利敷の場合



②舗装の場合



(D) 境界縁石の場合



注 道路の側溝等を道路幅員に含める場合には、対象とする自動車荷重に耐えられる構造（主に落蓋式）で溝蓋が布設されていること。

一般的には、住宅の街路では厚さ10cm以上、県道等の交差部又は大型車輛を対象とする場合には厚さ13cm以上を標準とし、グレーチングについては一般住宅地の場合は14トン用、大型車輛を対象とする場合は20トン用を、15mに1か所を標準に入れること。

延長の短い道路側溝については、下部ヒューム管を埋設しない。

L型側溝のみでもよいが流末の処理を明確にすること。

3-5-3. 擁壁の構造

原則として「宅地造成等規制法に基づく宅地造成の手引(群馬県県土整備部建築課)」の最新版を用いること。

【関係法令等】

- ・ 法第42条第1項第5号
- ・ 令第144条の4
- ・ 規則第9条、規則第10条、規則第10条の2
- ・ 細則第14条、細則第16条
- ・ 例規1-c-010、例規3-a-003、例規3-b-001

位置の指定を受けようとする道路の管理者に関する承諾書

年 月 日

土木事務所長 様

管理者 住所
氏名

私（当社）は、下記の敷地等が建築基準法（以下、法という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けた場合は、下記 4 の事項について承諾します。

記

1 道路敷地の地名地番

2 道路の幅員及び延長

3 管理者の連絡先

- (1) 住所
- (2) 氏名（法人の場合は担当部署）
- (3) 電話番号

4 承諾事項

- (1) 位置の指定を受けた道路について、建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に適合するように管理すること。
- (2) 位置の指定を受けた道路が公道（同法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する道路）となった場合は、群馬県建築基準法施行細則第 15 条第 1 項に規定する私道の廃止に係る手続きを行うこと。

コード番号	取扱い区分
3-a-002	解釈

施行年月日 平成元年 7 月 6 日
改正年月日
廃止年月日

事例 道路位置指定道路内の電柱等の工作物築造の取扱いについて

所要の幅員が確保されれば可。

【関係法令等】

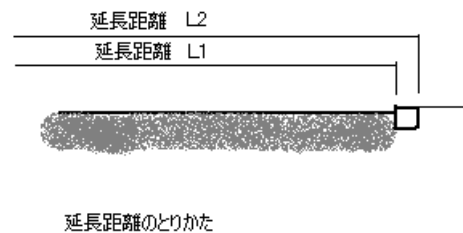
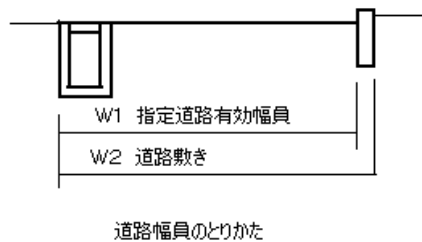
- ・ 法第42条第 1 項第 5 号
- ・ 令第 1 44条の 4
- ・ 規則第 9 条
- ・ 細則第14条

コード番号	取扱い区分
3-a-003	解釈

施行年月日 平成17年4月1日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 道路位置指定（法第42条第1項第5号）における道路の幅員及び延長について 【特定行政庁群馬県のための扱い】

道路位置指定における幅員及び延長については、下記のとおりとする。



指定申請（指定行為）については、W2 及び L2 の範囲において行う。

また、法第42条及び令第144条の4の規定による幅員及び延長に関しては、W1 及び L1 の範囲とする。

なお、申請及び指定にあたっては、幅員欄を『W2（W1）』とし、延長欄を『L2（L1）』と表現すること。

【関係法令等】

- ・法第42条第1項第5号
- ・令第144条の4
- ・規則第9条
- ・細則第14条

3. 都市計画区域内の建築物の敷地、 構造及び建築設備

3-a 道路

3-b 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

3-c 用途地域

3-d 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地

3-e 防火地域

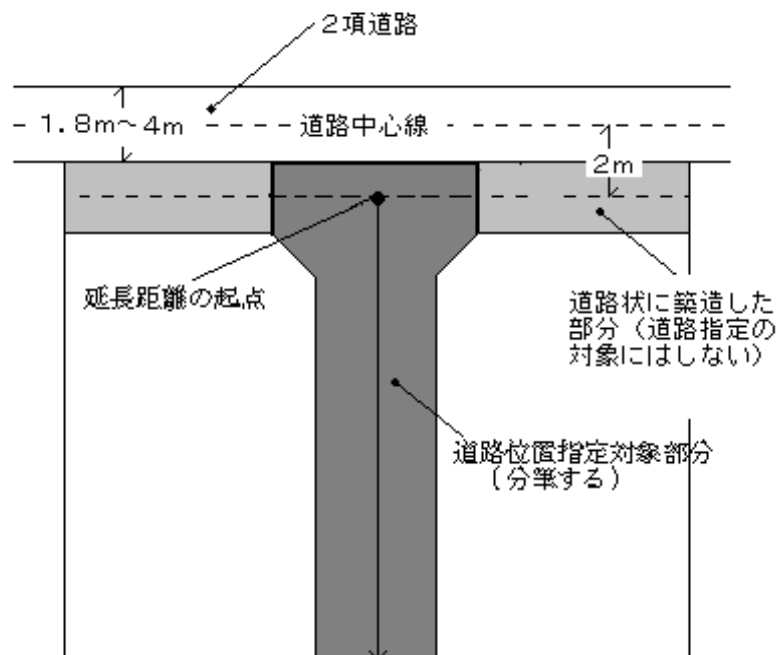
3-f 美観地区、地区計画等の区域

コード番号	取扱い区分
3-b-001	指導

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 平成14年4月1日
 廃止年月日

事例 幅員 4 m未満の道路を含めて築造された道路の取扱いについて

- 道路の中心線より、それぞれ 2 m 後退させる扱いとし、法で規定されている以上後退している部分は敷地の一部とみなす。
- 道路位置指定の申請がなされた場合は下図により扱う。



【関係法令等】

- 法第42条第2項、法第42条第1項第5号
- 令第144条の4
- 例規3-a-1

コード番号	取扱い区分
3-b-003	解釈

施行年月日 平成 8 年 4 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例 高架の道路の路面下に設ける建築物は、法第 4 4 条第 1 項ただし書の許可は必要か。

許可要。

(参考) 建築基準法質疑応答集第44条関係

【関係法令等】

- ・ 法第44条第 1 項
- ・ 令第145条
- ・ 建築基準法質疑応答集第 2 巻第44条関係

コード番号	取扱い区分
3-b-004	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 法第44条第1項ただし書の地盤面下に建築する場合の取扱いについて

建築物の基礎及び地階は道路後退線の中に設けることができる。

-
- 【関係法令等】
- ・法第44条第1項
 - ・令第145条

3. 都市計画区域内の建築物の敷地、 構造及び建築設備

3-a 道路

3-b 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

3-c 用途地域

3-d 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地

3-e 防火地域

3-f 美観地区、地区計画等の区域

コード番号	取扱い区分
3-c-002	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 令和4年7月1日
廃止年月日

事例

第一種低層住居専用地域内の自動車部品店舗兼用住宅及び第二種低層住居専用地域内の自動車部品店舗の取扱い

令第130条の3第3号・令第130条の5の2第2号の「その他これらに類するサービス業を営む店舗」に含まない。

-
- 【関係法令等】
- ・ 法第48条（法別表第2）
 - ・ 令第130条の3第3号、第130条の5の2第2号

コード番号	取扱い区分
3-c-004	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成22年4月1日
廃止年月日

事例 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域内に建築する出力の合計が0.75kw
以下の原動機を使用するクリーニング店兼用住宅の取扱いについて

引火性溶剤を使用しないクリーニング店兼用住宅は令第130条の3第4号・令第130条の5の2第3号中「その他これらに類するサービス業を営む店舗」に該当する。

(参考)

引火性溶剤 ドライクリーニングに用いる溶剤には、石油系溶剤、シリコーン系溶剤、塩素系溶剤、フッ素系溶剤、臭素系溶剤等々、多種存在し、このうち石油系溶剤、シリコーン系溶剤等が引火性溶剤（消防法による危険物第4類に該当するもの）に該当する。

別表第2（り）項第3号（3）に「引火性溶剤を使用するドライクリーニング」について規定されている。

【関係法令等】

- ・法第48条（別表第2）
- ・令第130条の3第4号・令第130条の5の2第3号

コード番号	取扱い区分
3-c-005	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 法別表第二（へ）項第5号の「倉庫業を営む倉庫」の取扱いについて

倉庫業法に基づく倉庫業を（一部若しくは全部について）営む倉庫とする。

（参考）

- ・倉庫業法における倉庫の定義

倉庫業法第2条第1項 物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であつて、物品の保管の用に供するものをいう。

- ・倉庫業法における倉庫業の定義

倉庫業法第2条第2項 寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預りその他の他の営業に付随して行われる保管又は携帯品の一時預りその他の比較的短期間に限り行われる保管であつて、保管する物品の種類、保管の態様、保管期間等からみて第六条第一項第四号の基準に適合する施設又は設備を有する倉庫において行うことが必要でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）を行う営業をいう。

倉庫業法施行令第1条 倉庫業法（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める保管は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行法（昭和56年法律第59号）第10条第2項第10号その他の法令の規定による保護預り
- 二 特定の物品を製造若しくは加工した後に他人に譲渡する営業又は特定の物品を他人から預かり、当該特定の物品について洗濯、修理その他の役務（保管を除く。）を提供する営業を営む者が、当該営業の後に当該営業に付随して自ら行う当該特定の物品の保管
- 三 手荷物、衣類その他の人が通常外出時に携帯する範囲内の物品の保管であつて、当該人の外出中にその携帯を解いて寄託が行われるもの
- 四 他人の使用する自転車、自動車その他これらに準ずる物品の保管

（参考）

- ・建築確認のための基準総則集団規定の適用事例

【関係法令等】

- ・法第48条（別表第2）
- ・倉庫業法

コード番号	取扱い区分
3-c-006	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成14年4月1日
廃止年月日

事例 工業専用地域内に建築する児童福祉施設（保育所等）の取扱いについて

建築できる。

【関係法令等】

- ・ 法第48条（別表第2）

コード番号	取扱い区分
3-c-007	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 平成24年4月1日
 廃止年月日

事例 アーク溶接機は原動機か

原動機として扱わない。ただし、発電機と一体のものはこの限りではない。

(参考)

- ・原動機とは、「火力・水力・電力などのエネルギーを機械的エネルギーに変換する装置の総称。熱機関・水力機関・電動機・風力機など。」(広辞苑)である。
- ・建築確認のための基準総則集団規定の適用事例

【関係法令等】

- ・法第48条(別表第2)

コード番号	取扱い区分
3-c-008	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 令第130条の3第2号の喫茶店とは

食品衛生法施行令第35条第2号にいう喫茶店をいう。

参考 食品衛生法施行令第35条第2号

喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）

【関係法令等】

- ・ 法第48条（別表第2）
- ・ 令第130条の3第2号
- ・ 食品衛生法施行令第35条第2号

コード番号	取扱い区分
3-c-010	解釈

施行年月日 昭和61年8月1日
 改正年月日 令和2年7月1日
 廃止年月日

事例 第一種住居地域で禁止のマージャン屋、ぱちんこ屋「その他これらに類するもの」とは

風俗営業法第2条第1項第5号に該当するものは「その他これらに類するもの」に該当する。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(用語の定義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一～三 (略)

四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

(国家公安委員会規則で定める遊技設備)

第三条 法第二条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める遊技設備は、次に掲げるとおりとする。

一 スロットマシンその他遊技の結果がメタルその他これに類するものの数量により表示される構造を有する遊技設備

二 テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）

三 フリッパーゲーム機

四 第三号に掲げるもののほか、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備（人の身体の色を表示する遊技の用に供するものその他射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）

五 ルーレット台、トランプ及びトランプ台その他ルーレット遊技又はトランプ遊技に類する遊技の用に供する遊技設備

【関係法令等】

- ・法第48条（別表第2）
- ・平成5年建設省住指発第225号「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号

コード番号	取扱い区分
3-c-011	解釈

施行年月日 平成元年 7 月 6 日
改正年月日 平成14年 4 月 1 日
廃止年月日

事例 法第48条ただし書許可した既存建築物の改築の取扱いについて

再許可とする。

※「建築基準法質疑応答集 第3巻（P4424）用途規制の例外許可の受けなおし」を参照のこと。

【関係法令等】

- ・ 法第48条
- ・ 建築基準法質疑応答集 3 巻（P4424）

コード番号	取扱い区分
3-c-012	解釈

施行年月日 平成元年7月6日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

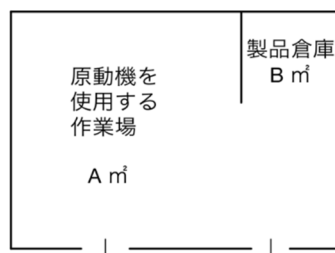
事例 法別表第二「原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計・・・」の「作業場の床面積」の取扱いについて

1. 原動機を使用する作業場と使用しない作業場を壁で区画した場合



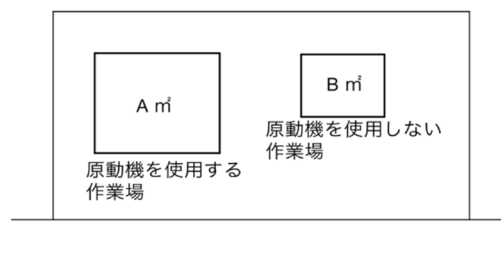
「作業場の床面積」= $A+B$ m²

2. 製品倉庫、材料倉庫等で作業場と区画がない場合



「作業場の床面積」= $A+B$ m²

3. 同一敷地内に原動機を使用する作業場と使用しない作業場が別棟である場合



「作業場の床面積」= $A+B$ m²

【関係法令等】

- ・法第48条（法別表第2）

コード番号	取扱い区分
3-c-013	解釈

施行年月日 令和元年7月6日
改正年月日 令和7年4月1日
廃止年月日

事例 法第48条又は法第51条の規定によりただし書許可を受けたものについて計画変更等を行おうとする場合について

法第48条又は法第51条の規定による許可を受けたものについて計画変更等を行う場合は、再許可となるか否かに関わらず、特定行政庁（許可権者）と事前に協議をする必要がある。

○建築等計画を変更しようとする場合

法第48条又は法第51条の規定による許可は、特定行政庁が、許可申請時の建築等計画についてそれぞれ建築審査会の同意又は都市計画審議会の議を経て許可するものであり、当該許可後の建築等計画の変更は、一般的に周辺市街地環境に与える影響等も変更されるから、当該許可の効力は失われ、原則として再許可が必要となる。ただし、その建築等計画の変更によっても周辺市街地環境に悪影響を与えることがなく、既に与えられた許可の範囲内であると認められる場合は再許可を要しない。

○建築等後に増改築等を行う場合

上記と同様に原則として許可を要する（法第51条ただし書き許可を受けた敷地において、令第130条の2の3で規定される増改築等を除く。）が、増改築等によっても周辺市街地環境に悪影響を与えることがなく、既に与えられた許可の範囲内であると認められる場合は再許可を要しない。

例1 法第48条ただし書き許可を受けた工場の敷地内において、小規模な倉庫を増築しようとする場合で、その増築により、制限を受ける工場用途の生産能力が向上することがなく、既に与えられた許可の範囲内であると認められるときは、改めての許可を要しない。

例2 法第51条ただし書き許可を受けた産業廃棄物中間処理施設において、再許可を要する処理能力の変更がなく敷地を拡張しようとする場合で、その敷地の拡張により運搬経路等に変更がなく、既に与えられた許可の範囲内であると認められるときは、改めての許可を要しない。

【関係法令等】

- ・法第48条、法第51条
- ・令第130条の2の3
- ・建築基準法質疑応答集 P 4424 「用途規制の例外許可の受け直し」

コード番号	取扱い区分
3-c-014	解釈

施行年月日 平成2年3月15日
改正年月日
廃止年月日

事例 旅館・ホテル内の大広間、宴会場部分（風営法営業）の取扱いについて

大広間、宴会場部分が、旅館・ホテルの機能の一部を構成している場合は、風営法に関係なく、旅館・ホテルとして扱う。

【関係法令等】

- ・法第35条（法別表第1）、法第48条（法別表第2）

コード番号	取扱い区分
3-c-015	解釈

施行年月日 平成4年2月21日
改正年月日 令和4年7月1日
廃止年月日

事例 コーヒーの焙煎、粉碎のための建築物の取扱いについて

販売兼用住宅については令第130条の3第5号の「その他これらに類するもの」に含む。

コーヒーの焙煎、粉碎のための工場は令第130条の6の「その他これらに類する食品製造業を営むもの」に含む。

なお、令第130条の3第5号に基づく販売兼用住宅の一部にイートインスペースを設ける場合、その部分を飲食店と取り扱うことがある。（食品製造業の一部、食堂又は喫茶店は建築可だが、（一般の）飲食店は建築不可である。）

【関係法令等】

- ・法第48条（法別表第2）
- ・令第130条の3第5号
- ・令第130条の6

コード番号	取扱い区分
3-c-016	解釈

施行年月日 平成 5 年 6 月25日
改正年月日
廃止年月日

事例

第二種中高層住居専用地域内において、令第130条の5の3各号の用途に供する建築物で、3階又は1500㎡をこえるものを建築できるか

建築できない。
(参考) 建設省住宅局市街地建築課法規係確認済

-
- 【関係法令等】
- ・ 法第48条) 法別表第 2)
 - ・ 令第130条の 5 の 3

コード番号	取扱い区分
3-c-017	解釈

施行年月日 平成 5 年 6 月25日
改正年月日 平成24年 4 月 1 日
廃止年月日

事例

第一種中高層住居専用地域内に建築する、貸金業（消費者金融等）の取扱いについて

令第130条の5の3第3号の「その他これらに類するサービス業を営む店舗」に含まれる。

【関係法令等】

- ・ 法第48条（法別表第2）
- ・ 令第130条の5の3第3号

コード番号	取扱い区分
3-c-018	解釈

施行年月日 平成 5 年 6 月25日
改正年月日
廃止年月日

事例 第一種低層住居専用地域内に兼用住宅の八百屋・魚屋は建築できるか
(令第130条の3第2号に八百屋・魚屋は含まれるか)

建築可。

【関係法令等】

- ・ 法第48条（法別表第2）
- ・ 令第130条の3第2号

コード番号	取扱い区分
3-c-019	解釈

施行年月日 平成16年4月1日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 エステティックサロン（風俗ではない）は「理髪店他その他これらに類するサービス業を営む店舗（令第130条の3第3号他）」に該当する用途となるか

エステティックサロンは、「理髪店他その他これらに類するサービス業を営む店舗（令第130条の3第3号他）」に該当する。この場合、エステティックサロンとは、美顔（フェイシャル）、痩身、脱毛などのサービスを提供する施設で、美容・健康を志向するものとする。

（参考）

- ・ 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例

【関係法令等】

- ・ 法第48条（法別表第2）
- ・ 令第130条の3第3号、令第130条の5の2第2号

コード番号	取扱い区分
3-c-021	解釈

施行年月日 平成16年4月1日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 「地区集会場」は別表第一第(一)項の「集会場」に該当するか

「集会場」とは不特定多数の者が一時的に集まる場所をいい、特定の者が集まる「地区集会場」は集会場ではない。

(参考)

- ・ 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例
- ・ 建築基準法質疑応答集 P 4384、P 4462

【関係法令等】

- ・ 法第35条（別表第1）、法第48条（別表第2）
- ・ 例規1-a-110

コード番号	取扱い区分
3-c-022	解釈

施行年月日 平成16年12月15日
 改正年月日 平成24年4月1日
 廃止年月日

事例 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第1項第4号の規定に基づき許可不要の「ダンス教室」は、令第130条の3第6号「学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設」に該当する用途となるか。

該当する。

ただし、建築物の用途は、名称等による形式的な判断ではなく、近隣住環境を害するおそれがないかどうかを利用形態等により実質的に判断すべきである。

(参考)

- ・ 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例

【関係法令等】

- ・ 法第48条（法別表第2）
- ・ 令第130条の3第6号
- ・ 風営法2-1-4

コード番号	取扱い区分
3-c-023	解釈

施行年月日 平成17年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 リサイクルショップは何の用途に供するか。

原則として、物品販売業を営む店舗として扱う。

なお、リサイクルショップという名称から判断するのではなく、取り扱う品目によっては、日用品の販売を主たる目的とする店舗としても扱える。

【関係法令等】

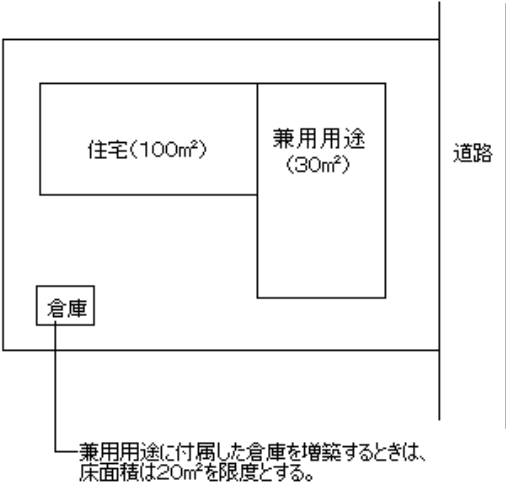
- ・ 法第48条（法別表第2）

コード番号	取扱い区分
3-c-024	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 第一種低層住居専用地域内に建築する兼用住宅の兼用用途に付属する建築物の床面積の取扱いについて

兼用住宅の兼用用途に付属する建築物の床面積は、兼用用途に許容される床面積を限度とする（敷地単位で算定する）。



- 【関係法令等】
- ・ 法第48条
 - ・ 令第130条の3

コード番号	取扱い区分
3-c-025	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 アトリエ又は工房は工場となるか

下記の条件をすべて満たすものは、工場として扱わない。

- 1 大量生産しないこと（同一のものが多数つくられないこと）。
- 2 原則として手作業とする。
- 3 法人でなく、かつ、従業員を雇わないこと。
- 4 アトリエ又は工房の用途に供する部分の床面積は50㎡以下であること。

（参考）

- ・ 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（2022年版）

【関係法令等】

- ・ 法第48条

コード番号	取扱い区分
3-c-027	解釈

施行年月日 令和 2 年 7 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例 法別表第二に掲げる「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」の「観覧場」とは

オートレース場又は競輪場など近隣社会と直接的な結びつきがなく興行を目的とし、かつ不特定多数の人々が娯楽のために観覧する施設をいう。

【関係法令等】

コード番号	取扱い区分
3-c-029	手続き

施行年月日 令和 2 年 7 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例 法第48条第15項のただし書の「前各項のただし書の規定による許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、政令で定める場合に限る。）について許可」する場合、許可を受ける隣接敷地所有者の同意は必要か。

同意は不要とする。

【関係法令等】

3. 都市計画区域内の建築物の敷地、 構造及び建築設備

3-a 道路

3-b 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

3-c 用途地域

3-d 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地

3-e 防火地域

3-f 美観地区、地区計画等の区域

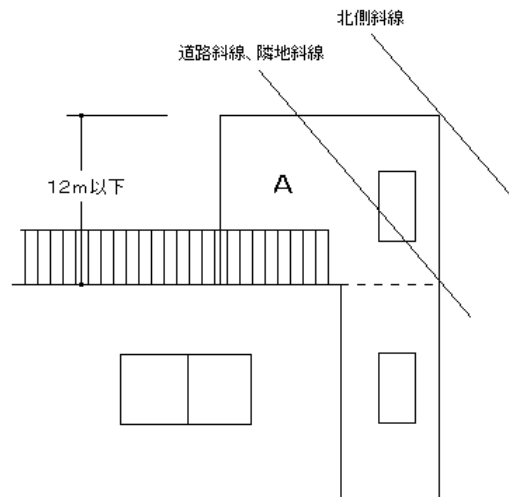
コード番号	取扱い区分
3-d-001	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 平成24年4月1日
 廃止年月日

事例 屋上突出物の斜線制限の取扱いについて

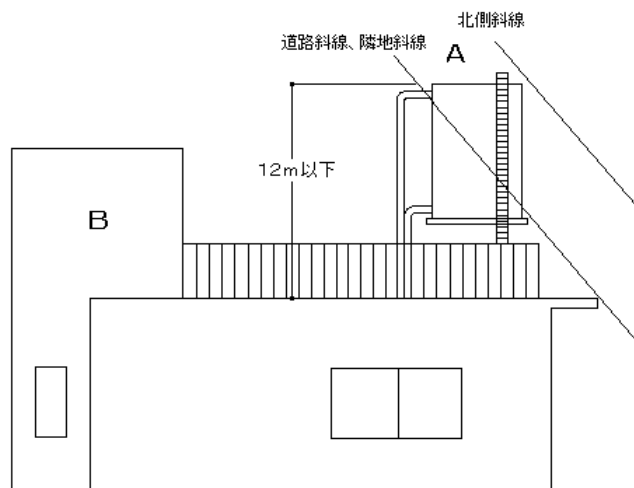
次のとおりとする。

(1) 階段室



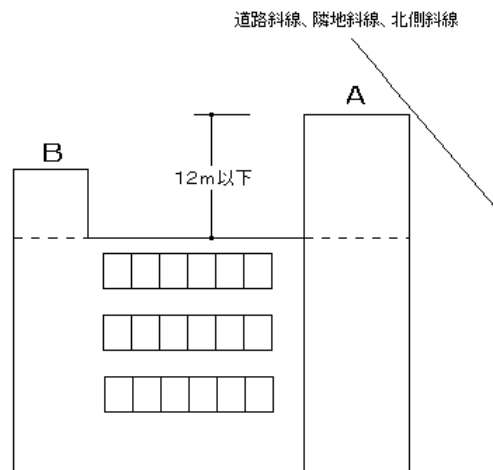
$$A \leq 1/8 \times (\text{建築面積})$$

(2) 高架水槽



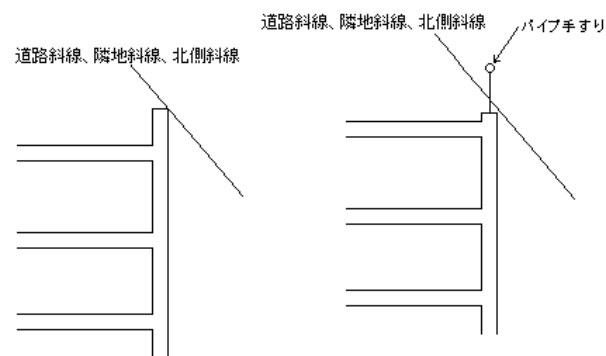
$$A + B \leq 1/8 \times (\text{建築面積})$$

(3) パーキングタワー

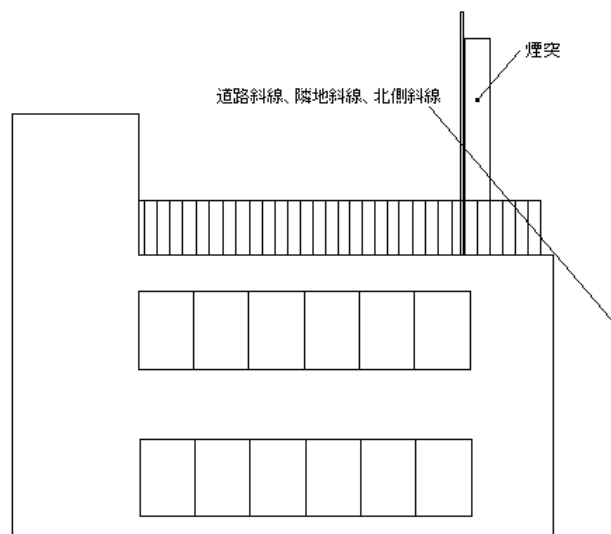


$$A + B \leq 1/8 \times (\text{建築面積})$$

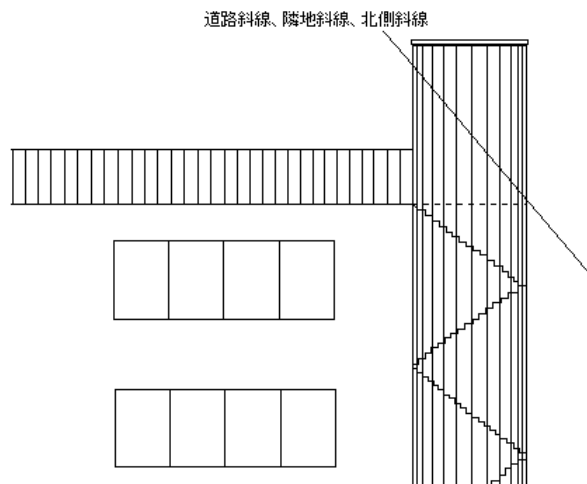
(4) パラペット



(5) 煙突



(6) 屋外階段の手すり



(参考)

- ・ 建築基準法質疑応答集 P 5080 「斜線制限における屋上突出物の緩和」
- ・ 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例

【関係法令等】

- ・ 法第56条第1項
- ・ 令第2条第1項第6号

コード番号	取扱い区分
3-d-002	解釈

施行年月日 平成2年9月18日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 日影図作成の際の緯度について

地図で正確に求めるか、又は下記の設計標準緯度による。

記

36度30分以南の地域は36度30分

例. 館林、桐生、太田、伊勢崎、前橋、高崎、藤岡、安中、富岡

36度30分を超える地域は37度

例. 沼田、渋川、中之条

(参考)

- ・ HP国土地理院 地図閲覧サービス

【関係法令等】

- ・ 法第56条の2（法別表第四）
- ・ 条例第29条

コード番号	取扱い区分
3-d-003	解釈

施行年月日 平成 4 年 2 月 21 日
改正年月日
廃止年月日

事例

建築物の屋上の手摺、ネットフェンス、テニス用のネット囲い等は、日影規制の対象となるか

ネット、金網等、光の透過性が高いものは、対象としない。
ただし、パンチングメタル等、透過性の低いものは規制の対象とする。

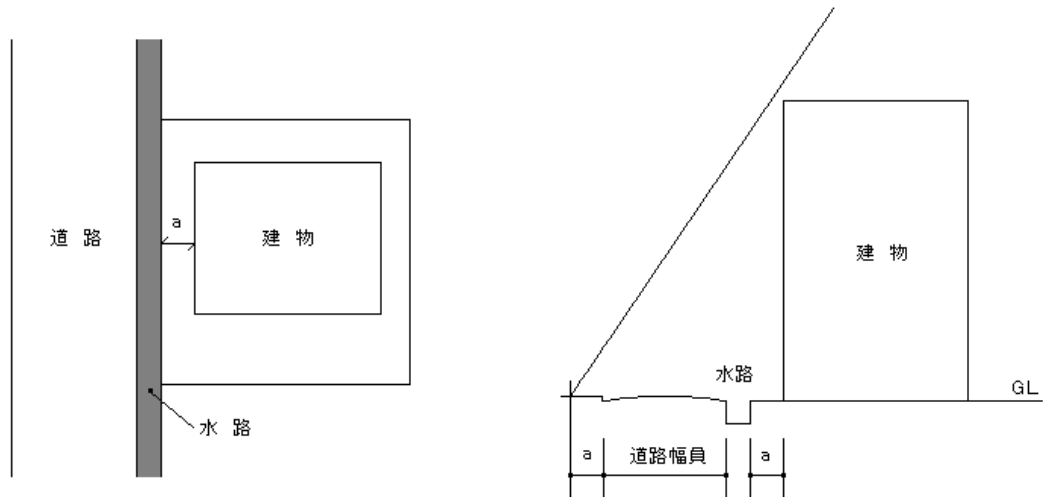
【関係法令等】
・ 法第56条の2

コード番号	取扱い区分
3-d-004	解釈

施行年月日 平成 8 年 4 月 1 日
改正年月日 平成24年 4 月 1 日
廃止年月日

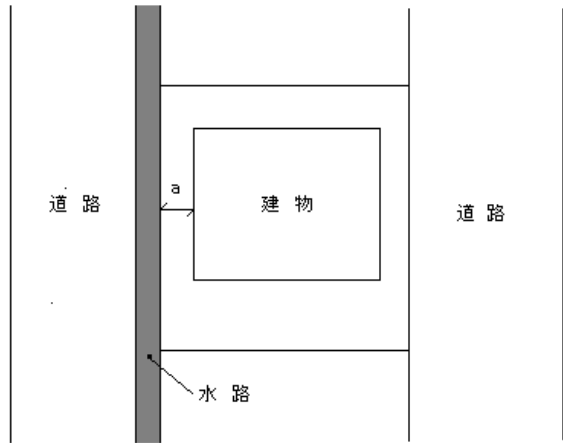
事例 道路と敷地との間に水路がある場合の道路斜線の緩和（後退距離）の取扱いについて

水路専用許可を取得した場合における前面道路の斜線については、以下のとおりとする。
後退距離は水路幅を含まず距離 a のみとする。



注）水路部分が、道路幅員に含まれない場合

なお、他の道路に接道している等、水路占用許可を取得しない場合は前面道路とはならないが、前面道路とみなし、前述の場合と同じ道路斜線を適用するのが望ましい（法第56条第 6 項の規定による緩和に関する措置が適用される場合を除く。）。下図参照。



（参考）

- ・ 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例

【関係法令等】

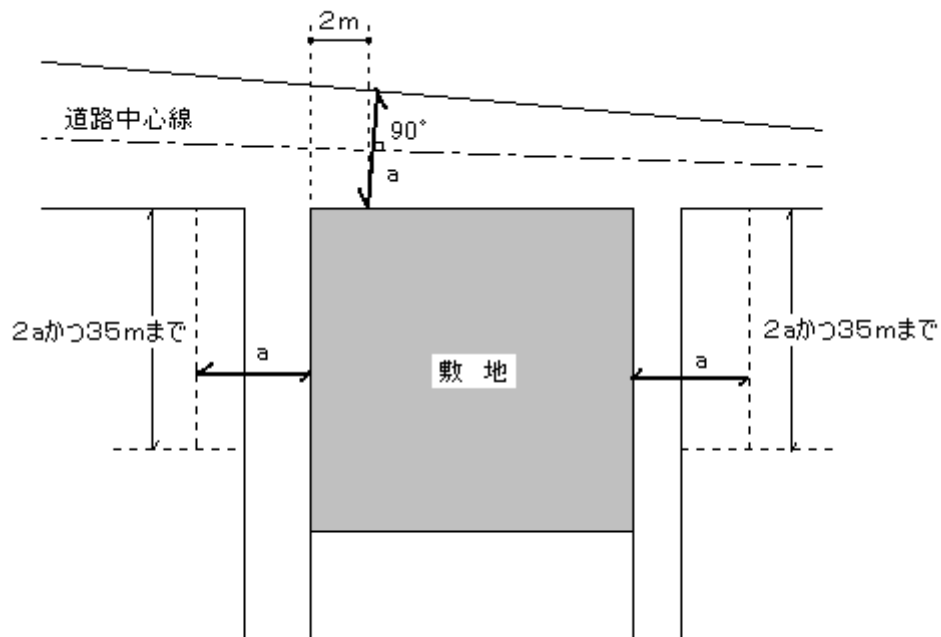
- ・ 法第56条第 2 項・第 4 項
- ・ 令第130条の12

コード番号	取扱い区分
3-d-005	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
 改正年月日 平成24年4月1日
 廃止年月日

事例 道路幅員が異なり、令第132条の二以上の前面道路がある場合、最大幅員をどこで規定するか。

下図による。



(参考)

- ・建築確認のための基準総則集団規定の適用事例

【関係法令等】

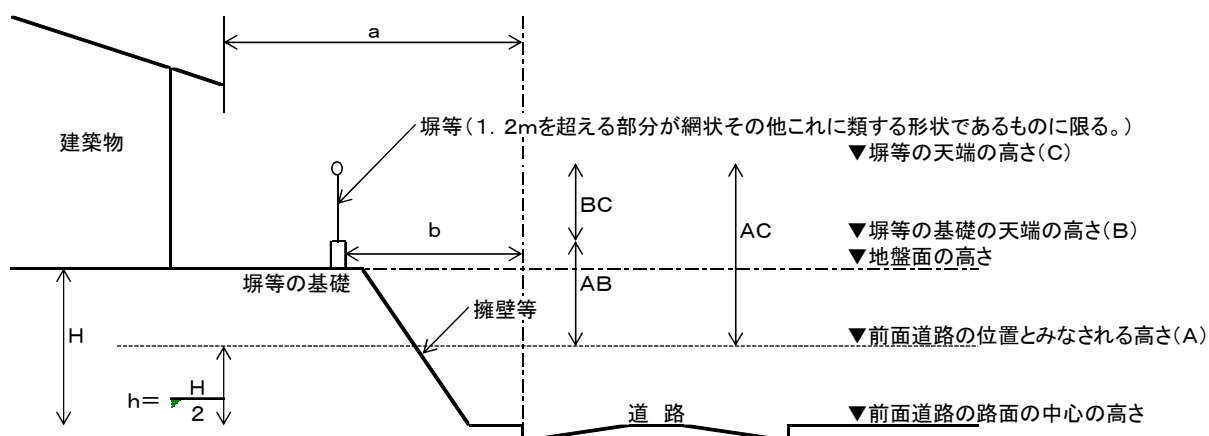
- ・法第43条、法第52条
- ・令第132条

コード番号	取扱い区分
3-d-006	解釈

施行年月日 平成14年4月1日
 改正年月日 令和元年7月1日
 廃止年月日

事例 敷地と道路に高低差がある場合の後退距離（法第56条第2項）について

敷地と道路に高低差がある場合の後退距離は、以下のとおりとする。



擁壁等の上部に塀等を設けた場合の塀等の高さの算定は、前面道路の路面の中心からの高さとなる。

また、敷地の地盤面が前面道路の道路面の中心よりHメートル高い場合、前面道路の位置は、道路面の中心の高さより $h = H/2$ メートル高い位置にあるものとみなす（県細則第20条）。

法第56条第2項の後退距離は、上記位置から塀等の高さが2メートル以下（1.2メートルを超える部分が網状その他これに類する形状であるものに限る。）の場合、前面道路の境界線から建築物までの距離 a とし、それ以外の場合は塀等までの距離 b とする。

具体的には、以下のすべてに該当するものは、後退距離を a とし、それ以外の場合は、後退距離を b とする。

- ① AC が2メートル以下の場合
- ② AB が1.2メートル以下で、 BC を「網状その他これに類する形状であるもの」とした場合

（参考）

- ・ 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例

【関係法令等】

- ・ 法第56条第2項・第4項
- ・ 令第130条の12第3号、令第135条の2第2項
- ・ 県細則第20条

コード番号	取扱い区分
3-d-007	解釈

施行年月日 令和元年 7 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例 法第44条第 1 項第 4 号により許可を受けた道路上空通路の敷地内の部分は、道路斜線制限の対象となるか

対象としない。

【関係法令等】

コード番号	取扱い区分
3-d-008	手続き

施行年月日 令和2年7月1日
 改正年月日 令和3年7月1日
 廃止年月日

事例 法第56条の2ただし書許可について

原則として、以下に掲げるものを除き許可の対象としない。

- 1 増築、改築※により新たに日影が許可に係る敷地、法による道路、河川及び水路の各区域以外の区域における法第56条の2第1項に定める水平面（以下、「基準面」という。）に生じない場合。
 - 2 増築、改築※により新たに日影が基準面に生ずる場合で、次のいずれかに該当するもの。
 - (1)公共建築物の建替等で、敷地の形状から従前と同様の日影が基準面に生ずる場合。
 - (2)日影が生ずる基準面の敷地を、日影を生ずる建築物の建築主が所有する場合
 - (3)日影を生ずる既存不適格建築物の敷地に、基準面に新たに日影が生ずることとならない建築物を建築した場合において、既存の日影と合成することにより新たに日影が生ずることとなる場合
 - (4)日影を生ずる既存不適格建築物に接して増改築する場合において、当該増改築部分は基準面に新たに日影が生ずることとならない規模であるが、既存の日影と合成することにより新たに日影が生ずることとなる場合
- ※構造の異なる建替えによって、新築となる場合を含む。

（参考）

- ・建築基準法質疑応答集 P5185「日影規制の例外許可」

【関係法令等】

コード番号	取扱い区分
3-d-009	手続き

施行年月日 令和2年7月1日
改正年月日 令和3年7月1日
廃止年月日

事例 法第56条の2ただし書き許可の周囲の同意について

1. 日影時間を超える建物が既存建築物（別棟、同一棟を問わず）の場合は同意を必要としない。
2. 新築、改築、増築により新たに日影時間を超える部分が生ずる場合は日影時間を超える敷地の権利者の同意を必要とする。

【関係法令等】

- ・ 法第56条の2
- ・ 例規3-d-028

3. 都市計画区域内の建築物の敷地、 構造及び建築設備

3-a 道路

3-b 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

3-c 用途地域

3-d 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地

3-e 防火地域

3-f 美観地区、地区計画等の区域

コード番号	取扱い区分
3-e-001	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 防火地域及び準防火地域内の既存不適格建築物の改築の取扱いについて

令第137条の10及び第137条の11でいう「改築」には、全面改築を含まない。
※改築の定義は「1-a-032」参照。

-
- 【関係法令等】**
- ・ 法第3条第2項、法第61条、法第86条の7
 - ・ 令第137条の10・の11
 - ・ 例規1-a-032

コード番号	取扱い区分
3-e-003	解釈

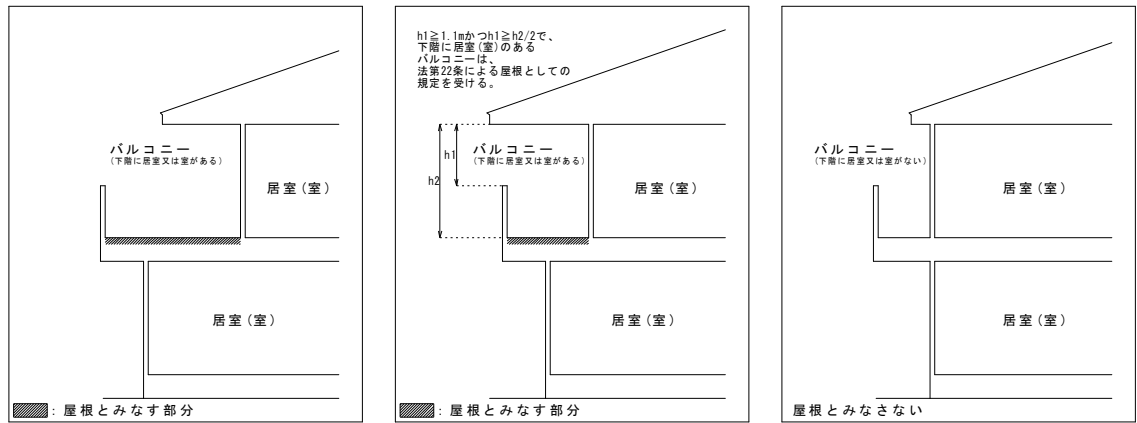
施行年月日 平成17年4月1日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 法第22条地域、防火地域及び準防火地域でのバルコニーの取扱い

下図において、屋根とみなされるバルコニーの部分については、法第22条及び第63条の規定に基づく屋根の性能が求められる。

また、バルコニーの仕上げ材に平成12年国土交通省告示第1365号の規定に適合していない防水材を用いる場合、次のいずれかを満たさなければならない。

- 1) 法第68条の26の規定に基づき性能を有するとして大臣認定を取得したもの
- 2) 防水材が露出とならないように、保護モルタル等の不燃材料で覆われたもの



【関係法令等】

- ・ 法第22条、法第68条の26
- ・ 令第109条の8、令第136条の2の2
- ・ H12告示1361号、H12告示1365号

4. 雑則

4-a 建築協定

4-b 建築審査会

4-c 既存建築物に対する制限の緩和

コード番号	取扱い区分
4-c-001	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
 改正年月日 平成26年8月1日
 廃止年月日

事例 基準時の敷地内において既存の木造作業場（法第48条にかかる既存不適格工場）を、構造を変えて建て替える（用途、規模は従前と同一）場合の既存建築物に対する制限の緩和（法第86条の7）の取扱いについて

法第86条の7により令第137条の7の適用は敷地単位のものとする。よって敷地内に別棟の建築物があれば、敷地単位の増築となり法第86条の7が適用される。別棟の建築物がない場合は敷地単位で新築となり法第86条の7は適用されない。

（参考）

例規・事例1-a-32（改築の定義）

【関係法令等】

- ・ 法第48条、法86条の7
- ・ 令第137条の7
- ・ 昭和37年9月25日付住指発第85号

コード番号	取扱い区分
4-c-002	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
 改正年月日 平成22年4月1日
 廃止年月日

事例 昭和26年に用途地域が指定され既存不適格となった工場を、昭和37年に令第137条の7に基づき1.5倍の増築を行った。昭和45年12月、令第137条の7第2号及び第3号は改正され「増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍をこえないこと。」となった。現在改築（棟単位）する場合、1.5倍の面積を確保できるか。

不可。

基準時の1.2倍の範囲で改築しなければならない。

【関係法令等】

- ・法第48条、法第86条の7
- ・令第137条の7

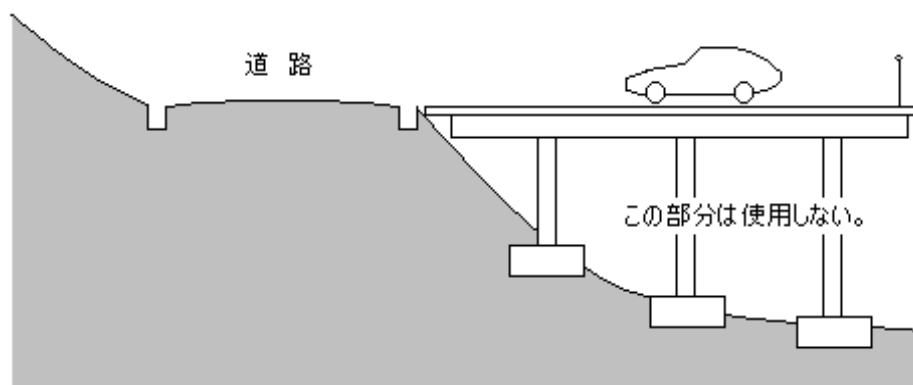
5. 工作物

コード番号	取扱い区分
5-001	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 平成26年8月1日
 廃止年月日

事例 人工地盤を駐車場とした工作物は令第138条第3項第2号に該当するか

該当する。



【関係法令等】

- ・法第88条第2項
- ・令第138条第3項第2号

コード番号	取扱い区分
5-004	解釈

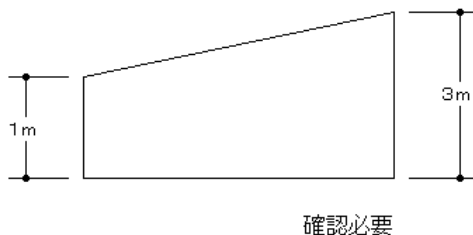
施行年月日 昭和61年8月1日
 改正年月日 平成22年4月1日
 廃止年月日

事例 擁壁の高さの取り方について

① 高さが一定でない場合

その擁壁の最高の高さとする。

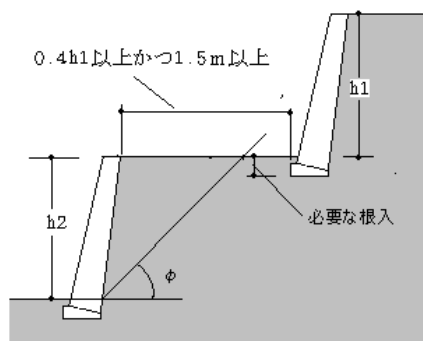
(最高の高さが2 mを超える場合は申請が必要。)



② 二段擁壁の場合

各々の高さ (h_1 、 h_2) とする。

(各々の高さが2 mを超えなければ申請は必要なし。)



【上部擁壁と下部擁壁が共にブロック工の例】

上図の場合、上部擁壁が下表の ϕ 角度内に入っていれば、それぞれ別の擁壁みなす。その場合には、水平距離が0.4 h_1 以上かつ1.5m以上離れていること。上部擁壁が下表の ϕ 角度内に入っていない場合は二段の擁壁とみなすので一体の擁壁として設計する必要がある。

角度 ϕ については「宅地防災マニュアルの解説（株ぎょうせい）」（P349～）による。

背面土質	軟岩（風化の著しいものを除く）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐蝕土
角度（ ϕ ）	60°	40°	35°	25°

【関係法令等】

- ・法第88条第1項
- ・令第138条第1項第5号
- ・宅地防災マニュアルの解説

コード番号	取扱い区分
5-005	解釈

施行年月日 平成2年3月15日
改正年月日 平成26年8月1日
廃止年月日

事例 生コンクリートプラント等の工作物の取扱いについて

高さ8mを超えるものは、令第138条第1項第4号にいう「その他これらに類するもの」として取扱う。

例 アスファルトプラント、ガスタンク、石油タンク、水道タンク

なお、製造施設、貯蔵施設等の工作物は、令第138条第3項の用途規制の対象となる工作物であることも留意されたい。

【関係法令等】

- ・法第88条第1項
- ・令第138条第1項第4号

コード番号	取扱い区分
5-007	解釈

施行年月日 平成4年2月21日
 改正年月日 平成26年8月1日
 廃止年月日

事例 遊戯施設とは

遊戯施設とは以下のものとする。

○令138条第2項第2号の遊戯施設

(1)ウォータースライド

スタート台の高さが着水面から4 m以上のもの。

(2)滑走面に多数のローラーがついたいわゆる「大型滑り台」

2 m以上の高架部及び8 m以上の高低差があるものは遊戯施設に該当する。

○令138条第2項第3号の遊戯施設（原動機を用いて回転運動する遊戯施設）に揺動運動するもの（海賊船等）を含む。

※対象外

- ①バンジージャンプ等ゴムを原動力とするもの
- ②ゴーカート等利用者の技能が関係し、かつ、スポーツ的要素を含むもの
- ③座席部が映像や音楽に合わせて擬似的運動するもの
- ④硬貨により自動運転を行う遊具
- ⑤ブランコ、子供用滑り台、ジャングルジム

【関係法令等】

- ・法第88条
- ・令第138条第2項第2号、第3号
- ・質疑応答集P7043
- ・1991(H3)年建築行政連絡会議

コード番号	取扱い区分
5-008	解釈

施行年月日 平成10年 4 月 1 日
改正年月日 平成26年 8 月 1 日
廃止年月日

事例

電気通信事業者等が設置する通信用の鉄塔の、工作物確認の要否とその高さの算定について

工作物確認は必要。
高さは、アンテナ部分を含めない。

- 【関係法令等】
- ・ 法第 6 条第 1 項、法第88条
 - ・ 令第138条第 1 項第 2 号

コード番号	取扱い区分
5-009	解釈

施行年月日 平成12年4月1日
改正年月日 平成26年8月1日
廃止年月日

事例 携帯電話の通信基地局に設置される通信機器収納ボックスの取扱いについて

通信基地局の機器収納ボックスが、通信用の鉄塔と機能上不可欠な設備であって機器の収納以外の目的を持たない限り、人が中へ入れるか否かを問わず建築物として扱わない。

なお、人が中に入る場合のメンテナンススペース等は必要最小限のものとする。

【関係法令等】

- ・法第2条第1号、法第88条
- ・令第138条第1項第2号

コード番号	取扱い区分
5-010	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例

神社・仏閣に設けられる不動明王、観音、三重塔、鳥居は、装飾塔・記念塔として工作物確認が必要か

必要。なお、人が常時出入できるものは、建築物となる。

【関係法令等】

- ・ 法第88条第1項
- ・ 令第138条第1項第3号
- ・ 建築基準法質疑応答集 P 7091（昭和26年12月22日 建設省住指発第675号）

コード番号	取扱い区分
5-011	手続き

施行年月日 令和元年7月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 建築物の敷地以外に築造する擁壁について

建築物の敷地を造成する擁壁、位置指定道路を築造するための擁壁又は準用工作物の敷地を造成する擁壁のうち高さ2mを超える擁壁は工作物確認を必要とするが、法第88条第4項に定めるものの他、他法令で安全が確認されているものについては工作物確認を不要とする。

なお、建築物の敷地を造成する擁壁以外の擁壁は、道路内の建築制限（法第44条）は適用とならないが、法第42条第2項道路のみなし道路部分に築造しないよう指導するものとする。

【関係法令等】

- ・法第88条
- ・令第138条

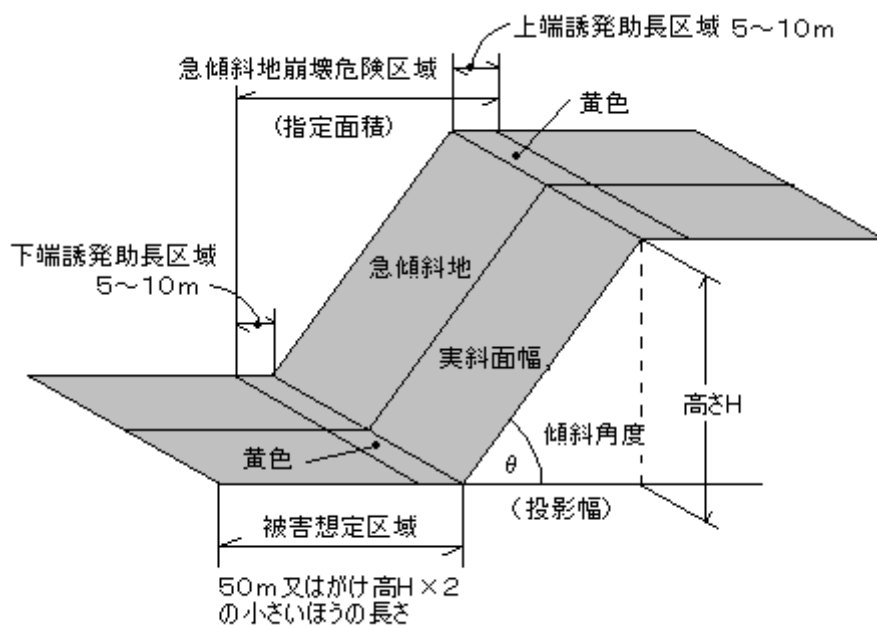
6. 条例、細則

コード番号	取扱い区分
6-001	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 災害危険区域の範囲

下図の急傾斜地崩壊危険区域とする。



【関係法令等】

- ・ 法第39条
- ・ 条例第3条

コード番号	取扱い区分
6-002	解釈

施行年月日 昭和59年 4 月 1 日
改正年月日 平成11年 5 月 1 日
廃止年月日

事例 条例第 6 条の接道の取扱いについて

1 ヲ所で 6 m以上必要。

【関係法令等】

- ・ 法第43条第 3 項
- ・ 条例第 6 条

コード番号	取扱い区分
6-004	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 条例第23条第1項中「現に幅員4 m以上の道路」の取扱いについて

法第42条第2項の道路は含まない。

【関係法令等】

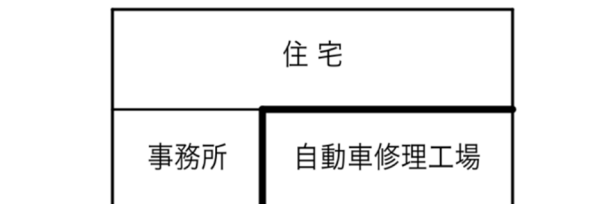
- ・ 法第42条第2項、法第43条第2項
- ・ 条例第23条第1項

コード番号	取扱い区分
6-005	解釈

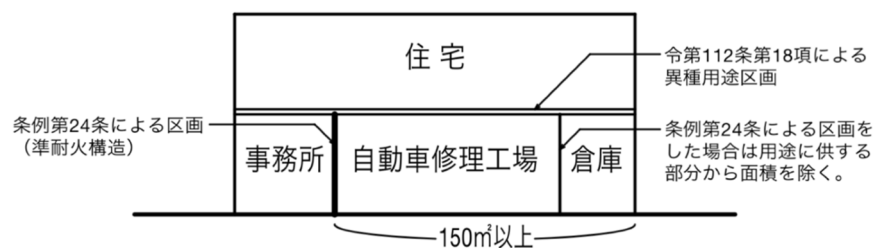
施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 令和3年7月1日
 廃止年月日

事例 条例第24条による自動車修理工場の区画について

(1)自動車修理工場の用途に供する部分が150㎡未満の場合



(2)自動車修理工場の用途に供する部分が150㎡以上の場合



※ 屋根が折板表し等の場合は屋根と壁のすきまは不燃材料（屋根と同等以上）で可とする。

※ 用途の判断については、「2-d-10」を参照。

【関係法令等】

- ・ 法第40条
- ・ 令第112条第18項
- ・ 条例第24条、例規2-d-10

コード番号	取扱い区分
6-007	指導

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 令和5年7月1日
 廃止年月日

事例 細則第5条第1項第4号の建築物及び工作物確認申請書の添付書類として建築主事が必要と認めるものとは

【特定行政庁群馬県のみ扱い】

原則として下記のものとする。

- a. 誓約書（別記様式1） 法第42条第2項道路に接している場合
- b. 公図の写し
- c. 他法令の許可書の写し等
 - ・急傾斜地崩壊危険区域内一許可書の写し
 - ・建築許可・認定一許可書・認定書の写し
 ※省令第1条の3「許可・認定の内容に適合することの確認に必要な図書」参照。
- d. 施設の構造設備基準照合済書の写し（別記様式2）

旅館業法、公衆浴場法、医療法に係る特殊建築物（ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿、映画館、演芸場、公衆浴場、病院、診療所、助産所、等）の場合

※独立行政法人国立病院機構の病院、国立大学法人の病院及び国立療養所については不要。
- e. 浄化槽仕様書（群馬県浄化槽指導要綱－別記様式第2）

し尿浄化槽の新設、又は増設がある場合
- f. 消防署への同意（法第93条第1項）又は通知（法第93条第4項）に関わる図書
 - ・建築物一消防同意用の副本又は省令別記第3号様式（建築計画概要書）
 - ・建築設備一省令別記第8号様式（確認申請書（昇降機））の第二面
- g. その他

敷地の接道状況写真

【関係法令等】

- ・規則第1条の3
- ・細則第5条第4号

別記様式 1

誓 約 書

今回私が建築物の確認申請をしようとする建築場所の敷地に接する道は、建築基準法第42条第2項の道でありますから、添付配置図の道路とみなす境界線（道路後退線）から突出して建築物はもちろん、門、塀、擁壁等は一切設けないことを堅く誓約いたします。

年 月 日

申請者 住所
氏名

建築主事 様

施設の構造設備基準照合依頼書

年 月 日

保健福祉事務所長 様

依頼人 住所
氏名

この計画書（図面）が、旅館、公衆浴場、興行場、病院等の構造設備の基準に適合するかどうか、ご審査願います。

照 合 済 書

年 月 日

様

保健福祉事務所長

印

この計画書（図面）は、旅館、公衆浴場、興行場、病院等の法令及び条例等で定める構造設備の基準に適合しています。

- （注） 1． 不要の文字は消去してください。
2． 次の箇所（部分）が不適合ですから修正させました。
- (1)
 - (2)
 - (3)
 - (4)

浄化槽仕様書

年 月 日

設置者の住所

ふりがな

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

1. 設置場所の地名地番			
2. 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
3. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²		
5. 処理対象人員及び算定根拠	人		
6. 処理能力	イ 日平均汚水量 ロ 生物化学的酸素要求量の除去率 ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	m ³ /日 % m g / l	
7. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ()		
8. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
9. 着工予定年月日	年 月 日	10. 使用開始 予定年月日	年 月 日
11. その他特記すべき事項			
12. 建築基準法に基づく浄化槽の種類【該当箇所にチェックをお願いします】 ☐ 国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合（昭和55年建設省告示第1292号） 告示（第1292号 第 第 号 ）処理方式（ ） ☐ 国土交通大臣の認定を受けた場合（法第31条第2項の認定又は令第35条第1項の認定） 認定番号（ ） ☐ 型式適合認定（法第68条の10第1項） 認定番号（ ） ☐ 型式部材製造者認証（法第68条の20第1項） 認証番号（ ）			
13. 添付図書 ①案内図、②配置図（浄化槽の設置、排水系統図、放流経路、放流先、方位、道路等を記載したもの）、③構造図、④仕様書、⑤処理工程図、⑥設計計算書、⑦浄化槽を設置しようとする建築物の平面図、⑧建築基準法第31条第2項の認定に係る認定書の写し又は建築基準法施行令第35条第1項の認定書の写し、⑨建築基準法第68条の10第1項の認定を受けた型式の認定書の写し（別添仕様書および図面を含む）、⑩建築基準法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等に係る認定書の写し、⑪浄化槽法第13条の認定に係る認定書 ■ 国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合・①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑪ ■ 国土交通大臣の認定を受けた場合・①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑪ ■ 型式適合認定による場合・①、②、⑦、⑨又は（社）浄化槽システム協会作成図面集、⑪ ■ 型式部材製造者認証による場合・①、②、⑦、⑩、⑪			

行政庁記入欄

--

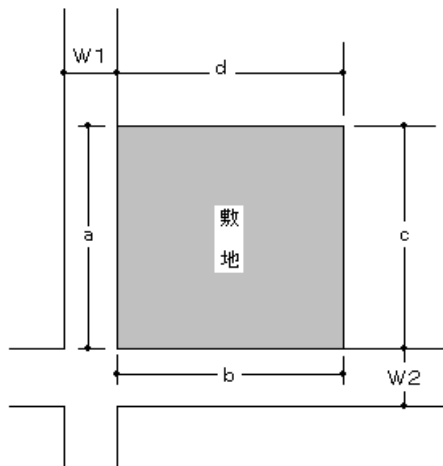
- (注意) 1 2 欄、3 欄及び7 欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 2 11欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。
 3 添付図書欄、型式適合認定による場合で、建築基準法第38条（旧法第38条（平成12年改正前の昭和55年建設省告示第1292号第13）による方式）による場合は⑧を添付すること。

コード番号	取扱い区分
6-008	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 令和元年7月1日
 廃止年月日

事例 細則第19条角地の指定の取扱いについて

1号



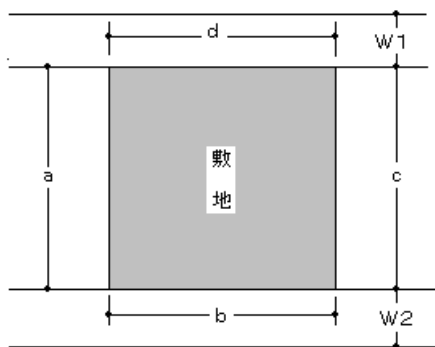
$$W1 + W2 \geq 10\text{m}$$

かつ

$$a + b \geq (a + b + c + d) / 3$$

ただしW1とW2は、どちらか一方が法第42条第2項道路でも可。

2号



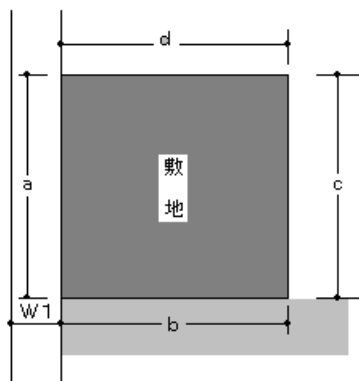
$$W1 + W2 \geq 10\text{m}$$

かつ

$$b + d \geq (a + b + c + d) / 3$$

ただしW1とW2は、どちらか一方が法第42条第2項道路でも可。

3号(1)

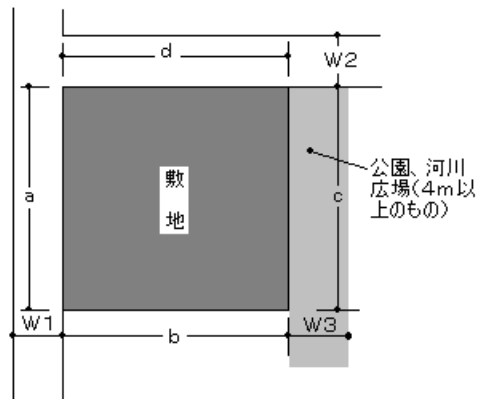


b, c, dのいずれかが公園、河川、広場で、その幅員と道路幅員(W1)を合せて幅員合計が10m以上。

ただし、公園、河川、広場の幅員が4m以上のものとする。bが公園とすると、

$$a + b \geq (a + b + c + d) / 3$$

3号(2)

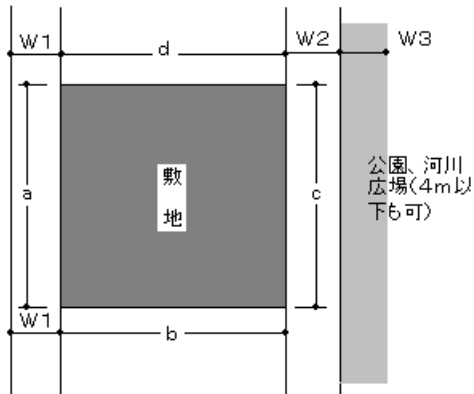


$$W1 + W2 + W3 \geq 10\text{m}$$

かつ

$$a + c + d \geq (a + b + c + d) / 3$$

3号(3)



$$W1 + W2 + W3 \geq 10\text{m}$$

かつ

$$a + c \geq (a + b + c + d) / 3$$

※線路敷（高架のものは除く）も公園、河川、広場と同様に扱う。

※通常、法第42条第2項道路の幅員は4mとみなす。

※法第68条の2に基づく地区計画条例において建蔽率が制限される場合、細則第19条角地の指定による緩和は適用されない。

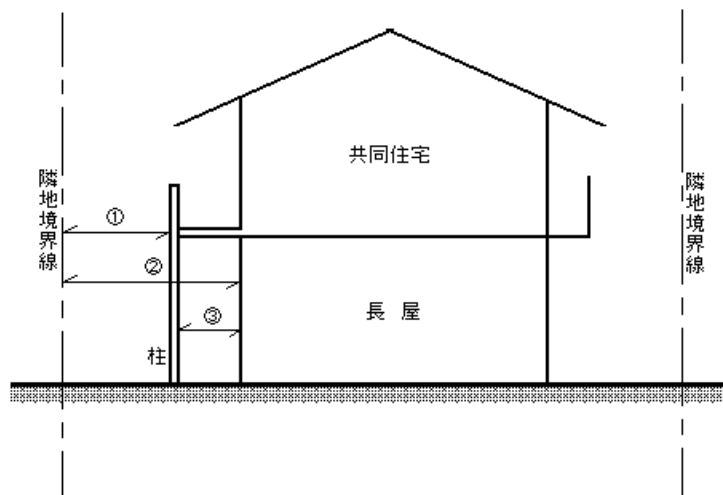
【関係法令等】

- ・法第53条第3項第2号
- ・法第68条の2
- ・細則第19条

コード番号	取扱い区分
6-009	解釈

施行年月日 平成3年11月12日
 改正年月日 平成26年8月1日
 廃止年月日

事例 条例第19条及び第26条による共同住宅及び長屋の主要出入口の前面通路の幅員の取り方について



- ① 原則とする
- ② は、避難上支障がない柱でかつ通路部分に段差がなく、容易に通行できるものは可
- ③ を廊下状(手すり等を設けたもの)にした場合は共同住宅として扱う

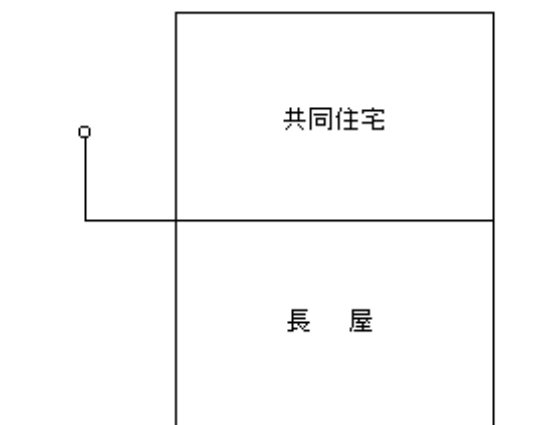
【関係法令等】

- ・ 法第40条
- ・ 条例第19条、条例第26条

コード番号	取扱い区分
6-011	解釈

施行年月日 昭和61年 8 月 1 日
 改正年月日 平成26年 8 月 1 日
 廃止年月日

事例 1 棟に共同住宅と長屋がある場合の条例第19条と第26条第 1 号の通路の取扱いについて



別々に扱うが、通路が重複する部分については、各々の面積の合計によって算定した通路幅とする。

【関係法令等】

- ・ 法第40条
- ・ 条例第19条、条例第26条

コード番号	取扱い区分
6-012	解釈

施行年月日 平成元年 7 月 6 日
改正年月日 平成14年 4 月 1 日
廃止年月日

事例 細則第 6 条第 2 項でいう住宅は、賃貸住宅を含むか。

自己居住用住宅に限る。

【関係法令等】

・ 細則第 6 条第 2 項

コード番号	取扱い区分
6-016	解釈

施行年月日 平成 4 年 2 月21日
改正年月日
廃止年月日

事例 条例第25条の車庫内の出入口について

車庫等の内に設ける出入口で、居室以外で軽微な倉庫・物置等のための出入口についてはこの限りでない。

- 【関係法令等】
- ・ 法第40条
 - ・ 条例第25条

コード番号	取扱い区分
6-018	手続き

施行年月日 平成 8 年 4 月 1 日
改正年月日 平成14年 4 月 1 日
廃止年月日

事例 確認申請書に添付する防災計画書で、別棟の既存建築物の記載及び図面の添付について

防災計画書別記様式第 3 号の 2 は、敷地全体の概要を記入し、棟別の概要の別記様式第 3 号の 2 別紙は、申請建築物（細則第12条に規定する以外のものは不要）のみ記載する。

配置図には既存建築物を含め全建築物を記入し、平面図には申請建築物（細則第12条に規定する建築物以外のものは不要）のみ添付する。なお、平面図に記入する換気設備には換気扇等の位置を記入し、ダクトの記入は不要とする。

【関係法令等】

・細則第 5 条第 3 号

コード番号	取扱い区分
6-019	解釈

施行年月日 平成9年4月1日
 改正年月日 令和5年7月1日
 廃止年月日

事例 建築確認済証発行後、浄化槽の仕様を変更する手続きについて (浄化槽仕様書の内容変更について)

- 1 計画変更確認申請によるもの
 - ① 処理対象人員の増加又は浄化槽人槽の減少を伴うもの
 - ② BOD除去率の低下又は放流水のBODの上昇を伴う浄化槽の変更を伴うもの
(10人槽以下の戸建ての住宅に供する場合の変更を除く)
 - ③ 処理方式の変更を伴うもの
(性能・能力の低下(処理できる人員の減少、放流水質(BOD等)の悪化)がなく、かつ、大臣認定を受けているものに変更する場合を除く)
 - ④ その他建築主事が必要と認めるもの
- 2 1以外については環境森林事務所または保健所等と協議のうえ浄化槽法の手続きによることとする。なお、浄化槽法の手続きには、下記のものがある。
 - ① 浄化槽変更届出書(浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(共同省令)別記様式第2号)
 浄化槽変更届出書によった場合は、当該届出書に確認を受けた浄化槽仕様書の写し、及び浄化槽仕様変更概要書(群馬県浄化槽設置等事務処理要領－別紙)を添付すること。
 (書類の提出及び経由は浄化槽設置届出書と同様)
 - ② 浄化槽工事業業者等変更報告書(群馬県浄化槽設置等事務処理要領－別記様式第3)
 環境森林事務所または保健所等と協議する。土木事務所への、写し等の提出は不要。

※浄化槽法手続き、様式は、「群馬県浄化槽指導要綱」を参照のこと。

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課一般廃棄物係

<https://www.pref.gunma.jp/page/6981.html>

【関係法令等】

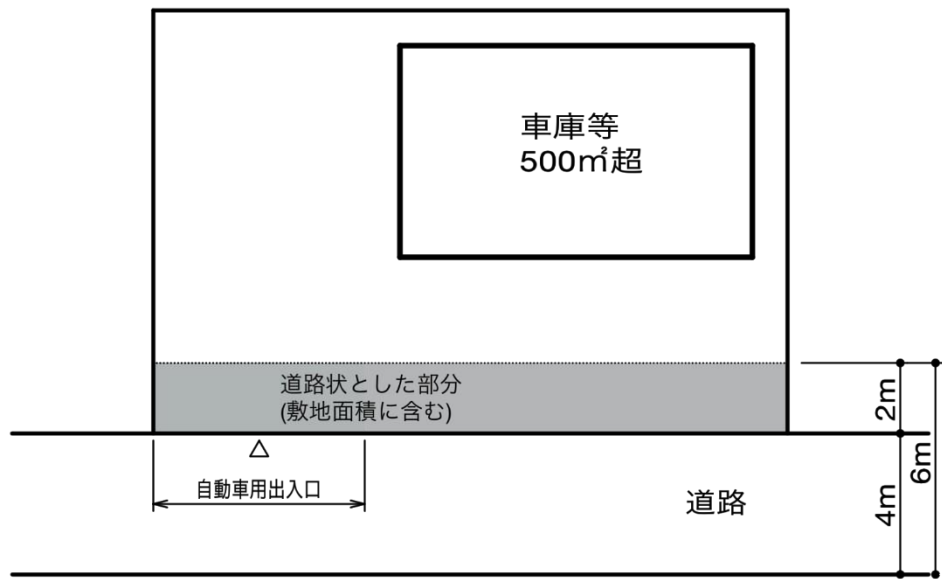
- ・法第31条
- ・令第32条
- ・規則第3条の2

コード番号	取扱い区分
6-020	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
改正年月日 令和7年4月1日
廃止年月日

事例 条例第23条第1項で規定する、車庫等の床面積の合計が500㎡を超える場合の敷地において、前面道路の幅員が4 m以上 6 m未満の場合、道路状にした敷地の一部分は、敷地面積に含まれるか

敷地の一部である。



【関係法令等】

- ・ 法第43条第2項
- ・ 条例第23条

コード番号	取扱い区分
6-021	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
 改正年月日 平成22年4月1日
 廃止年月日

事例 細則第6条の手数料の減免の取扱いについて

第1項第1号 複数棟が同一申請の場合は、各棟ごとの手数料を算出し、その合計の二分の一とする。（例規1065昭和44年2月15日付建設省熊住指発1528号）公営住宅法にもとづいて建築する集会場等についても算出した額の二分の一とする。

第2項 災害が発生した日から6月以内に着工する場合に手数料免除するものである。住宅以外の別棟の物置、作業所等は免除しない。
火災により住宅を滅失した場合で手数料の免除を受けられる者は、罹災証明に記載された者又は罹災証明に記載された者と連名で申請する者に限る。
その他の災害については行政庁の判断による。

第4項 知事（知事から事務委任を受けた者を含む）と同一会計である教育長又は警察本部長による計画通知は、計画通知手数料（構造計算適合性判定に要する手数料を除く）及び許可申請手数料を免除する。
したがって、公営企業会計等の病院管理者、企業管理者等による計画通知は、手数料を免除しない。

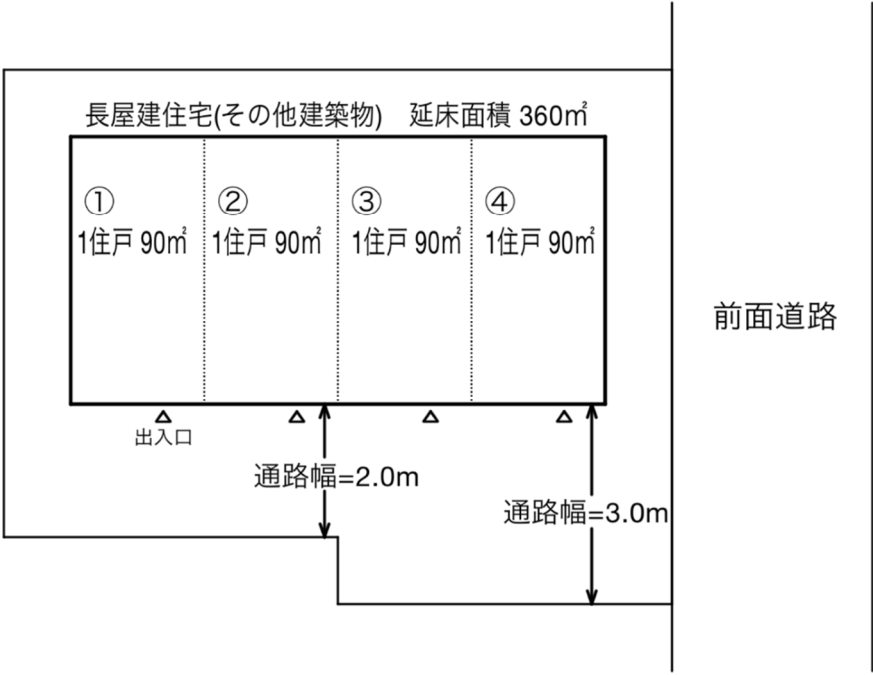
【関係法令等】

- ・細則第6条
- ・昭和44年2月15日付建設省熊住指発1528号

コード番号	取扱い区分
6-022	解釈

施行年月日 平成26年 8 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例 県条例第26条で規定する敷地内通路の取り扱いについて



①+②=180㎡ < 200㎡ よって 2 m以上とする

①+②+③=270㎡ > 200㎡ よって 3 m以上とする

棟単位の延床面積ではなく、敷地内通路に面する各住戸の床面積の累計により幅員が決定される。

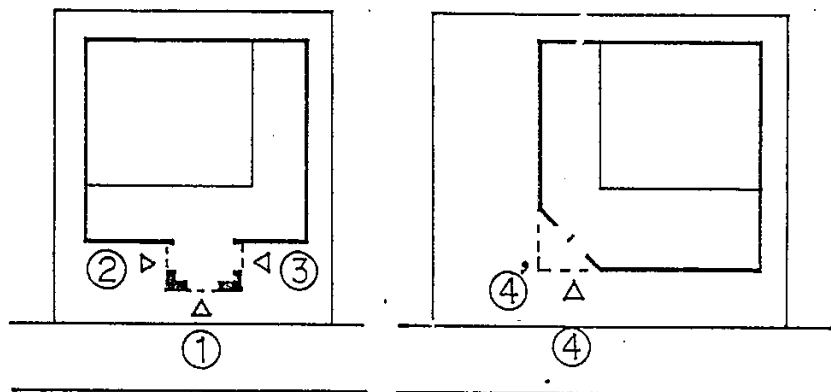
【関係法令等】

- ・ 法第40条
- ・ 条例第26条

コード番号	取扱い区分
6-023	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 県条例第10条「主要な出入口」とは



- ①②③に入口がある場合
①を主要出入口として前面空地の規定を適用する
- ②③に入口がある場合
②③を主要出入口として前面空地の規定を適用する
- ④に入口がある場合
④を主要出入口として側面空地の規定を適用する
- ④'で前面、側面が判断しかねる場合
安全側の規定を適用する

【関係法令等】

コード番号	取扱い区分
6-024	解釈

施行年月日 令和4年7月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 興行場等の戸の開き方について

条例第10条の4第五号、第11条第五号、第11条の2第七号及び第12条第1項で規定する、興行場等の出入口の戸の扱いは、以下のとおりとする。

(1) 開き戸

避難方向に開くことができるものとする。

(2) (1)以外の戸

本条項号においては、不問とする。

例：引き戸

【関係法令等】

・ 条例第10条の4第5号、第11条第5号、第11条の2第7号、第12条第1項

コード番号	取扱い区分
6-025	解釈

施行年月日 令和5年7月1日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 条例第21条ただし書きの公園、広場その他これらに類するものについて

条例第21条の規定は、不特定多数の者の利用により、集散の度が高い大型の物品販売業を営む店舗について、避難、通行及び消防上の見地から、その敷地の接道長さを、敷地外周の1/7（敷地奥行2.5に対し接道長さ1）以上とすることを規定したものである。

ただし書は、幅員6m以上の道路に代わる避難上、消防活動上有効な公園、広場その他これらに類する空地に半永久的に接するときの適用除外規定である。

「公園、広場その他これらに類する空地」の例

公園	- 都市公園法による公園又は緑地 - 公共団体が管理する公園又は緑地
広場	公共団体が管理する広場
その他これらに類する空地	- 都市計画公園で築造済のもの又は事業認可されており空地となっているもの - 公共団体が管理する農道、緑道又は赤道

【関係法令等】

- ・条例第21条ただし書き

コード番号	取扱い区分
6-026	手続き

施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日
改正年月日
廃止年月日

事例

条例第 4 条ただし書きの「敷地の状況により・・・おそれがないと認める」場合の取扱いについて

災害危険区域担当課（群馬県県土整備部砂防課及び各土木事務所）と協議のうえ判断する。

【関係法令等】

7. その他（他法令との関係等）

コード番号	取扱い区分
7-001	解釈・指導

施行年月日 平成14年4月1日
 改正年月日 平成29年7月1日
 廃止年月日

事例 日本建築行政会議編集図書の位置付けについて

日本建築行政会議が編集に携わっている「建築物の防火避難規定の解説」、「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」、「建築構造審査・検査要領―確認審査等に関する指針運用解説編」、「浄化槽の設計・施工上の運用指針」及び「建築設備設計・施工上の運用指針」（いずれの図書も版数は最新のものとする）については、行政手続法第5条第1項の規定に基づく建築確認申請に係る審査基準である「群馬県建築基準法例規・事例集」に準ずるものとする。

なお、記述内容に応じて次のとおり分類する（別紙参照）。

- ・「…必要がある」「…ねばならない」等と記述されている事項は、「解釈事項」（＝法令を解釈したもの）とする。
- ・「…が望ましい」等と記述されている事項は、「指導事項」（＝法令に規定のない行政指導であるもの）とする。

【関係法令等】

コード番号	取扱い区分
7-002	手続き

施行年月日 平成15年4月1日
改正年月日 平成26年8月1日
廃止年月日

事例 法第77条の32の規定に基づく指定確認検査機関からの照会回答について

指定確認検査機関から文章にて照会を行いたい旨の連絡があった場合には、別記様式第1を用いるよう指導する。

なお、同様式中の添付図書欄には、指定確認検査機関より提供のあった参考資料等を記載してもらい、必要に応じて資料の追加を求める。

また、文書照会に対する回答にあたっては別記様式第2を用いる。

ただし、簡易な内容の照会回答については、必ずしも文章での取り交しでなくても可能とする。

参考

群馬県内を業務範囲とする指定確認検査機関一覧は、群馬県建築行政のページ「群馬県内を業務範囲とする指定確認検査機関について」を参照。

【関係法令等】

・法77条の32

照 会 書

建築基準法第 77 条の 32 の規定に基づき、下記について照会します。

平成 年 月 日

特定行政庁

様

指定確認検査機関名

印

指定番号

連絡者住所

電話

氏名

記

添付図書（ ）

回 答 書

平成 年 月 日付で、建築基準法第 77 条の 32 の規定に基づき照会のあった事項について下記のとおり回答します。

平成 年 月 日
第 号

指定確認検査機関
様

特定行政庁

記

備考

コード番号	取扱い区分
7-003	手続き

施行年月日 平成17年4月1日
改正年月日 令和7年4月1日
廃止年月日

事例 土木事務所で発行する証明について

【特定行政庁群馬県のための扱い】

特定の者のためにする証明の事務として、代表的なものを以下に示す。

証明を申請する者は、申請書2部（正・副）を土木事務所に提出するものとする。

なお、証明1件につき400円の申請手数料を要する。

1. 建築確認台帳記載事項証明申請書
2. 工作物確認台帳記載事項証明申請書
3. 昇降機確認台帳記載事項証明申請書
4. 建築工事届提出証明申請書

※建築確認申請を要しない場合に発行するものとする。

例1 都市計画区域以外において法第6条第1項第1号建築物、第2号建築物又は土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物に該当せず、建築確認申請を要しない場合に提出された建築工事届

例2 改正法の施行（令和7年4月1日）前において建築確認申請を要しない場合に提出された建築工事届

5. 道路位置指定証明申請書

注意事項

- ・ 都市計画区域外の法第6条第1項第1号又は第2号に該当しない建築物にかかる、確認申請が不要である旨の証明は発行できない。
- ・ 上記1～3に係わる処分が、指定確認検査機関で行われた場合には、上記に準じた様式に同機関で処分がなされた旨を明記し、証明書を交付するものとする。
- ・ 証明は処分時における情報であり、処分後の変更（地名地番の変更等）内容は反映されない。

【関係法令等】

- ・ 地方自治法第227条
- ・ 群馬県証明手数料条例第2条

建築確認台帳記載事項証明申請書

年 月 日

様

申請者
住所
氏名

下記の事項について、建築確認台帳に記載された事項と相違ないことを証明してください。

記

1	建 築 主 の 住 所	
2	建 築 主 の 氏 名	
3	建 築 場 所	
4	用 途 及 び 構 造	
5	工 事 種 別	新築□、 増築□、 改築□、 移転□、 用途変更□、 大規模な修繕□、 大規模な模様替え□
6	延 べ 面 積	m ²
7	確 認 済 証 の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
8	中間検査合格証の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
9	検 査 済 証 の 年月日及び番号	年 月 日 第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

印

工作物確認台帳記載事項証明申請書

年 月 日

様

申請者

住所

氏名

下記の事項について、工作物確認台帳に記載された事項と相違ないことを証明してください。

記

1	築造主の住所	
2	築造主の氏名	
3	敷地の位置	
4	工作物の種類 及び構造	
5	高さ	m
6	確認済証の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
7	検査済証の 年月日及び番号	年 月 日 第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

印

昇降機確認台帳記載事項証明申請書

年 月 日

様

申請者
住所
氏名

下記の事項について、工作物確認台帳に記載された事項と相違ないことを証明してください。

記

1	設置者の住所	
2	設置者の氏名	
3	設置所在地	
4	種類及び構造	
5	積載荷重、最大定員及び定格速度	積載荷重 N、 最大定員 人、 定格速度 m/ s
6	確認済証の年月日及び番号	年 月 日 第 号
7	検査済証の年月日及び番号	年 月 日 第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

印

建築工事届提出証明申請書

年 月 日

様

申請者
住所
氏名

下記建築物の敷地の位置は都市計画区域外であり、かつ、建築基準法第6条第1項各号に該当しない建築物であることから、建築確認申請の必要はありません。

ついては、建築工事の着工前に届出が必要となる建築基準法第15条第1項の規定に基づく建築工事届が提出されたことを証明してください。

記

1	建 築 主 の 住 所	
2	建 築 主 の 氏 名	
3	届 出 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
4	敷 地 の 位 置 地 名 地 番	
5	主 要 用 途 及 び 工 事 部 分 の 構 造	
6	工 事 部 分 の 床 面 積 の 合 計	m ²

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

印

道路位置指定証明申請書

年 月 日

様

申請者
住所
氏名

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定について、下記のとおり証明してください。

記

1	申請者の住所	
2	申請者の氏名	
3	道の指定時の地名地番	
4	道路の幅員及び延長	
5	指定年月日及び番号	年 月 日 第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

印

コード番号	取扱い区分
7-005	手続

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 建築確認等の証明の申請者の資格について

制限なし。

(参考)平成6年2月4日 学事文書課確認済

【関係法令等】